

第5期 横浜市地域福祉保健計画

計画期間：2024（令和6）年度—2028（令和10）年度

よこはま笑顔プラン



認めあい
つながり
とともに



第5期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたって

人口減少や少子高齢化の進展による担い手不足、雇用慣行の変化、価値観や生活様式の多様化など、横浜市の地域福祉保健を取り巻く環境は大きく変化しています。

また近年、いわゆる「8050問題」や、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなど、生活課題の複合化・複雑化も問題となっています。さらに、地域のつながりが徐々に希薄化している中で、こうした困りごとを抱えていても、誰にも相談することができずに孤立し、問題が深刻化してしまう方々もいます。

こうした中、地域で暮らす市民の皆様、関係機関・団体の皆様、そして行政が協力して、互いに支えあうことのできる、より良い地域づくりに取り組むことで、『誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる よこはま』を実現するために、「第5期横浜市地域福祉保健計画」を策定しました。

地域の絆を支える横浜の市民力は、横浜市の財産です。この計画により、地域福祉保健の推進に向けて、目指す方向性や目標を皆様と共有し、互いに認めあい、つながりあうことのできる地域を、ともにつくってまいります。皆様の御支援と御協力をお願いします。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心に議論していただいた横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会の皆様、パブリックコメントなどを通じて、多くの貴重な御意見・御提案をお寄せいただいた市民の皆様及び関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

横浜市は、この計画のもと、皆様とともにより良い地域づくりに取り組んでまいります。

令和6年3月
横浜市長

山 中 竹 春



身近な地域で誰もがつながり、支えあう「地域共生社会」の実現に向けて

市民の皆さまが身近な地域の課題を話しあい、そこで出た言葉を丁寧に拾い上げて計画の骨子としていく。私自身、名和田委員長とご一緒に第1期横浜市地域福祉保健計画(以下、市計画)の策定に携わり、当時から大切にしてきたことです。コロナ禍の「集まって話す」ことが困難であった時期を経てなお、ボトムアップによる計画策定のスタイルが途切れることなく続いていることは、本当に市民力のなせる業です。

本会では、第1期市計画が策定される前から、地域の皆さんと膝を突き合わせ、住み慣れた地域で幸せに暮らすための知恵と力をどう出し合うか話しあい「地域福祉活動計画」として策定・推進してまいりました。どちらも地域福祉保健を推進するための計画であることから、第3期市計画からは一体的に取り組むことといたしました。

第4期市計画では、「より身近な地域でつながり、支えあう基盤づくり、体制づくりの推進」に力を入れてきました。近所付き合いが希薄になる中で「つながり、支えあう」のは大変難しくなっています。しかし、コロナ禍で多くの制限がある中でも、つながりを途切れさせないように、支えあいが継続するようにと、横浜のそこかしこで様々な工夫を凝らした取組がありました。本会が主催するよこはま地域福祉フォーラムでもそうした地域に根差した取組が共有され、居場所があること、ご近所の助けあい、お互い様といったことの大切さを改めて実感しています。

孤独や社会的孤立は健康や生命にも深刻な影響を与えることが最近の研究で分かってきています。自分の健康を守るためにも暮らしやすい地域づくりのためにも、この、やさしそうで難しい「つながりづくり」に果敢にチャレンジしてまいりましょう。

第5期市計画では、障害の有無にかかわらず、年齢や国籍にもとらわれず、困りごとを抱えている人が孤立することのないよう、多様な力を合わせて、連携・協働による支えあいを進めてまいります。

目指すは「地域共生社会」の実現です。一段と高い目標を掲げました。どうぞ、お力添えをいただきますようお願い申しあげます。

令和6年3月
社会福祉法人
横浜市社会福祉協議会
会長 荒木田 百合



新しい地域福祉保健計画で新しい地域コミュニティの再生を

横浜市地域福祉保健計画も全市計画は第5期となり、すっかり横浜市の地域コミュニティに関する計画として定着した感があります。第1期からずっと関わらせていただいた者として、その間の展開を思い返し、横浜がこのような素晴らしい地域づくりのツールを我がものとしたことを大変よろこばしく思っています。

日本一の巨大自治体である横浜市の地域福祉保健計画は、支援的計画である全市計画、本体的計画である各区の計画、それに身近な地域での住民自身による地区別計画の、三層構造をとつており、大規模な自治体でもきめの細かい地域づくりが福祉の観点からできるようになっています。第2期計画においてすでに全ての地区で地区別計画が策定され、各地域で地域活動を推進する際の軸となる仕組みとなって定着したことは、横浜市民の獲得した大きな成果です。

本計画冊子の中にも述べられていますが、福祉ないし地域福祉保健は、狭義の福祉だけではなく、防災、教育、多文化共生、環境、都市計画・建築、交通等々の様々な分野とも関わっており、実際にも地区別計画を拝見すると、こうしたいわば「他分野」の取組がたくさん登場します。ある区の区計画が「暮らしやすいまちづくりの計画」と題しているのも頷けようというものです。

包括的な地域づくりの強力なツールとして地域福祉保健計画を生かして、これからも住みよい横浜の地域を築いていきたいところですが、このところ実際のその現場で柱となるべき自治会町内会の加入率が下げ止まらず、また地域のつながりの希薄化も進行しているのが現実です(本計画冊子にもデータが載っています)。そんな中でどうやって地域コミュニティを再生していくのでしょうか？

おそらく、まさにこの地域福祉保健計画を用いて、地域の状況をみんなで話しあい、必要な手を打っていくことによってです。

これから、区計画や地区別計画も第5期に突入していきます。その話しあいと取組の中でこの「地域福祉保健計画」という得難いツールを十分に活用し、住みよい地域をつくってまいりましょう。

令和6年3月
横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会
委員長 名和田 是彦



目次

第 1 章 計画の趣旨 |

1 地域福祉保健計画について.....	2
(1) 人口減少・超高齢社会の到来と、複合化・複雑化する生活課題	2
(2) 地域共生社会の実現と「地域福祉計画」	2
(3) 横浜市の地域福祉保健計画.....	2
(4) 地域福祉保健計画の推進における「自助」、「共助」、「公助」の連携	3
(5) 地域福祉保健計画の策定の趣旨	4
(6) 計画期間.....	4
2 計画の位置づけ	5
(1) 「横浜市中期計画 2022~2025」との関係	5
(2) 主な福祉保健の分野別計画との関係.....	7
(3) 市計画・区計画・地区別計画の関係.....	12
(4) 圏域の考え方	14

第 2 章 横浜市の地域福祉保健計画を取り巻く状況 | 15

1 国の動向.....	16
(1) 地域福祉推進の理念 ~地域生活課題の把握と、関係機関との連携等による解決~	16
(2) 包括的な支援体制づくり ~課題解決 & つながり続けるアプローチ~.....	16
2 横浜市のこれまでの取組 ~包括的な支援体制を見据えて~.....	18
(1) より身近な地域での基盤づくり・体制づくりの推進	18
(2) 地区別支援チームによる住民主体の活動支援	18
(3) 「地域に身近な福祉保健活動の拠点」としての地域ケアプラザの整備	18
3 統計データからみる横浜市の状況	19
(1) 2021 年をピークに人口は減少、今後は 85 歳以上人口が大幅に増加	19
(2) 単身世帯の増加.....	20
(3) 地域における「つながり」の希薄化.....	20
(4) 自治会町内会加入率の減少	21
(5) コロナ禍における地域活動・交流の機会の変化	21
(6) 「何らかの形で、積極的に社会に役に立つことをしたい」と思う人が半数以上	22
(7) 市内の認証 NPO 法人等の増加	22
4 第4期計画の振り返りと第5期計画のポイント	23
(1) 身近な地域における「つながり」と「支えあい」の創出	23
(2) 世代や分野にとらわれない、包括的な支援体制の構築	23
(3) 困りごとを相談しやすい環境整備	23
(4) 様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し、尊重しあえる機会の創出	24

(5) 支援機関同士の情報共有・連携強化を通じた支援体制の強化	24
(6) 学校と地域が一緒になって子どもを育てるための取組.....	24
(7) 一人ひとりの関心・参加意欲、個性に着目した多様な活動機会の創出	24
第 3 章 第5期計画の方向性.....	25
1 全体像と基本理念	26
2 目指す姿.....	27
3 目指す姿と取組のつながり.....	28
第 4 章 推進のための取組	29
1 身近な地域で支えあう仕組みづくり.....	31
(1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実.....	31
(2) 課題解決に向けた住民、支援機関、関係機関・団体の連携.....	37
(3) 身近な地域における総合的な権利擁護の推進	44
(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり	49
2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり	53
(1) 地域における関係組織・団体の体制の強化	53
(2) 社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援.....	57
(3) 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり	61
3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進	64
(1) 多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり.....	64
(2) 交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充	69
(3) つながりを通じた健康づくりの推進	74
第 5 章 推進体制	79
1 推進体制	80
2 推進の視点	81
(1) 地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域福祉保健を推進する	81
(2) 一人ひとりの暮らしに着目して支える	81
(3) 既存の枠組みにとらわれず解決に向けて取り組む	82
3 計画の評価方法	83
(1) 計画の評価時期	83
(2) 評価の基本的な考え方	83
(3) ロジックモデルを活用した評価	83
(4) 評価内容・手順	85
資料編	87

第Ⅰ章 計画の趣旨

- 1 地域福祉保健計画について
- 2 計画の位置づけ

I 地域福祉保健計画について

(1) 人口減少・超高齢社会の到来と、複合化・複雑化する生活課題

- ・ 横浜市は国内最大の基礎自治体ですが、人口は2021年をピークに減少に転じており、今後は特に85歳以上の高齢者が急増するなど、人口減少・超高齢社会を迎えることになります。
- ・ 一方で、近年では、80代の親がひきこもり状態にある50代の子の生活を支えるといったいわゆる「8050問題」や、親の介護と育児などが同時進行となる「ダブルケア」、本来大人が担うことが想定されている家族の介護やケア、家事などを子どもが日常的に行う「ヤングケアラー」の問題など、複数の分野にまたがる「複合化・複雑化した生活課題」を抱える人たちの存在が浮き彫りになっています。
- ・ 地域における住民相互の「つながり」が徐々に希薄化している中で、様々な生活課題を抱える人が誰にも相談できずに孤立し、問題が深刻化してしまうケースも珍しくありません。

(2) 地域共生社会の実現と「地域福祉計画」

- ・ そのような中、地域で暮らす人々が様々な生活課題を抱えながらも、地域住民や地域の多様な主体が互いに「つながり」、「支えあう」ことで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。
- ・ 地域共生社会の実現に向けては、地域課題の解決力の強化のため、2018年（平成30年）施行の改正社会福祉法により、それまで「任意」であった地域福祉計画の策定が「努力義務」となりました。

(3) 横浜市の地域福祉保健計画

- ・ 横浜市の地域福祉計画は、2004年度（平成16年度）に第1期計画を策定し、第2期計画からは名称を「地域福祉保健計画」とし、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。
- ・ さらに、第3期計画からは、横浜市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が定めていた「横浜市地域福祉活動計画」と一本化して策定することにより、市と市社協の取組を一体的に推進しています。

<地域福祉保健計画の推進の経緯>

計画	主な特徴
第1期 横浜市地域福祉計画 (2004~2008 年度)	・ 社会福祉法改正を踏まえ、市及び全区で地域福祉計画を策定
第2期 横浜市地域福祉保健計画 (2009~2013 年度)	・ 全区で地区別計画を策定 ・ 福祉と保健の取組の一体的な推進 ・ 地域福祉保健計画に名称変更
第3期 横浜市地域福祉保健計画 (2014~2018 年度)	・ 市社協の地域福祉活動計画と一体化、連携して推進
第4期 横浜市地域福祉保健計画 (2019~2023 年度)	・ 成年後見制度利用促進基本計画との一体的策定及び生活困窮者自立支援方策の推進

(4) 地域福祉保健計画の推進における「自助」、「共助」、「公助」の連携

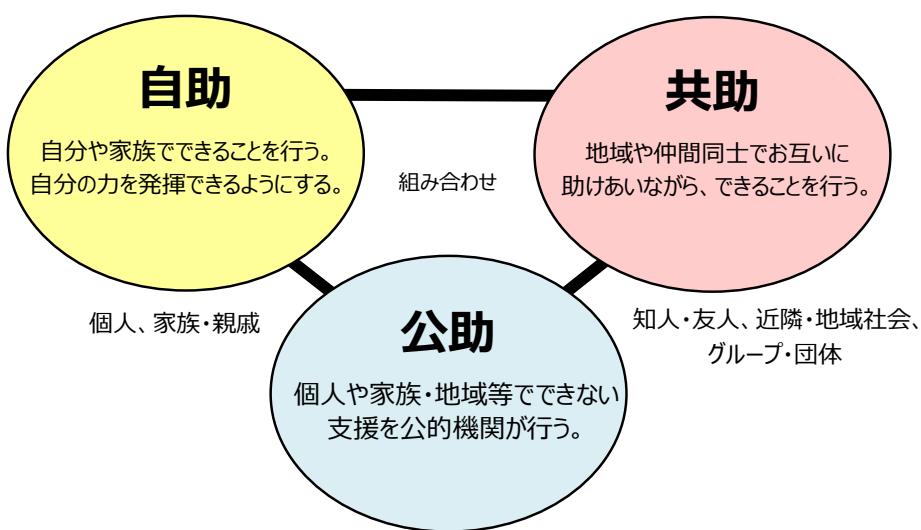
- ・ 地域福祉保健においては、個人でできることは自分たちで取り組む「自助」、ひとりでは解決できないことをお互いに助けあう「共助」、行政でなければ解決できない問題に取り組む「公助」が相互に連携して進められることが重要です。
- ・ 地域福祉保健計画では、生活課題や地域課題の解決に向けて「自助」、「共助」、「公助」を組み合わせ、関連づけながら総合的に取組を進めていきます。

<自助・共助・公助の定義について>

【自助】自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。

【共助】地域や仲間同士でお互いに助けあいながら、できることを行う。

【公助】個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。



(5) 地域福祉保健計画の策定の趣旨

- ・ 地域福祉保健計画の策定の趣旨は、地域住民と関係機関・団体等が協力して取り組む地域づくりを計画として明文化し、合意形成を図りながら推進していくことにあります。
- ・ 計画の策定を通じて、地域住民と関係機関・団体等が地域ごとの現状と課題を明らかにし、より良いまちづくりに向けた目標を共有することで、同じ方向を見据えて、それぞれの役割に応じた取組を進めしていくことができます。
- ・ 地域住民や地域の多様な主体が互いにつながり、支えあう地域共生社会の実現に向けて、地域に暮らす一人ひとりが「私たちのまち」に関心を持ち、地域福祉保健の推進に取り組んでいくことが重要です。

(6) 計画期間

計画期間は、2024(令和6)年度～2028(令和10)年度の5年間です。

<市計画・区計画の計画期間>



※1 鶴見／神奈川／西／南／青葉／栄／泉

※2 中／港南／保土ヶ谷／旭／磯子／金沢／港北／緑／都筑／戸塚／瀬谷

※3 コロナ禍の影響により第4期計画策定期間を1年延長

2 計画の位置づけ

(I) 「横浜市中期計画 2022~2025」との関係

～「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」に向けて～

- 本市では、令和4年度に策定した中期計画 2022~2025において、2040年頃のありたい姿として、横浜に関わる人・企業・団体の皆様と共有する指針となる「共にめざす都市像『明日をひらく都市 OPEN×PIONEER 2040 YOKOHAMA』」を掲げました。
- その実現に向けた10年程度の取組の方向性として、基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げ、中期計画の核に据えています。
- この基本戦略では5つのテーマを掲げ、子育て世代への直接支援に加えて、地域コミュニティや経済活性化、まちづくりなど、様々な施策分野を連携させることで、市民生活の質と都市の活力の向上の好循環を生み出し、横浜の魅力を総合的に高めていくことを目指しています。
- 横浜市地域福祉保健計画は、基本戦略の推進にあたって主にテーマ02:コミュニティ・生活環境づくり「未来を育むつながり・自然・文化・学びに溢れるまち」の実現に向け、互いに支えあい誰もが自分らしく活躍できる地域づくりなどを推進する計画として位置づけられています。
- 横浜市地域福祉保健計画の推進を通じて、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境を醸成し、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指します。



参考:SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進

- SDGs(エス・ディー・ジーズ<Sustainable Development Goals>)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2016年から2030年までの国際目標です。
- SDGsでは「誰一人として取り残さない」を基本理念に、環境・経済・社会の諸課題を統合的に解決し持続可能な世界を実現するため、17の目標が掲げられています。
- 「横浜市中期計画2022~2025」では、国から選定を受けた「SDGs未来都市」として、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組んでいくこととしています。
- SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。「誰一人取り残さない」という考えは、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるよこはま」の実現という、本計画が掲げる理念にも当てはまるものです。
- また、SDGsは、「インクルーシブ社会(多様性を認め、尊重しあい、共に支えあうことができる社会)」の考え方と共通し、「地域共生社会」の実現を目指すことにもつながります。
- そのため、横浜市地域福祉保健計画の推進にあたっては、SDGsを意識して取り組み、地域住民や地域の多様な主体の連携・協働によって、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

<SDGsの目標のアイコンとロゴ>

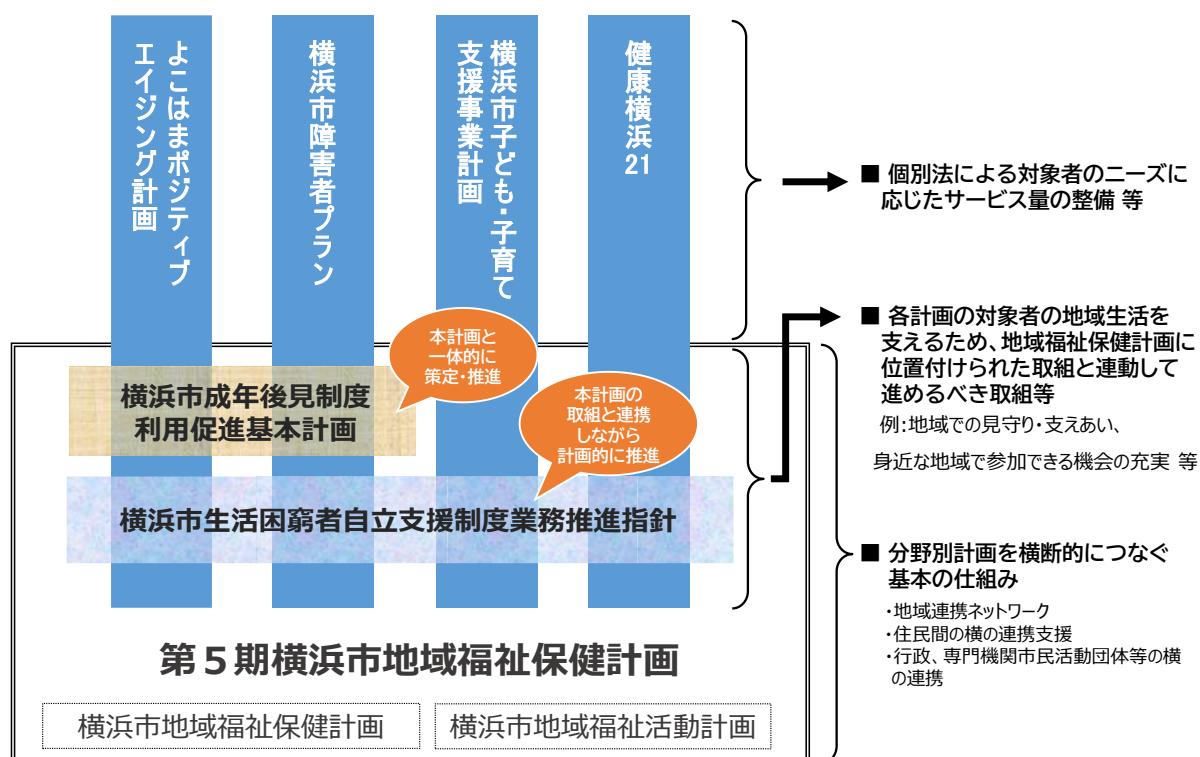
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 主な福祉保健の分野別計画との関係

- ・ 地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害のある人、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び支援機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。
- ・ 分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と連動して取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。
- ・ なお、横浜市成年後見制度利用促進基本計画については、本計画の一部として位置づけ、一体的に策定し推進します。
- ・ 生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であるため、生活困窮者自立支援方策を地域福祉保健計画の中に位置づけて取り組むこととされています（市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成26年3月27日社援発0327第13号））。
- ・ 横浜市では、本制度の基本理念と方向性を計画で示し、より具体的な事項については、「横浜市生活困窮者自立支援制度業務推進指針」に示すことで計画的に推進していきます。

<主な福祉保健の分野別計画との関係>



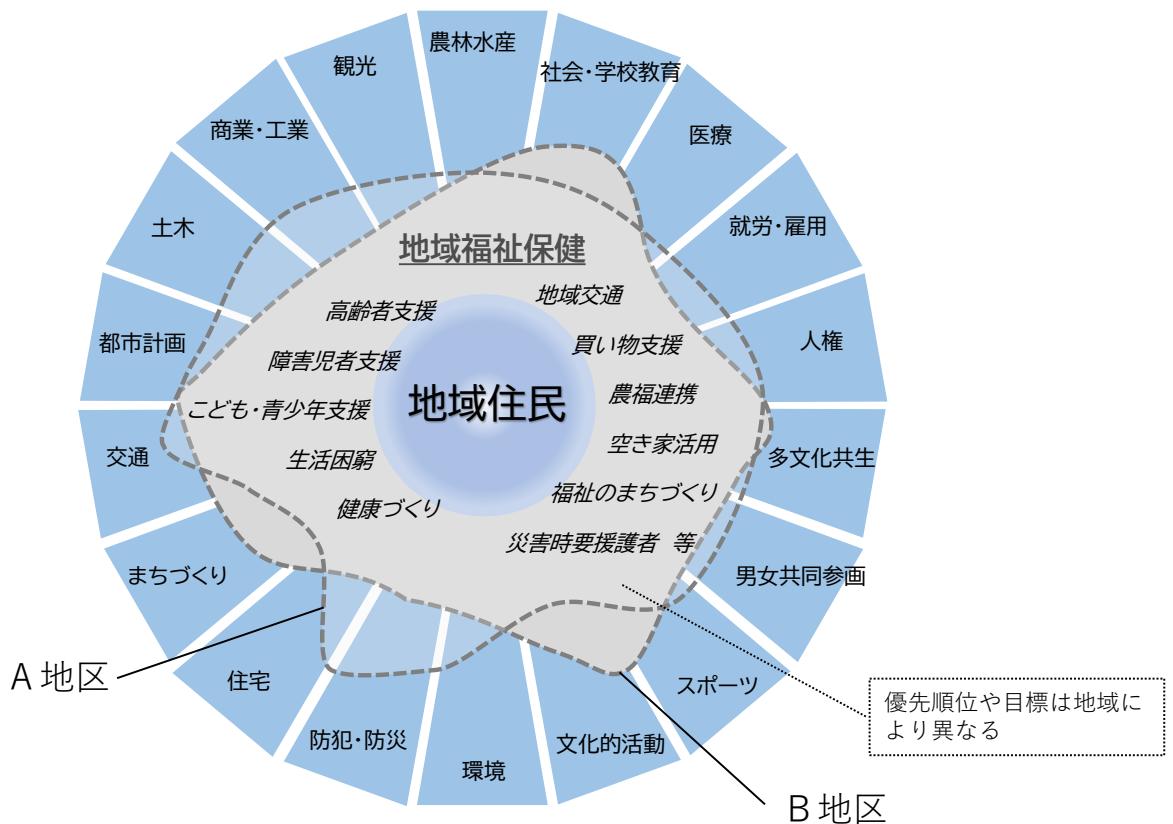
【地域福祉保健計画に関する計画】

- ・横浜市自殺対策計画
- ・横浜市子どもの貧困対策に関する計画
- ・横浜市教育振興基本計画
- ・横浜市再犯防止推進計画
- ・横浜市人権施策基本指針

<横浜市地域福祉保健計画と他分野の関係性>

- ・ 地域で起きる様々な困りごと（地域課題）は、視点によっては都市計画や交通問題等、全ての分野が地域福祉保健（計画）の対象となります。
- ・ 例えば、ごみの分別ができていないという「環境」の課題が、ルールを守らないというマナー違反によって発生している場合もあれば、認知症等によりルールが認知・実行できない高齢者が多いという場合もあり、これは地域福祉保健の視点でみることもできます。
- ・ また、バスが減便され困っているという「交通」の課題も、地域交通のネットワークの視点で考える場合もあれば、それによって買い物や通院が困難になるということについては、地域福祉保健の視点でみることができます。
- ・ 従来、地域福祉保健が担ってきた住民と協働して課題を解決するという方法を、環境問題や地域のまちづくりでも推進していくために、様々な分野の施策が連携して地域の生活課題を解決する姿勢が大切です。
- ・ ただし、地域の課題の状況は各区・各地区により異なるため、地域福祉保健計画に取り上げる課題の優先順位や目標は、地域により異なります。

<関係性のイメージ図>



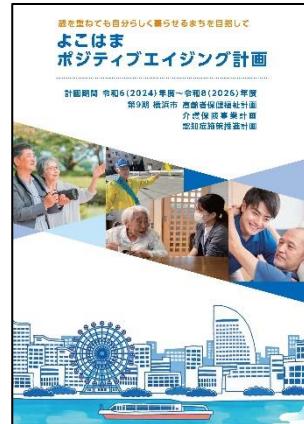
関連計画トピックス：よこはまポジティブエイジング計画（第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）2024年度～2026年度

○ 基本目標

ポジティブ エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる

「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～



○ 主な取組

・高齢者に関する保健福祉事業

…高齢者の介護予防・社会参加・生活支援の推進 等

・介護保険制度の円滑な実施

…介護サービスの充実、施設・住まいの整備、介護人材の確保

・質の向上 等・認知症施策の推進

…認知症に関する理解促進、認知症の方の社会参加促進、認知症バリアフリーの推進 等

○ 地域福祉保健計画との関係性

高齢者の生活と、それを取り巻く地域を包括的に支える計画として「横浜市地域福祉保健計画」を含む他の関係計画と調和を取りながら進めています。

○ 区アクションプランについて

各区では、日常生活圏域ごとの特性を踏まえた区の方針や重点取組などを「区アクションプラン」として示し、関係者（地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、医療・介護関係者、事業所、自治会町内会などの地縁組織、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人、民間企業等）と共有しながら連携を深め、横浜型地域包括ケアシステムの構築・推進に向けた取組を進めています。

特に、地域の助けあいに関する取組については、地域福祉保健計画の策定・推進により築いてきた、地域との信頼関係や活発な市民活動という横浜の財産を生かし、協働しながら進めています。

～よこはまポジティブエイジング計画と区アクションプランの関係性～

	よこはまポジティブエイジング計画	区アクションプラン
考え方	本市の地域包括ケアの目指すべき姿を具体化し、中長期的な戦略を示す。	日常生活圏域ごとの特性や課題を踏まえ、区ごとの中長期的な戦略を示す。
位置づけ	法定計画 老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条	よこはまポジティブエイジング計画を補足する任意計画

関連計画トピックス：第4期横浜市障害者プラン 令和3(2021)年度～令和8(2026)年度

○ 基本目標

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す

○ 主な取組

- ◆様々な生活の場面を支えるもの
 - ◆生活の場面1 住む・暮らす ◆生活の場面2 安全・安心
 - ◆生活の場面3 育む・学ぶ ◆生活の場面4 働く・楽しむ
- さらに「地域生活支援拠点」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を、障害児・者を支える基盤整備として別に章立てしています。



○ 地域福祉保健計画との関係性

「第4期横浜市障害者プラン」で掲げている分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と相互に連携して取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。

○ 障害について

障害の種類は、大きく「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」の3つに分けられます。このうち、身体障害には、肢体不自由、視覚や聴覚、心臓や腎臓等の内部機能障害など、様々な障害があります。また、身体障害・知的障害・精神障害という3つの障害に加え、発達障害や強度行動障害、難病や、医療的ケア児・者（日常的に医療的ケアを必要とされる方）などについても、障害者プランでは触れています。同じ種別の障害であっても程度・状態などは人それぞれであり、障害者手帳の有無や障害の種別・等級にかかわらず、障害のある方が自分らしく暮らせる地域をつくっていくことが大切です。

関連計画トピックス：横浜市子ども・子育て支援事業計画

～子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン～ 2020年度～2024年度

- **目指すべき姿**
未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」
- **子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる（子ども・青少年への支援）**
 - ・乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
 - ・学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進
 - ・若者の自立支援施策の充実
 - ・障害児への支援の充実
- **誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる（子育て家庭への支援）**
 - ・生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
 - ・地域における子育て支援の充実
 - ・ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止
- **社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる（社会全体での支援）**
 - ・児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
 - ・ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進



関連計画トピックス：第3期健康横浜21 令和6(2024)年度～令和17(2035)年度

- **基本理念「共に取り組む生涯を通じた健康づくり」**
市民、関係機関・団体、行政が共に取り組むことにより、誰もが健やかな生活を送ることができる都市を目指します。
- **基本目標「健康寿命の延伸」**
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を延ばします。
- **主な取組**
「栄養・食生活」、「歯・口腔」、「喫煙」、「飲酒」、「運動」、「休養・こころ」、「暮らしの備え」といった個人の行動に関わる「生活習慣の改善に向けた取組」、「健康診査」、「がん検診」、「歯科健診」、「糖尿病等の疾患」といった疾患リスクの早期発見や症状の進行予防に関わる「生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組」、「食環境づくり」、「給食施設の栄養管理」、「受動喫煙防止対策」、「職場における健康づくり」といった社会環境の整備に関わる「健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくり」を推進します。
- **地域福祉保健計画との関係性**
市民の行動目標の一つに「つながりを大切にする」を設定し、人と人のつながりや自身の役割を大切にし、楽しみながら健康づくりに取り組む市民が増えることを目指しています。
地域福祉保健計画における「つながりを通じた健康づくりの推進」と調和を取りながら推進します。



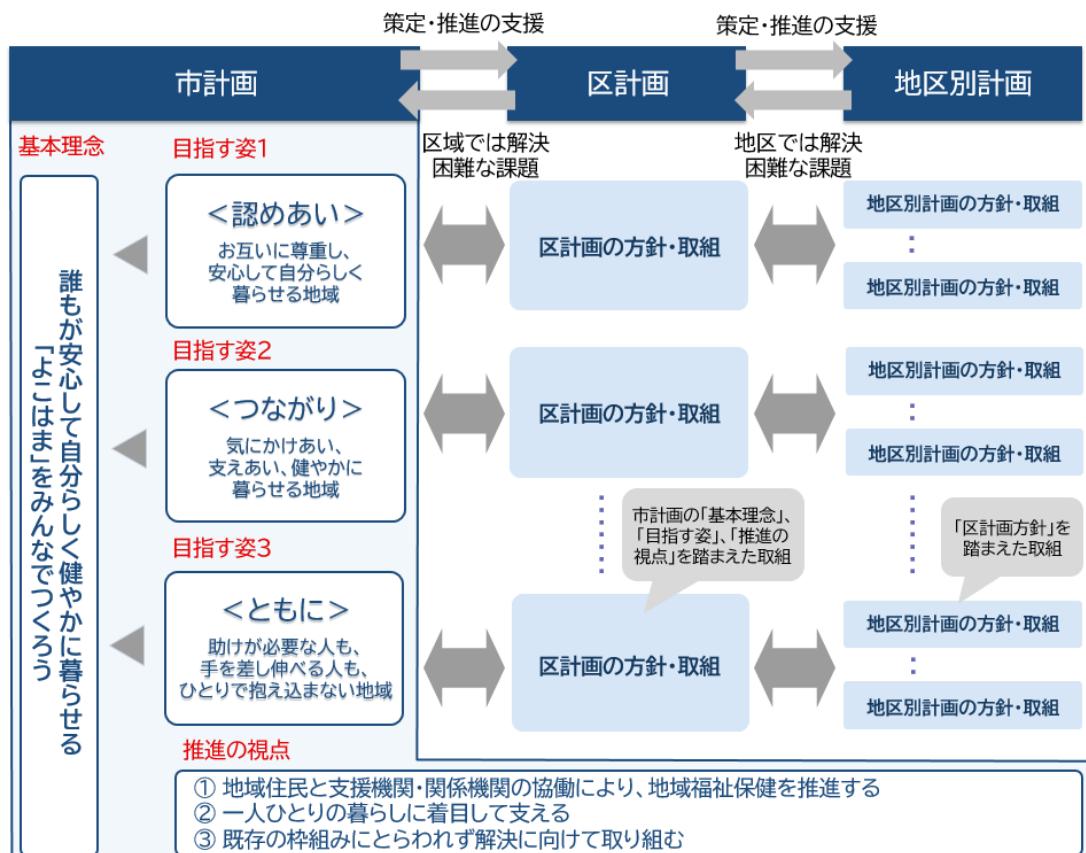
(3) 市計画・区計画・地区別計画の関係

- ・ 横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画及び地区別計画（地区連合町内会単位）で構成しています。
- ・ 政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービスの提供や、区民ニーズや地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区で区計画を策定しています。さらに、地域課題や生活課題にきめ細かく対応するためには、お互いに顔の見える小さな圏域を単位とすることが必要なため、第2期計画から各区で地区別計画を策定・推進しています。
- ・ 市計画では、計画の推進を通じて目指す目標である「基本理念」と、より具体的な方向性である「目指す姿」、計画の推進にあたっての前提となる考え方である「推進の視点」を示しています。
- ・ これらは、全市に共通する目標、方向性、考え方であり、市計画は区計画の推進を支援する計画として位置づけられます。
- ・ 区計画・地区別計画では市計画の「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を踏まえつつ、各区の地域特性に応じた方針・取組を検討します。

<市計画・区計画・地区別計画の位置づけと盛り込む内容>

	市計画	区計画	
		区(全体)計画	地区別計画 (地区連合町内会単位)
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 全市域を対象とした計画 全市に共通する「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を明示 	<ul style="list-style-type: none"> 区の特性に応じた、区民に身近な中心的計画 	<ul style="list-style-type: none"> 地区別の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社会福祉協議会・地域ケアプラザが協働して策定・推進する計画
盛り込む内容	<ul style="list-style-type: none"> 全市に共通する「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」 上記の実現に向けた市域で取り組むべき課題に対する市・市社協の取組 区計画の推進に必要な市・市社協の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 市計画の「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を踏まえた、地域特性に応じた区の方針 上記の実現に向けて区域で取り組むべき課題に対する取組 地区別計画の活動を支える地区別支援チームの取組 	<ul style="list-style-type: none"> 区計画の方針を踏まえた、地域特性に応じた地区の方針など 住民主体の活動により解決を図る課題に対する取組 上記の実現に向けた課題と、地区的取組

<市計画・区計画・地区別計画の関係>



(4) 圏域の考え方

- ・ 横浜市は人口約370万人の大都市であり、市内でも地域によって生活上の課題等が異なっているため、一律の計画のみでは、課題解決を進める上で十分とはいえない状況にあります。住民が地域生活課題を解決するためには、一定の範囲で地域の特性や状況に応じた検討や取組を行う必要があります。
- ・ 地域福祉保健の圏域を横浜市の現状から考えると、次のように分けられます。

<地域福祉保健計画における圏域>

	圏域	圏域の考え方
地区別計画	<u>近隣</u> 自治会町内会の班(組)程度	隣近所の付き合いや地域住民相互の協力により、支援の必要な人を把握し、見守りや日常の生活支援等を行う基礎的な範囲。
	<u>自治会町内会</u> 人口平均1,300人程度	地域住民の暮らしの課題を解決していくために日常的な活動を行う範囲。団地やマンション等もこの範囲。
	<u>地区連合町内会</u> 人口平均15,000人程度 253地区	自治会町内会、各団体・組織がまとまり、地区連合町内会や地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」という。)を組織し、活動を行っている圏域。
	<u>日常生活圏域(中学校区程度)</u> 人口平均25,000人程度 地域ケアプラザ(146圏域)	地域ケアプラザ(地域包括支援センター)等、身近な地域課題を解決するための福祉保健サービスや公共施設が整備されている圏域。
区計画	<u>区域(18区)</u> 人口10~35万人程度	効果的なサービス提供を実現するために区社会福祉協議会(以下、「区社協」という。)をはじめとした様々な公的機関を整備し、区役所を中心にそれぞれの圏域で把握した各地区に共通する地域課題を共有し、各地域を支援する地域福祉保健施策を進める圏域。
市計画	<u>市域</u> 人口約370万人	市全域を対象とした、総合的な地域福祉保健の取組を推進する圏域。

第2章

横浜市の地域福祉保健計画 を取り巻く状況

1 国の動向

2 横浜市のこれまでの取組

～包括的な支援体制を見据えて～

3 統計データからみる横浜市の状況

4 第4期計画の振り返りと第5期計画のポイント

I 国の動向

(1) 地域福祉推進の理念 ~地域生活課題の把握と、関係機関との連携等による解決~

- ・ 日本では、未婚化・晩婚化や高齢化の進行に伴い、単身世帯が増加、世帯規模が縮小しています。また、日本型雇用慣行の変化により、安定した雇用につけない人が増加しています。地域においては、近所付き合いをはじめとする住民同士のつながりが弱くなっています。
- ・ 日本の社会保障制度が前提としてきた、頼れる家族がいる、安定した雇用についている、社会的なつながりがあるといった状況が変化する中で、制度上これまで想定されていなかったような課題や、生活保護、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉の一つの分野にとどまらない複合的な課題を抱える人や世帯が増えています。
- ・ こうした中、2017年に社会福祉法が改正され、地域福祉推進の理念が次のように規定されました。

地域福祉推進の理念(社会福祉法第4条第3項より)

地域住民等は、地域福祉の推進にあたっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

- ・ 福祉サービスを必要とする住民だけでなく世帯も対象となっていること、福祉や介護、保健医療にとどまらず多様で複合的な地域生活課題を捉えていること、その地域生活課題を「把握」するとともに「関係機関との連携等による解決」が図られることを目指していることが分かります。

(2) 包括的な支援体制づくり ~課題解決 & つながり続けるアプローチ~

- ・ さらに、上記の「地域福祉推進の理念」を実現するため、市町村が「包括的な支援体制」づくりに努める旨が規定されました。

「包括的支援体制」とは?

- ①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- ③主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

出典:厚生労働省社会・援護局地域福祉課「社会福祉法の改正趣旨・改正概要(重層的支援体制整備事業について)」、令和3年1月7日

- その後、国では「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」が設置され、「包括的な支援体制」を具体化するための検討が行われました。ここでは、従来の「具体的な課題解決を目指すアプローチ」に加え、「つながり続けることを目指すアプローチ」（伴走型支援）が必要であり、2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが重要とされました。

「伴走型支援」とは？

具体的な課題解決を目指すアプローチは、本人が有する特定の課題を解決に導くことを目指すものである。このアプローチを具体化する制度の多くは、それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金給付、現物給付）を行う設計となっている。

これに対して、つながり続けることを目指すアプローチ（以下「伴走型支援」という。）は、支援者と本人が継続的につながり関わり合いながら、本人と周囲との関係を広げていくことを目指すものである。伴走型支援は、特に、生きづらさの背景が明らかでない場合、自己肯定感や自己有用感が低下している場合、8050 問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合などに有効である。

出典：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ、令和元年12月26日

- また、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する「包括的な支援体制」の構築を推進するため、以下の3つの支援を一体的に実施する事業の創設を行うべきとした。

「包括的な支援体制」の構築を推進するための新たな事業における3つの支援

① 断らない相談支援

本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

② 参加支援

本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

③ 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

出典：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ、令和元年12月26日

2 横浜市のこれまでの取組 ～包括的な支援体制を見据えて～

横浜市ではこれまで、様々な方法で、身近な地域における住民主体による地域活動を推進するとともに、関係機関との連携・協働による地域の課題解決に取り組んできました。

(1) より身近な地域での基盤づくり・体制づくりの推進

- ・ 全ての地区連合町内会単位で横浜市地域福祉保健計画「地区別計画」が策定・推進されていますが、地区連合町内会の中でも地域が抱える課題などは様々です。したがって、地域の課題をより小さい単位である「自治会町内会単位」で捉え、住民が取り組む活動も自治会町内会を単位として実施されるものもあります。
- ・ 自治会町内会単位など、より身近な地域の活動を支援できるよう取り組んでいます。

(2) 地区別支援チームによる住民主体の活動支援

- ・ 地区連合町内会単位で策定される地区別計画の推進に向けて、区役所・区社協・地域ケアプラザ等による「地区別支援チーム」が地区ごとに編成されており、地区別計画における地域の取組を住民が主体となって推進していくよう支援を行っています。
- ・ 地区別支援チームは、地区別計画・推進組織の会議等に参加し、住民とともに協働で計画の策定・推進に関わり、地域づくりを支援することが主な役割です。
- ・ チームメンバーは、それぞれが把握した地域の情報・課題を共有し、その解決に向けた取組について住民と共に検討したり、必要な取組を提案するなどして、住民主体の活動を支援しています。

(3) 「地域に身近な福祉保健活動の拠点」としての地域ケアプラザの整備

- ・ 横浜市では地域ケアプラザを「地域に身近な福祉保健活動の拠点」として位置づけており、日常生活圏域ごとに設置しました。
- ・ 地域ケアプラザには、地域包括支援センターが設置され、高齢者に関する相談・支援などを行う機能に加え、独自に地域活動交流コーディネーターを配置するなど、高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、様々な方の相談を受け止めるとともに、地域住民の福祉・保健活動やネットワークづくりを支援し、住民主体による支えあいの地域づくりを支援しています。
- ・ 地域住民や区役所等関係機関との協働により、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し、総合的に支援するとともに、地域の課題を明らかにし、その解決に取り組んでいます。

包括的な支援体制の更なる充実に向けて

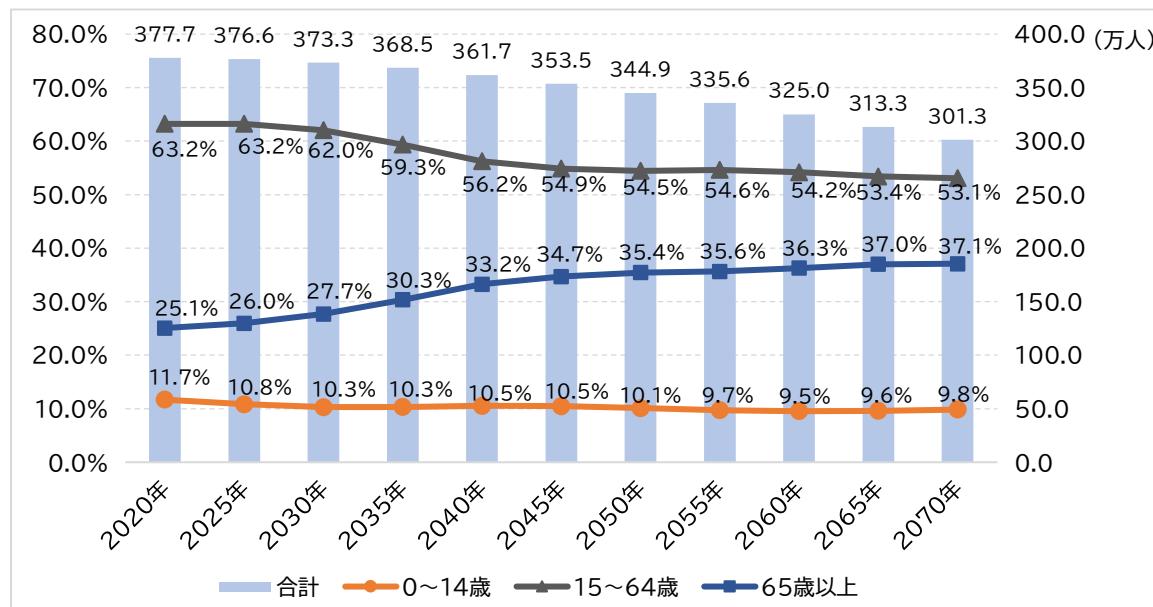
これまでの取組を生かしながら、今後も、地区別支援チームによる住民主体の活動支援など、包括的な支援体制の更なる充実に向け、各関係機関、支援機関が連携、協働して、様々な取組を進めています。

3 統計データからみる横浜市の状況

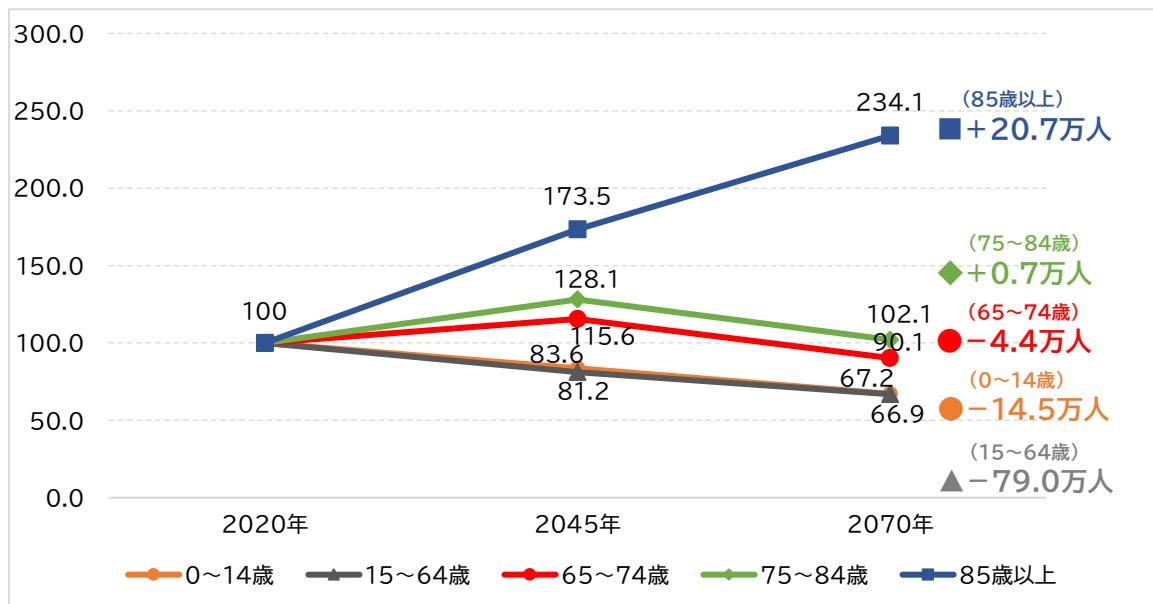
(1) 2021年をピークに人口は減少、今後は85歳以上人口が大幅に増加

- ・ 横浜市的人口は、2021年にピークを迎え、以降は減少傾向にあります。
- ・ 今後は少子高齢化が進むことが懸念されており、特に85歳以上人口の急激な増加が見込まれています。

<人口と年齢3区分人口の構成比の将来推計>



<年齢区分ごとの人口の増減(2020年=100.0)>

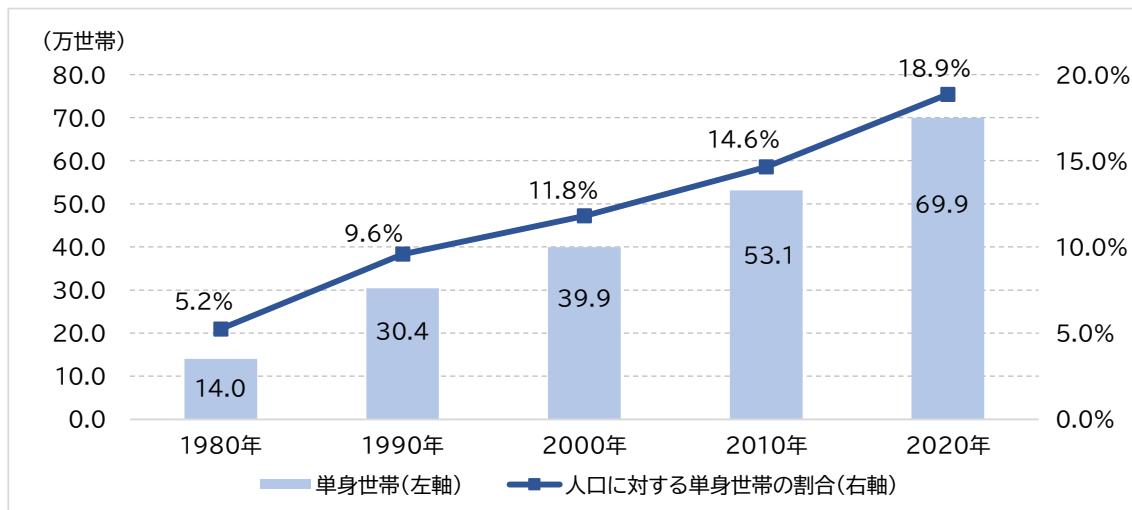


出典:横浜市将来人口推計(政策局 基準時点:2020年)

(2) 単身世帯の増加

- 横浜市では、単身世帯数が増加しており、1980年の約14.0万世帯から、2020年には約69.9万世帯と約5倍に増加しています。また、人口に対する割合も5.2%から18.9%へと約3.6倍となっています。家族機能が低下し、社会的に孤立するリスクが高くなることが懸念されます。

<単身世帯数と人口に対する単身世帯の割合(横浜市)>

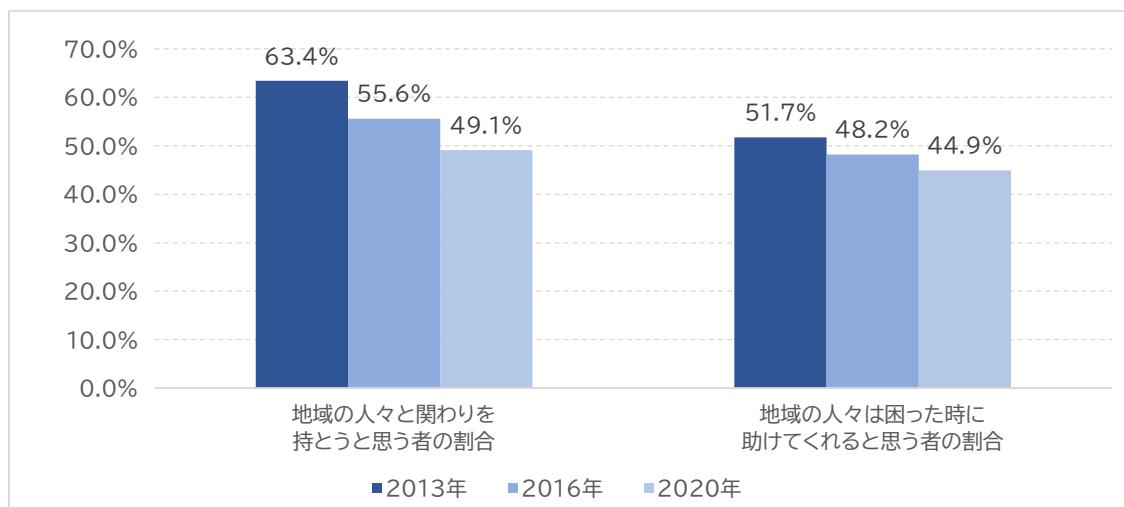


出典:国勢調査(総務省)

(3) 地域における「つながり」の希薄化

- 「健康に関する市民意識調査」の結果をみると、「地域の人々と関わりを持とうと思う者の割合」と「地域の人々は困ったときに助けてくれると思う者の割合」は徐々に減少傾向にあり、地域における住民同士の「つながり」の希薄化が懸念されます。

<ソーシャルキャピタルの状況>

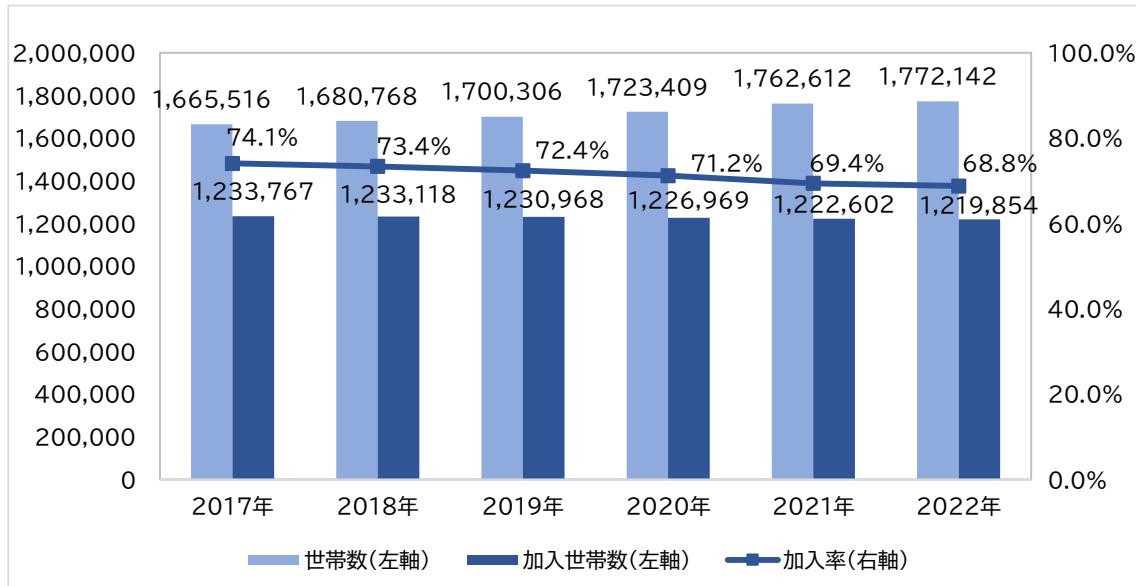


出典:健康に関する市民意識調査(健康福祉局)

(4) 自治会町内会加入率の減少

- 自治会町内会の加入世帯数および加入率は、徐々に減少しています。

<自治会町内会加入世帯数及び加入率の推移>



出典：自治会町内会実態調査（市民局）

(5) コロナ禍における地域活動・交流の機会の変化

- 地区社協の実施事業数は、コロナ禍の影響もあり 2020 年度には「交流（イベントなどの単発な物）」や「居場所」、「主催研修」などの件数が大きく減少しましたが、2022 年度にかけては、多くの事業が増加しています。
- また、コロナ禍の状況をとらえ、各地域において様々な工夫がされており、個別世帯の見守りや地域全体の見守り（パトロール）の件数は、年々増加しています。

<地区社協の実施事業数>

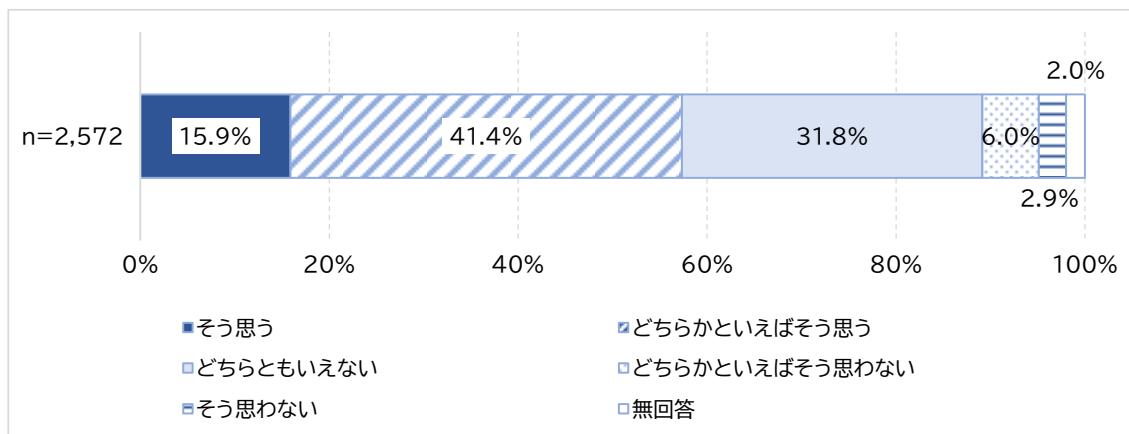
事業の種類	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
個別世帯の見守り	277	288	324	335
地域全体の見守り（パトロール）	235	245	274	298
地域全体の見守り（支え合いマップ・要援護者マップなど）	223	144	148	142
交流（イベントなど単発な物）	755	228	278	492
居場所（サロン・子ども食堂など継続的なもの）	1,056	788	968	1,192
配食活動	85	77	84	87
主催研修	163	65	112	115
合計	2,794	1,835	2,188	2,661

出典：地区社協データ集（横浜市社会福祉協議会）

(6) 「何らかの形で、積極的に社会に役に立つことをしたい」と思う人が半数以上

- 市民意識調査における、「何らかの形で、積極的に社会に役に立つことをしたい」との問い合わせへの回答をみると、「そう思う」が 15.9%、「どちらかといえばそう思う」が 41.4%でした（合計：57.3%）。

<「何らかの形で、積極的に社会に役に立つことをしたい」と思う人の割合>



出典：令和3年度市民意識調査（政策局）

(7) 市内の認証 NPO 法人等の増加

- 市内の認証 NPO 法人の数は、2006 年度から 2022 年度の 15 年間で約 1.7 倍に増加しています（896 法人→1,514 法人）。
- 2022年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、法人格を持つ労働者協同組合が設立できるようになりました。地域課題解決に向けた活発な活動が期待されており、市内でも設立が進めています（2023年12月現在4法人）。

<市内認証 NPO 法人の推移>



出典：市民局

4 第4期計画の振り返りと第5期計画のポイント

第4期計画の最終評価から、以下のように振り返りました。これらの課題を第5期計画で引き継ぎ、取組を進めていきます。

(1) 身近な地域における「つながり」と「支えあい」の創出

- ・ 幅広い対象者を意識した、地域主体の見守りの仕組みづくりが進んでいます。今後は地域全体で日常的な見守りを進める重要性を周知することや、地域住民による日頃の支えあいを推進する支援が必要です。
- ・ 日常の中で緩やかにつながる機会が広がっています。また、より身近な地域での活動の重要性が共有され、実践が進められています。今後は、支えあえる地域づくりに向けて、若い世代や企業で働く人など幅広い層へのアプローチや啓発方法を工夫する必要があります。

(2) 世代や分野にとらわれない、包括的な支援体制の構築

- ・ 分野にとらわれない、地域主体の見守り・早期発見の仕組みづくりが進められてきています。今後は支援が必要な人が、生活課題が複雑化・深刻化する前の段階で適切な支援につながるよう、環境づくりを進めていく必要があります。
- ・ 地域にある活動団体が、課題ごとに分野の枠を超えて横断的につながり、必要な取組を進めています。地区連合町内会や地区社協等と企業、NPOなどの団体が連携した取組が多くの地域で進むよう、引き続き、活動事例の共有や取組検討の場づくりなどを進めていくことが必要です。
- ・ 判断能力の低下等があっても地域で安心して生活できるような、地域ネットワークの構築と拡充が必要です。
- ・ 地域活動の担い手不足解消と持続可能な運営のために、地域福祉保健活動に関わる人材の裾野の拡大や、民生委員・児童委員の活動を安心して続けられるようなサポート体制が必要です。

(3) 困りごとを相談しやすい環境整備

- ・ 住民の生活により身近な地域で支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくりとして、地域ケアプラザや地域子育て支援拠点などの整備が進みました。
- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進を目指し、成年後見制度利用促進の中心的な役割を担う中核機関が整備され、権利擁護支援が必要な方へ様々な取組を進めています。
- ・ 一方で、近年では、いわゆる「8050問題」やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなど困りごとを抱えていても、誰にも相談することができずに地域の中で孤立し、問題が深刻化してしまう人たちの存在も浮き彫りになっています。
- ・ 自分から支援を求めることが難しい人が、支援を受けにくいという問題もあり、生活困窮者自立支援方策との一体的実施を更に推進し、困りごとを相談しやすい環境整備や関係機関が連携した対応ができるような仕組みづくりが必要です。

(4) 様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し、尊重しあえる機会の創出

- 幅広い対象に向けた普及啓発活動や福祉教育等の多様性理解のための取組に加え、子どもの居場所づくりや生活困窮世帯への支援、外国籍の子どもと地域の交流など、日常の中で緩やかにつながる機会や場が増えています。
- 一方で、障害のある人や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景、価値観の異なる人やその考え方についての理解をより一層深めていくことが求められています。
- また、交流などを通じて市民一人ひとりが障害者に対する正しい理解を深めることにより、障害者が支援を求めやすい環境を整備することなどが必要です。
- 今後は、多様性を理解しあう関係づくりに向けた、様々な人が立場や背景を超えて参加できる、日常的につながる機会や場づくりが必要です。

(5) 支援機関同士の情報共有・連携強化を通じた支援体制の強化

- 支援機関や関係機関・団体、地域活動者の特性に応じたコーディネート機能が高められ、それぞれが連携・協働しながら地域福祉保健活動の推進に向けて役割を果たしています。今後は、複雑化、多様化する地域課題に対応するため、より一層コーディネート機能を強化していくことが必要です。
- 住民・住民組織と地域にある社会福祉法人等の施設、企業、NPO、学校等の連携・協働の取組が広がっていますが、更に地域のニーズに応じて連携先の強みを生かした取組を行うためには、単発的な取組から継続的な連携へと広げていくことが求められます。
- 複合的な生活課題についての検討では、分野を超えた様々な関係機関・団体や地域住民が参加し、協働した取組が行われていますが、今後は特に区域での課題共有等を進めるなどが必要です。

(6) 学校と地域が一緒になって子どもを育てるための取組

- 地域子育て支援拠点の整備が進みました。今後は、地域での親子の居場所を利用したことがない親子を、身近な支援の場へとつなぐ取組などアウトリーチの活動を進めることができます。
- 子どもの頃から地域の中でつながる場や機会が広がっていますが、今後は学校や地域が一緒になって青少年や若い世代の地域とのつながりを持続的に形成、発展させていくことも必要です。

(7) 一人ひとりの関心・参加意欲、個性に着目した多様な活動機会の創出

- 多様な世代や人々が交流しつながる場や機会が徐々に広がってきていますが、新たな交流の方法や開催方法を工夫し、市民参加の裾野を更に広げていく必要があります。
- 特に住民一人ひとりが楽しむことができる活動を広げ、社会参加につなげることが重要であり、福祉保健活動という枠にとらわれない自由な活動を推進していくことも必要です。
- また、地域活動の活性化に向けて支援制度や活動のノウハウの周知を促進するとともに、制度を利用しやすくする必要があります。
- それぞれの主体の強みや特徴を生かし連携・協働を促進していくために、様々な活動団体、参加者同士がつながる交流の機会や場を更に増やしていく必要があります。

第3章

第5期計画の方向性

- 1 全体像と基本理念
- 2 目指す姿
- 3 目指す姿と取組のつながり

I 全体像と基本理念

第5期横浜市地域福祉保健計画の全体像は以下のとおりです。

計画推進を通じて目指す全市に共通する目標像を「基本理念」として設定しました。

基本理念の達成に向けた地域像として「目指す姿(P.27)」を3つのキーワードに整理し、目指す姿に向けた具体的な取組を「推進のための取組(P.29)」として記載しました。

さらに、計画の推進にあたり主に支援機関が共通して持つべき視点・姿勢を「推進の視点(P.81)」としてまとめています。

第5期横浜市地域福祉保健計画(愛称:よこはま笑顔プラン)

計画期間:2024(令和6)年度~2028(令和10)年度

<基本理念> ~計画の推進を通じて目指す目標像~

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう

目指す姿1

<認めあい>

お互いに尊重し、
安心して自分らしく
暮らせる地域

目指す姿2

<つながり>

気にかけあい、
支えあい、健やかに
暮らせる地域

目指す姿3

<ともに>

助けが必要な人も、
手を差し伸べる人
も、ひとりで抱え込
まない地域

<推進のための取組>

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり
2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

<推進の視点>

- ① 地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域福祉保健を推進する
- ② 一人ひとりの暮らしに着目して支える
- ③ 既存の枠組みにとらわれず解決に向けて取り組む

2 目指す姿

1. 認めあい

～お互いに尊重し、安心して自分らしく暮らせる地域～

- ・ 地域には様々な立場や背景の人があります。その中には、その存在が十分に認識されず、孤立しがちになるなどの生きづらさを抱えた人もいます。また、社会や生活環境の変化により、あるがままの自分でいることが難くなっている人もいます。
- ・ どのような人でも、安心して自分らしく暮らしていくためには、身近な地域で「受け入れられている」、「ここにいていい」と感じられることが必要です。
- ・ 同じまちの中で一人ひとりの多様性を広く受け入れ「お互いを知り、認めあい、尊重する」ことで、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会を目指します。

2. つながり

～気にかけあい、支えあい、健やかに暮らせる地域～

- ・ 一人ひとりの「つながり」の形は多様です。近所の人と世間話をする、ひとり暮らしの方を日頃から気にかけている、共通の趣味を持った者同士で集まる、生活の中で様々な困難を抱えている人が近隣の住民や専門職のサポートを受ける。これらはいずれも暮らしの中にあるかけがえのない「つながり」といえます。
- ・ 交流する場や機会を通じて、人ととの「つながり」をつくることは、暮らしを生きがいのある充実したものとし、心身の健康にも良い効果をもたらすことが期待されます。
- ・ 人ととの「つながり」が、心身の健康や役割の創出などを通して支えあいへと発展し、暮らしやすい地域の実現へと近づきます。
- ・ 一方で、コロナ禍の影響や社会環境の変化により、これまでに比べて、つながりや気にかけあう機会が減少してしまっている地域もあります。
- ・ 今改めて身近な地域でつながることの大切さを共有し、お互いに気にかけあい、支えあえる地域を目指します。

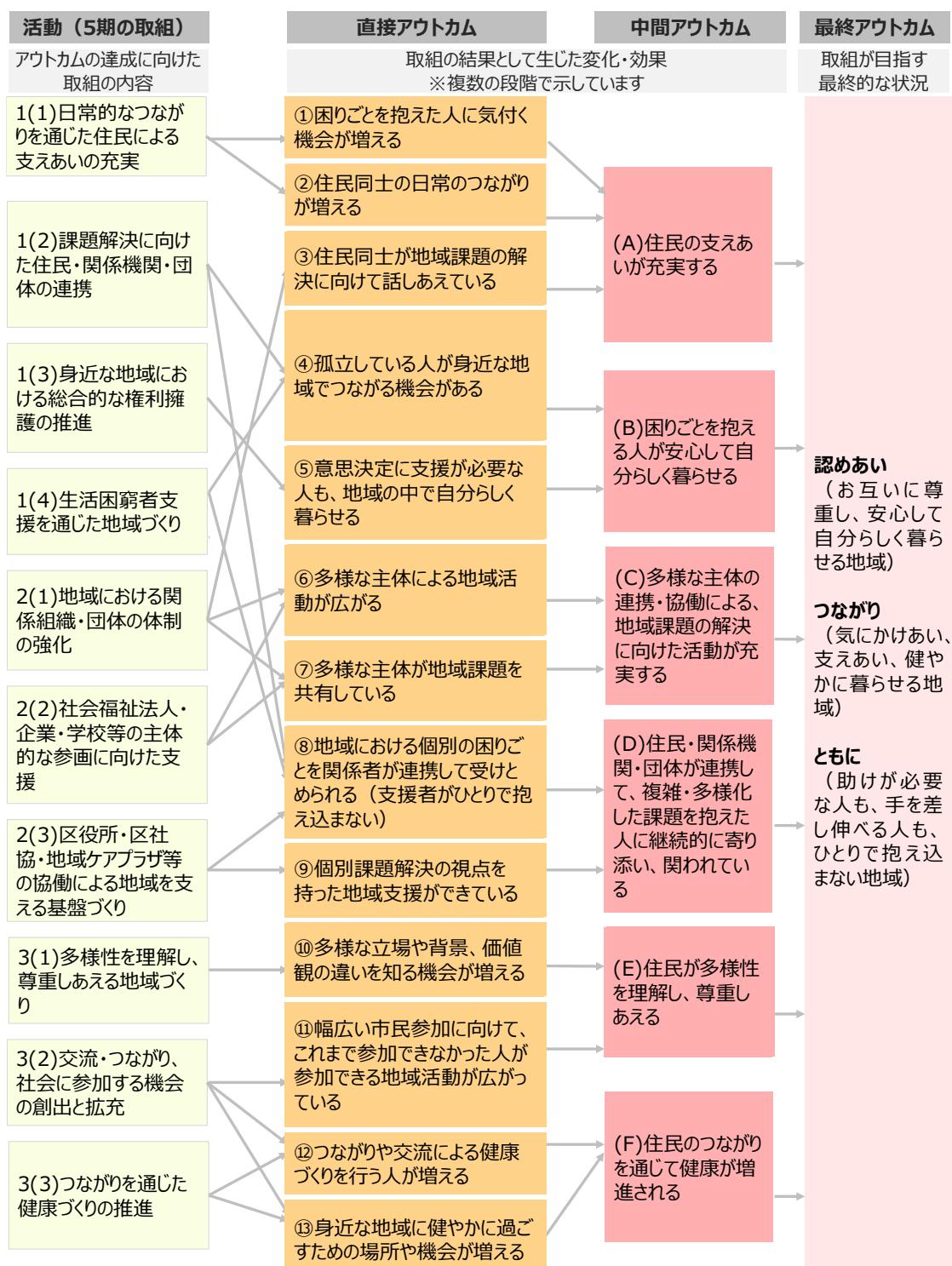
3. ともに

～助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、ひとりで抱え込まない地域～

- ・ 困りごとを抱えながら暮らしている人の中には、「周囲に知られたくない」、「誰に頼れば良いか分からぬ」など、助けてと言えない人も多くいます。その一方で、「困っている人に気付いていても、どうすればよいか分からぬ」、「どう支援したらよいか分からず、抱え込んでしまっている」といった人もいます。
- ・ 助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、孤立することなく、周囲に相談できる環境を地域の中に整えていくことが必要です。
- ・ 「住民同士のつながり」や「行政・関係機関等の分野を超えた連携」の推進など、あらゆる人や主体が「ともに」取り組んでいくことで、ひとりで抱え込まない地域を目指します。

3 目指す姿と取組のつながり

第5期横浜市地域福祉保健計画では、取組が「目指す姿」に至るまでの流れを整理するために、ロジックモデルを作成しました。以下の図では、「目指す姿」を“最終アウトカム”とし、第5期横浜市地域福祉保健計画の取組とどのようにつながっているか示しています。(「ロジックモデル」についての詳細な説明は、P.84 を参照)



第4章 推進のための取組

- 1 身近な地域で支えあう仕組みづくり
- 2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
- 3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

『第4章 推進のための取組』の見方

I 身近な地域で支えあう仕組みづくり

「推進のための取組」(3つ)
ごとに全体の方向性を記載

【全体の方向性】

日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実に取り組むほか、地域の課題解決に向けた住民・支援機関・関係機関の連携を促進していきます。また、高齢化の進展等を見据えて…

(I) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実

(1)(2)…ごとに横浜市としての現状と課題を記載

<現状・課題>

- 自治会町内会や地区社協、民生委員・児童委員等を中心とした見守りやサロン活動等に加え、子どもの居場所や移動販売等の活動の場を通して、世代を超えた幅広い対象者を意識した…

取組のポイント

- 身近な地域で気にかけあい、困りごとを抱えた人への気付きを広げる
- 日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり
- 安心して地域生活を送るための支えあいの充実

現状・課題を受けた「取組のポイント」を記載

<取組>

情報発信・啓発

- 隣近所の人の様子や暮らしをさりげなく気にかけあうような、緩やかな見守りの啓発<市>

市・市社協が行う取組を、以下の5項目に分けて記載

連携強化・ネットワーク構築

- 一人ひとりの身近な「気付き」を共有するための地域住民がつながるきっかけ

【情報発信・啓発】
【連携強化・ネットワーク構築】
【事例・ノウハウの共有】
【人材育成・確保／体制強化】
【交流等の場の充実】

事例・ノウハウの共有

- 住民と企業、商店、施設、NPO等、地域にある様々な主体による見守りの事例集約と共有…

人材育成・確保／体制強化

- 地域の特性に応じた様々な課題に対する支援を通じた地域のつながりづくり<市・市社協>

交流等の場の充実

- 住民相互の見守り、気付き、助けあいにつながる身近な地域における居場所づくりの推進…

活動指標と関連する直接アウトカム指標を記載

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
地域の取組を共有する機会の数	52 件

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
①困りごとを抱えた人に気付く機会が増える 指標:つながりを目的とした地域主体の取組数	617 件
②住民同士の日常のつながりが増える 指標:把握されている住民主体の交流・居場所の数	8,060 か所
※ 評価指標については、P.84 を参照	

| 身近な地域で支えあう仕組みづくり

【全体の方向性】

日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実に取り組むほか、地域の課題解決に向けた住民・支援機関・関係機関の連携を促進していきます。また、高齢化の進展等を見据えて認知症や障害のある人の権利擁護を推進するとともに、生活困窮、いわゆる「8050 問題」、ひきこもり状態にある人やヤングケアラー、ダブルケア等、その家族への支援などにも取り組みます。あわせて、子育て世帯が孤立しないよう地域における子育て支援の場や機会を拡充します。

(I) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実

<現状・課題>

- 自治会町内会や地区社協、民生委員・児童委員等を中心とした見守りやサロン活動等に加え、子どもの居場所や移動販売等の活動の場を通して、世代を超えた幅広い対象者を意識した地域主体の見守りの取組が進んでいます。
- その一方で、コロナ禍で急増した困窮者からの相談の背景に、困ったときに相談できる相手がおらず、つながりが乏しい社会的孤立状態に置かれている人が多くいることも明らかになっています。
- 周りの住民は、身近に困っている人がいるということを知らなかったり、異変に気付いてもそれを誰に伝えたらよいのか分からず、抱え込んでいたりするという現状もあります。
- 困っている人が地域の中で孤立しないこと、また、何らかのきっかけで困りごとを抱えたときに、安心して自ら支援を求めることができるよう、これまで取り組まれてきた見守り・支えあいの活動だけでなく、地域全体でお互いに気にかけあうことのできる関係を広げていくことが大切です。
- 世代や障害、国籍等、様々な立場や背景を超え、身近な地域での日常的な「つながり」を通じた地域ぐるみの緩やかな見守り体制を構築していく必要があります。

取組のポイント

- ・ 身近な地域で気にかけあい、困りごとを抱えた人への気付きを広げる
- ・ 日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり
- ・ 安心して地域生活を送るための支えあいの充実

第4章 推進のための取組

Ⅰ 身近な地域で支えあう仕組みづくり

<取組>

情報発信・啓発

- 隣近所の人の様子や暮らしをさりげなく気にかけあうような、緩やかな見守りが大切であることの周知啓発<市>
- 困りごとは多様であり、身近な地域にも困っている人がいるという視点を共有するための情報発信<市>
- 周囲の人の変化に気付いたときに、身近な支援者や支援機関、行政等につなげる大切さの周知啓発<市>
- 様々な支援機関・関係機関や当事者団体などの相談窓口の周知<市>
- 地域住民に幅広く地域福祉保健の取組、活動を知つもらうための PR<市>
- 社会的孤立等、地域と支援機関が協働して受け止め、解決していく必要のある課題の提示と取組推進の支援<市・市社協>

連携強化・ネットワーク構築

- 一人ひとりの身近な「気付き」を共有するための地域住民がつながるきっかけづくり<市・市社協>
- 地域で様々な役割を担う人達が、困りごとを抱えている人を連携して見守る体制づくりに向けた支援<市・市社協>
- 認知症等の高齢者や障害のある人の外出中のトラブルや事故などを防ぐ、緩やかな見守り支援にむけた連携の仕組みづくり<市・市社協>

事例・ノウハウの共有

- 住民と企業、商店、施設、NPO等、地域にある様々な主体による見守りの事例集約と共有<市・市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 地域の特性に応じた様々な課題に対する支援を通じた地域のつながりづくり<市・市社協>
- 地域における見守り機能強化に向けた市域の取組の検討<市・市社協>
- 住民・企業・商店等を対象とした見守り活動に協力するサポーターの養成<市・市社協>
- 障害等への理解を深め、本人の意思決定と見守りを進めていくための取組の検討、拡充<市・市社協>
- 地域活動に幅広く活用される、誰でも参加ができるといった特徴を生かした共同募金の拡充<市社協>

- 個別支援級の通学や余暇などの付き添い等をきっかけとした、身近な地域のつながりづくりの推進
<市社協>
- 災害時要援護者支援等を通じた、平時からの地域主体の見守り活動の支援<市・市社協>
- コロナ禍で顕在化した課題の解決に向けた住民の支えあいによる取組の継続・拡充支援
<市社協>

交流等の場の充実

- 住民相互の見守り、気付き、助けあいにつながる身近な地域における居場所づくりの推進
<市社協>
- サロン、お茶会、趣味活動等の様々な交流の場が、地域の見守りにもつながる意識の共有<市>
- 地域ぐるみで子どもを育てる場の充実<市>
- 日常の様々な活動の中で、認知症や障害のある人等と交流し理解を深める機会や場の創出<市>
- 防災訓練・美化活動等、地域住民同士が顔を合わせ交流ができるような場への支援<市>
- 立場や背景、価値観の違いなどを互いに尊重し、必要なときに支えあうことができる関係づくりに向けた身近な地域の中で日常的に交流できる機会、場づくりの推進<市>

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
地域の取組を共有する機会の数	52 件

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
①困りごとを抱えた人に気付く機会が増える 指標:つながりを目的とした地域主体の取組数	
	617 件
②住民同士の日常のつながりが増える 指標:把握されている住民主体の交流・居場所の数	8,060 か所

※ 評価指標については、P.84 を参照

トピックス：ヤングケアラーへの支援

○ ヤングケアラーとは

法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

(参考)一般社団法人日本ケアラー連盟

例えば“ヤングケアラー”的子どもたちは日常的にこんなことを担っています。



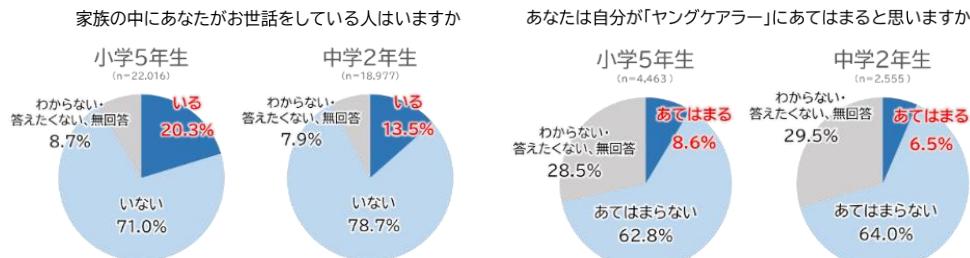
○ ヤングケアラーと子どもの人権

- ・家族のお世話をすること、そしてその子どもたちの想いは、決して否定されるべきものではありません。しかし、年齢や成長に見合わない重い責任や負担が続くことで、子どもらしい生活が送れず、辛い思いをしてしまう場合もあります。
- ・全ての子どもたちが元気で健やかに育まれるよう、子どもや家庭が抱える問題の背景をしっかりと捉え、社会全体で解決に向けて考えていくことが大切です。

○ ヤングケアラーに関する実態把握調査(令和4(2022)年度)から見た子どもたちの姿

世話をしている家族が「いる」子どもは、小学5年生で20.3%、中学2年生で13.5%でした。

そのうち、自分がヤングケアラーであると思う子どもは、小学5年生で8.6%(全体の約1.7%)、中学2年生で6.5%(全体の約0.9%)でした。



○ ヤングケアラーへの地域での取組(鶴見区:一般社団法人Omoshiroの取組)

ひとり親のお母さんや精神疾患を抱えたお母さんなど、サポートが必要な家庭とその子どもに対して、「親子まるっと」で伴走していくことを大切にしながら、生活・就労・学習・居住支援などに関する事業を通して、ヤングケアラー支援を行っています。

トピックス：地域住民と共に取り組む見守りの仕組みづくり「旭区ご近助ほっこり活動」

○ご近所との「つながり」の希薄化が進む中で、様々な生活課題を抱える人が誰にも相談できずに孤立し、子どもの虐待などの問題が深刻化するケースがあります。「ご近所さんを見守るのは大変。責任も重い」と感じている方、「ご近所さんの名前も知らない、話したことない」という方も少なくないと思われますが、旭区社会福祉協議会では「旭区ご近助ほっこり活動」に地域住民と連携しながら取り組んでいます。

「旭区社協だより あさひいき宣言」(No.111)より

○「旭区ご近助ほっこり活動」とは、日常生活の中で「ちょっと気になる」、「なにか心配」という方を「お互いさま」の気持ちでそっと気にかけたり、声をかけたりするゆるやかな見守り、つながりづくりの仕組みです。自治会町内会をはじめ、民生委員・児童委員、地区社協、友愛活動員、見守り組織、サロンや移動販売など、各地域にある組織や活動を有効に活用して実施されています。そして、既存の活動の見守りから抜けがちな、子育て世帯、ひとり親世帯、生活困窮者、障害者、単身世帯などについても、見守りができるよう各地域で工夫し、できるところから、できる範囲で活動を広げています。



- 「見守り=小さな変化に気付く」には、直接お話をすることだけでなく、様々な方法があります。例えば、普段は新聞紙や郵便物が溜まっているのに「ポストに郵便が溜まっている」、今までゴミ出しを間違ったのに「ゴミが上手に分別されていない」、毎朝雨戸を開けていたのに「雨戸が締めっぱなし」などです。
- 「旭区ご近助ほっこり活動」は第4期旭区地域福祉保健計画「きらっとあさひプラン」の中で、地区社協を中心に地域の見守り意識を高められるよう、見守り活動の講義や取組事例報告、意見交換などを行っています。
- 特別なことではなく、「ご近所さんをちょっと気にかけたり、挨拶をしたり、相談できたりする人を増やすことが、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちになる」と考え進められています。

市沢地区 市沢町南自治会見守りマップ情報共有会の様子
「旭区社協だより あさひいき宣言」(No.111)より



旭北地区 大原南自治会の移動販売の様子
「旭区社協だより あさひいき宣言」(No.110)より



第4章 推進のための取組

1 身近な地域で支えあう仕組みづくり

トピックス：民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域からの推薦に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受け、全国で約23万人、横浜市内で約4,500人が活動しています。

それぞれの担当する区域において、子育てや介護など生活上の相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ「つなぎ役」としての役割を担っています。民生委員・児童委員の中でも、子どもや子育て家庭への支援については主に主任児童委員が担当しています。



見守り活動



地域の親子の居場所
「子育てサロン」

民生委員制度は、これまで社会情勢に応じて様々な活動に取り組み、長い歴史と実績を有しています。近年は、個人や世帯を取り巻く環境が変化し、民生委員・児童委員活動への期待や役割はますます大きくなっています。民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、民生委員・児童委員のみならず、様々な地域団体や人材、関係機関が連携・協力して、地域の見守りや支えあいの取組を更に広げる必要があります。

トピックス：災害時要援護者支援の取組

- 横浜市では、平成19(2007)年度から、自力での避難が困難な方（災害時要援護者、以下「要援護者」という。）の円滑な避難支援に向けて地域の皆様とともに取り組んできました。
- 例えば、行政が保有する情報をもとに、特に避難行動が困難と思われる方々の名簿を作成し、個人情報の取扱い等を定めた協定を締結いただいた自治会町内会等に、この名簿を提供しています。
- 一方で、名簿の提供を受けているものの、「名簿を活用した取組が進まない」といったご相談をいただきます。
- 冊子「共助による災害時要援護者支援の活動事例集」は、名簿を活用した具体的な取組を進めている地域の事例をご紹介しています。震災だけでなく、風水害に触れた事例もあります。
- 普段から顔の見える関係を築いていくことが、要援護者支援の取組の一歩です。防災、減災活動に向けて、本冊子を身近な地域にあてはめて活用してください。

横浜市 要援護者 事例集



(2) 課題解決に向けた住民、支援機関、関係機関・団体の連携

<現状・課題>

- 地域での見守り活動などは、自治会町内会や地区社協、民生委員・児童委員等関係者を中心に日常的な取組として行われており、それにより困りごとを抱えた人の気付きにつながっています。新型コロナウイルス感染症の影響下では、地域での日常的なつながりがあることで、身近な人の困りごとに気付き、地域と関係機関が協力した食支援の取組などがありました。
- 地域には、いわゆる「ごみ屋敷」や「8050問題」、ヤングケアラー、ダブルケア、ひきこもりなどの生活課題を抱えた人もいます。その生活課題解決のために既存の制度やサービスだけでは、対応することが難しい場合もあります。
- 課題の背景には、社会的孤立に起因する課題が隠れています。制度の狭間や複合的な課題により適切な支援に結びついていないなど、様々な要因が複雑に絡んでいることが考えられます。
- 支援が必要な人が、生活課題が深刻化する前に適切な支援につながるには、地域と支援機関・関係機関の連携した対応が必要であり、関係者同士や人と社会資源などをコーディネートする役割が重要です。また、困り事があったときに相談しやすい環境づくりも大切です。
- 複雑多様化した困りごとを抱えた人の支援は多岐にわたるため、地域住民や一部の機関だけでは支えきれないことがあります。
- 困りごとを抱えた人を支援するときに、ひとりで抱え込むのではなく、地域住民と関係機関が連携して受け止め、それぞれが得意なことや役割を発揮し、その人の暮らしに寄り添いながら伴走支援をすることが大切です。

取組のポイント

- ・ 困りごとを抱えた人を住民、支援機関、関係機関・団体が連携して支援する
- ・ 各関係機関が持つ力を発揮できるようなコーディネート機能の充実
- ・ 支援する人がひとりで抱え込まずに、つながって受け止める体制づくり
- ・ 複合的な課題に対応するためのネットワークの構築

<取組>

情報発信・啓発

- 関係機関・活動団体等が、お互いの特徴や役割の理解を深めるための情報発信<市>
- 支援を必要とする人に早期に気付き、的確な支援につなげるために、行政や支援機関・関係機関の相談先の明確化や制度の周知、情報提供<市>
- 専門職を対象に、担当分野にとどまらず、まずは一歩踏み出し相談を受け止める意識の醸成<市・市社協>

第4章 推進のための取組

Ⅰ 身近な地域で支えあう仕組みづくり

連携強化・ネットワーク構築

- 住民・住民組織と支援機関・関係機関等が連携・協働した地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくり<市・市社協>
- 連携・協働が必要な機関、施設との調整やネットワーク化への支援<市>
- いわゆる「ごみ屋敷」や「8050問題」、ヤングケアラー等、複合的な課題への相談・支援体制の構築<市・市社協>
- 複合的な課題を抱えた人を支援するため、各地域の状況にあわせた地域住民と専門職による情報共有やネットワークづくり<市>
- 困っている人が、自分ひとりで抱え込まずに「助けて」と言える環境づくり<市>
- 地域で活動している人が課題を抱え込まずに安心して活動できるよう、活動者同士のつながりを意識したネットワークづくり<市>
- 事業・施策を通じた見守り・支援が必要な人の早期発見・課題解決のための支援や協働<市>
- 移動支援や買い物支援等、ネットワークを構築して、課題を解決する取組につなげるための共通課題の共有<市社協>
- 区域を超えて取り組む課題の明確化と、その対応に向けたネットワークの構築<市社協>

事例・ノウハウの共有

- 複合的な課題や困りごとを抱えている人への支援方法に関する事例の共有<市>
- 既存のネットワークを生かした、地域と支援機関の情報共有、課題解決事例・ノウハウの集約と発信<市・市社協>
- 地域と支援機関・関係機関が課題解決に向けて連携して取り組んだ事例の紹介<市>
- 住民・住民組織と企業、NPO、施設、関係機関等、地域にある様々な主体による見守りの事例の集約や共有<市・市社協>
- 地域の状況に合わせた地域住民と支援機関との情報共有の仕組みづくりの推進<市・市社協>
- 地域住民と支援機関の連携による取組の更なる発展を目的とした事例発表の実施<市社協>
- 社会的孤立や生活困窮等、解決に向けた検討が必要な共通の地域課題の共有<市社協>
- 地域活動における個人情報の正しい理解、取り扱い・活用方法の周知<市・市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 地域では解決できないような生活課題や困りごとを抱えている人が、いつでも気軽に相談できる人材の育成<市>
- 地域をよく知る人等と一緒に、課題解決のポイントやノウハウについての研修や広報等による働きかけ<市>
- 関係団体・関係者に対する、連携の必要性やコーディネート力の向上を目的とした研修の実施(コーディネートの必要性や手法等)<市・市社協>

- 地域と行政・専門職をつなげる関係機関におけるコーディネート役の育成・強化<市>
- 専門職だけではなく地域福祉保健活動に関わる全ての行政職員に対する研修の実施<市>
- 行政をはじめ、地域ケアプラザや基幹相談支援センター、地域子育て支援拠点等、支援機関及び関係機関の専門職が、制度の狭間の課題に対して、その専門性を生かし積極的に支援に関わるためのネットワーク化<市・市社協>
- 地域住民と関係機関が協働した個別支援及び早期発見の仕組み、生活課題への支援策の検討等について、区社協や地域ケアプラザの理解を深める人材育成<市社協>

交流等の場の充実

- 地域に関する様々な情報を共有し、関係者同士で意見交換できる交流の場づくり<市>

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
(複合的な課題を抱えた人を支援するため、)地域住民と専門職による会議の開催数	1,819回

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
④孤立している人が身近な地域でつながる機会がある 指標:・生活困窮者自立支援制度相談者数 ・社会的孤立の防止につながる地域主体の取組数	10,642人 243件
⑧地域における個別の困りごとを関係者が連携して受けとめられる(支援者がひとりで抱え込まない) 指標:民生委員・児童委員が困りごとを相談されたときの相談先と連絡調整回数 (委員相互・その他関係機関)	445,859回

※ 評価指標については、P.84 を参照

第4章 推進のための取組

I 身近な地域で支えあう仕組みづくり

トピックス：分野を越えた関係機関連携（西区「みんなの相談窓口」）

- 社会的に孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できず、生活問題が複雑化し、高齢、障害、子ども等、単一制度のみでは解決が難しい複合的な課題を抱えている方が増えています。
- 西区内の相談機関のネットワークとして、地域活動ホームが中心となって「地域センター会議」を立ち上げ、西区役所や地域ケアプラザを含め、高齢、障害、こども、生活困窮など各分野の相談窓口となっている15の機関が参画しています。
困りごとをどの機関に相談しても、参画機関へつなげられるように「西区みんなの相談窓口」を掲げ、PRのクリアファイルの配布、連携事例集の発行、地域のイベントでの出張相談窓口の設置、参画機関の相談員のスキルアップ研修などを行ってきました。
- 今後多くの支援機関、関係機関が異なる分野の相談でもまずは受け止め、連携した相談支援を行い、だれもが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現のための一翼を担うことが期待できます。



～西区みんなの相談窓口（15の参画機関）～

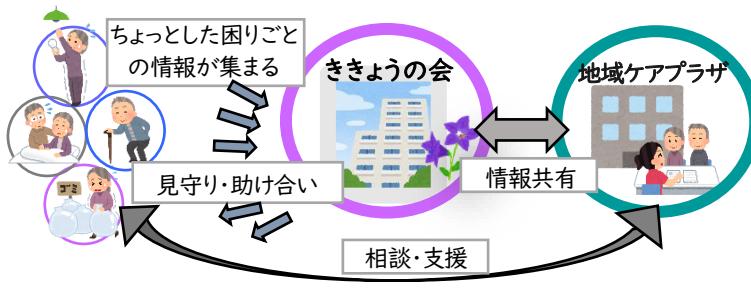
地域活動ホーム、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センター、中途障害者地域活動センター、横浜市障害者就労支援センター、区内4箇所の地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点、児童家庭支援センター、警察署、区社会福祉協議会、市民活動支援センター、西区役所（福祉保健課、生活支援課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課）

トピックス：住民、関係機関が連携したマンション内の見守り・共有の仕組みづくり

青葉区荏田地区にある築50年を過ぎたマンション。住民同士「お互いさま」の気持ちで助け合いながら暮らしてきましたが、高齢化などによりひとりでは解決できないことが増えてきました。

同じ頃、地域ケアプラザにも心配で気になる方がいるという住民からの相談が増えてきました。そこで、住民や民生委員とともにマンション内の「住民支え合いマップ」（※1）を作成すると、日常的に自然な助け合いができるようになりました。

これまでには住民それぞれが受けている相談を、皆で共有し、解決に向けて相談できる場として「ききょうの会」を発足。2か月に1度の定例会には毎回地域ケアプラザも同席し、気軽に相談できる関係ができてきました。住民と関係機関がともに気にかけあいながら、適切なタイミングで専門職の支援にもつなげることができるようになっています。住民もメンバーや地域ケアプラザと相談しながら、ひとりで抱え込まずに皆で見守り、支えあえることで、「肩の荷が下りた」、「安心感が増した」と感じています。



※1) 住民支え合いマップ

地域の支え合いや見守り活動に向けて、支援が必要な方と、その方と関わりのある方とのつながりを地図上に起こし、関係性を把握するもの。

住民流福祉総合研究所 木原孝久氏 提唱

トピックス：進んでいます。ひきこもり理解促進の取組

「ひきこもり」は誰にでも起こり得ることであり、特別なことではありません。

「ひきこもり」とは、社会的な参加の場面が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態を表す言葉です。職場での人間関係、心の不調、病気、障害、親の介護など、きっかけは様々であり、誰にでも起こり得ることです。このことを、多くの地域住民の方に知つてもらうため、各区の生活支援課生活困窮者支援担当や社会福祉協議会が中心となり、「カンパニユラの夢」というDVDを活用し、民生委員・児童委員や地区社協の方などを対象とした上映会を行っています。

～ 参加された方からはこんな声をいただきました～

「できることはみんなが隣を気にかけること。日頃からの見守り、声かけが大事」

「どこの家庭でも起こり得ること。必要なときに必要な支援を届けることが大事」

「大事なのは家族以外で声をかけてくれる人がいること。周りの人の協力が重要」



企画：兵庫県・（公財）兵庫県人権啓発協会

- ひきこもりは周りの理解がないことから誰にもSOSを出せずに

社会から孤立していることが問題だということ

- 「ひきこもって問題がある人」ではなく「地域とともに生きている人」
だということ

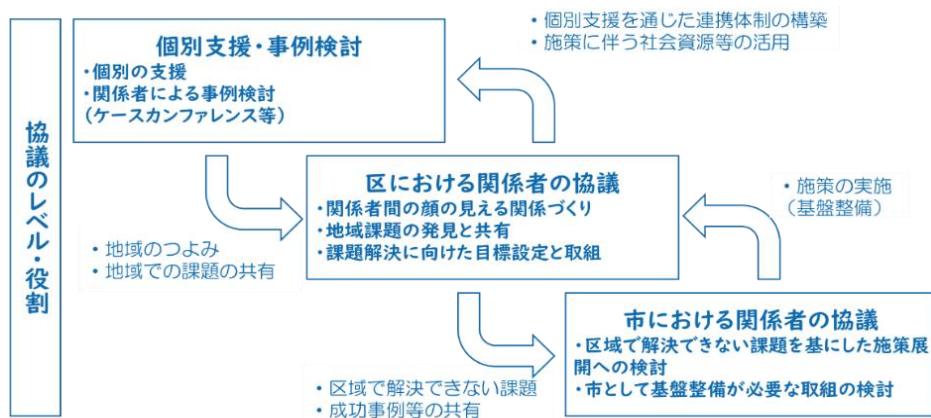
～ みんなの地域でも、ひきこもりへの理解を進め、

誰もが生きやすい社会・地域づくりについて、考えてみませんか～

トピックス：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

- 精神障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らし続けられるには、医療・保健・福祉をはじめとする関係者が連携し、地域での取組を進めていくことが必要です。このため、区福祉保健センター、生活支援センター、基幹相談支援センターを核とした「協議の場」において、事例を通じた地域の課題を共有し、関係者が、共通の認識のもと、課題解決に向けて取組を進めています。
- 地域ごとの課題に対して特性を踏まえた対応ができるよう、これまでの社会資源を十分に活用しながら、ネットワーク機能の見直しや新たな支援者とのつながりを構築する等、支援者間の連携により、よりよい支援体制となるよう、地域づくりを進めます。

【協議の場のイメージ図】

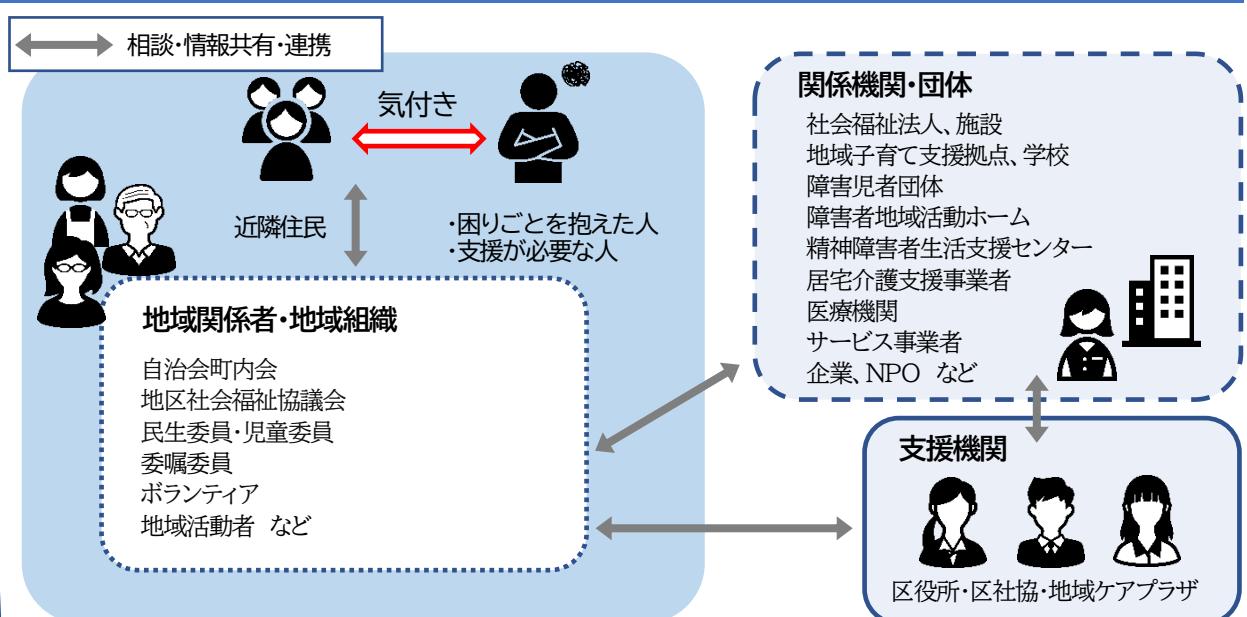


参考 圏域別 住民と支援機関が共に見守り支えあう仕組み

圏域別に地域住民と支援機関・関係機関との連携による、相談・支援、生活課題・地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくりを進めます。

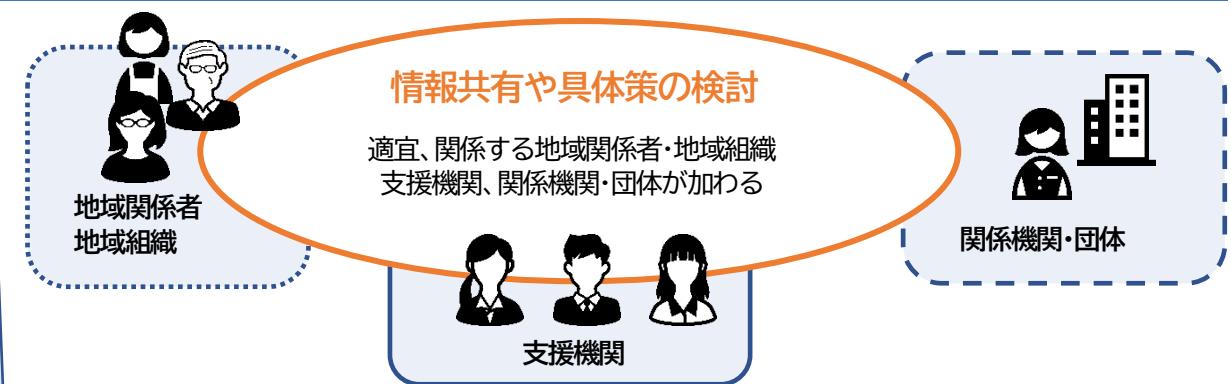
① 支援が必要な事に気付き、共有する仕組み

近隣の自治会町内会での取組



② 困りごとや課題の対応に向けた具体策を検討する仕組み

日常生活圏域での取組
地区連合町内会や



③ 新たな支援策や制度の整備に向けて検討する仕組み

区域の取組

区域の各分野別ネットワークや
地域だけでは解決できない課
題を提起
地域ケア会議
第1層協議体(生活支援体制整備事業)
障害者自立支援協議会
認知症高齢者地域支援連絡会
児童虐待防止連絡会
子育て支援ネットワーク
生活困窮ネットワーク自立支援会議
地域福祉保健計画策定推進委員会
など

新たな支援策や制度を整備
するための検討

関係機関・
団体

討論結果を
区の福祉保健施
策局の支援策に反映

支援機関

- 近隣住民が、見守り活動や日頃のつながりを通して「ご近所の方の様子が変わった」や「少し心配な子がいる」といったことに気づいたら、民生委員・児童委員を中心とした地域関係者・地域組織と共有します。地域関係者・地域組織は、必要に応じて支援機関、関係機関・団体と情報を共有します。
- 支援機関、関係機関・団体は、地域のサポートが必要な人について、民生委員・児童委員等と共有します。
- 支援を必要とする人が孤立せず、支援する側もひとりで抱え込むことがないよう、つながって受け止める体制を作ります。

- 困りごとを抱える人や地域の課題に対し、どのように寄り添い、支えられるか等について、検討する場を設けます。
- 例えば、地域ケアプラザなどがコーディネート役となり、関係機関・団体や民生委員などの地域関係者とともに情報共有し、困りごとへの対応策や、つながり続けることを目指すアプローチ(伴走型支援)などを検討します。
- 地域関係者・地域組織、関係機関・団体、支援機関が検討を積み重ねることで、複合的な課題にも対応できるようなネットワークを構築していきます。

- 区域の各分野別ネットワークから寄せられる報告や、既存の枠組みでは解決できない課題の提起等を踏まえ、区内の支援機関・団体等による実務者レベルの検討会議を開催します。
- 検討会議では、解決できない要因を明確にし、新たな仕組みや制度の整備を検討します。
- 検討結果については、区の福祉保健施策や局の支援策等に反映します。

(3) 身近な地域における総合的な権利擁護の推進

横浜市成年後見制度利用促進基本計画については地域福祉保健計画の一部として位置づけ、第4期に引き続き、本計画の一部として一体的に策定・推進します。

権利擁護は、高齢者・障害のある人も含めた全ての人の権利を尊重し、自己実現・自己決定を支援していくことです。成年後見制度利用促進も含め、児童虐待や消費者被害など、個人の権利や利益が侵害されることがないよう取組を進めます。

<現状・課題>

- 高齢化が進むことで、判断能力が低下したり、認知症を発症する人も増えています。また、精神保健福祉手帳や愛の手帳（療育手帳）を所持する人の増加傾向が続いている。認知能力の低下や障害により判断能力が十分でない人に対する虐待や権利侵害を防ぐためには、権利擁護支援が必要です。
- 権利擁護支援や成年後見制度利用促進の取組の中心的な役割を担う中核機関（よこはま成年後見推進センター）が設置され、成年後見制度利用促進の取組は少しずつ広がっていますが、制度利用が必要と見込まれるにも関わらず、実際に制度を利用する人は、まだ少ない状況です。
- 身寄りのない人や高齢者のみの世帯、また、虐待など深刻化、複雑化する課題を抱えた人も増加しています。認知症等で判断能力が低下した本人だけでなく、その家族を含めた支援を必要とする人の身近な関係者に、権利擁護支援や成年後見制度の理解を広げ、課題が深刻化する前に支援につなげていくことが必要です。
- 障害や認知能力の低下により判断能力が十分でなくとも、状況に合わせた適切な支援を受け、能力を生かしながら、地域の中で安心して生活が送れるよう取組を進めていく必要があります。そのためには、支援を行う支援機関・関係機関同士がお互いの役割を理解し、地域連携ネットワークを構築していくこと、また、支援を必要とする人の意向を尊重する意思決定支援が大切です。
- 児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を及ぼす重大な権利侵害です。全国の児童虐待相談対応件数は増加が続いている、子育ての大変さを保護者だけで抱え込まないように、地域の中で声かけや支援の輪を広げ、社会全体で支えていくことが必要です。

取組のポイント

- ・ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の充実
- ・ 権利擁護支援を推進する地域連携ネットワークの拡充
(横浜市成年後見制度利用促進基本計画)

<取組>

情報発信・啓発

- 幅広い市民に成年後見制度を知つてもらうための分かりやすい制度案内<市・市社協>
- 対象者に合わせたパンフレットや動画等を用いた広報媒体の作成<市・市社協>
- 身近な地域で権利擁護の取組や成年後見制度を知つてもらうための幅広い周知<市・市社協>
- 高齢者・障害のある人と接する機会の多い身近な支援者への制度理解の推進<市・市社協>
- 障害福祉における権利擁護支援についての普及啓発<市・市社協>
- エンディングノートやあんしんノート等、終活支援、任意後見制度等の自己決定の後押しをする取組の推進<市・市社協>
- 意思決定支援と権利侵害の回復支援を基盤とした権利擁護に関する普及啓発<市・市社協>
- 詐欺被害等の相談も踏まえた、消費生活総合センターや警察とも連携した普及啓発<市・市社協>
- 「子どもの権利」、「体罰によらない子育て」、「ヤングケアラー」等に関する広報・啓発の推進<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 相談支援機関を中心とした、本人に寄り添つた身近な地域での権利擁護支援チームの形成<市・市社協>
- 区協議会(成年後見サポートネット)を基盤とした地域における関係機関同士のネットワークの構築<市・市社協>
- 適切な制度運用や改善のための、中核機関を中心とした市域における連携強化<市・市社協>
- 適切な後見人等の選任・交代のための、司法、関係機関・団体等との連携強化<市・市社協>
- 後見人等を孤立させない権利擁護支援チームの形成や地域連携ネットワークの構築<市・市社協>
- 権利擁護事業を実施する区社協あんしんセンターへの支援<市・市社協>
- 市「障害者後見的支援制度」等、本人の意向に沿つた見守りネットワークの構築・拡充<市・市社協>
- 要保護児童対策地域協議会や横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議等子どもの支援に関する会議の開催<市>

事例・ノウハウの共有

- 区協議会(成年後見サポートネット)における事例検討など、関係者での課題分析や共有<市・市社協>
- 事例集などを用いた、支援者の共通理解を得るための意識の醸成と研修等の実施<市・市社協>
- 地域を基盤とした権利擁護支援の実践に関する集約と共有<市・市社協>

第4章 推進のための取組

I 身近な地域で支えあう仕組みづくり

人材育成・確保／体制強化

- 権利擁護支援に関する相談支援機関のスキルアップのための研修の実施<市・市社協>
- 本人の状況に合わせた適切な権利擁護支援につなげるための仕組みづくり<市・市社協>
- 意思決定支援のガイドラインの理念に基づいた支援体制の構築<市・市社協>
- 認知症や障害など本人の状況に応じた意思決定支援の推進<市・市社協>
- 身寄りのない高齢者への支援策の検討<市・市社協>
- 成年後見人等として活動している親族(親族後見人)の支援<市・市社協>
- 地域で権利擁護を担う「市民後見人」の養成・活動支援・受任促進<市・市社協>
- 法人後見を担う団体や新たに法人後見を行う団体等への活動支援<市・市社協>
- 成年後見制度利用支援事業における、本人・親族申立ての際の費用の検討及び報酬助成についての検討<市>

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
区協議会(区成年後見サポートネット)参加者数	3,024人

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
⑤意思決定に支援が必要な人も、地域の中で自分らしく暮らせる 指標:相談支援機関における権利擁護に関する相談取扱件数	2,864件

※ 評価指標については、P.84 を参照

トピックス:市民後見人

市民後見人とは、横浜市では市が実施する市民後見人養成課程を修了した方が、「横浜市市民後見人バンク」へ登録し、その後家庭裁判所から成年後見人等として選任された方としています。

横浜市では認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方であっても尊厳を持って住み慣れた地域で暮らし続けることを可能とする「共に生きる」社会の実現を目的として、地域における権利擁護推進の一翼を担う市民後見人の養成・活動支援に取り組んでいます。

市民後見人は身近な存在として、本人の意思を丁寧に把握しながら成年後見人等として活動をする強みがあり、養成課程修了後も各種研修に参加し、研鑽を続けています。

2023年3月末時点でのべ90人を超える市民後見人が成年後見人等として、本人に寄り添った活動を行っています。

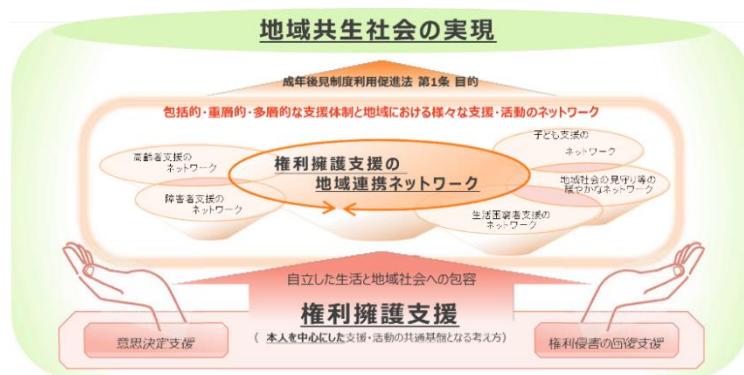


第6期横浜市市民後見人養成課程の様子

トピックス：成年後見制度利用促進と権利擁護支援における地域連携ネットワーク

成年後見制度利用促進

- 成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度です。家庭裁判所から選任された成年後見人等が本人の意思を尊重しながら福祉サービスの契約手続きや財産の管理などを行うものです。
- 国・第二期成年後見制度利用促進基本計画[2022年度～2026年度(5か年)]では、「地域共生社会」の実現に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤の考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実などを成年後見制度利用促進の取組として進めることとしています。



- 成年後見制度の詳しい内容や相談先は、よこはま成年後見推進センターウェブサイト内の「ご存じですか 成年後見制度」パンフレットをご覧ください。
- 判断能力が十分でない状況にあっても、必要な支援を受けながら地域で安心して生活できるよう、様々な支援・活動のネットワークを生かして取組を進めています。

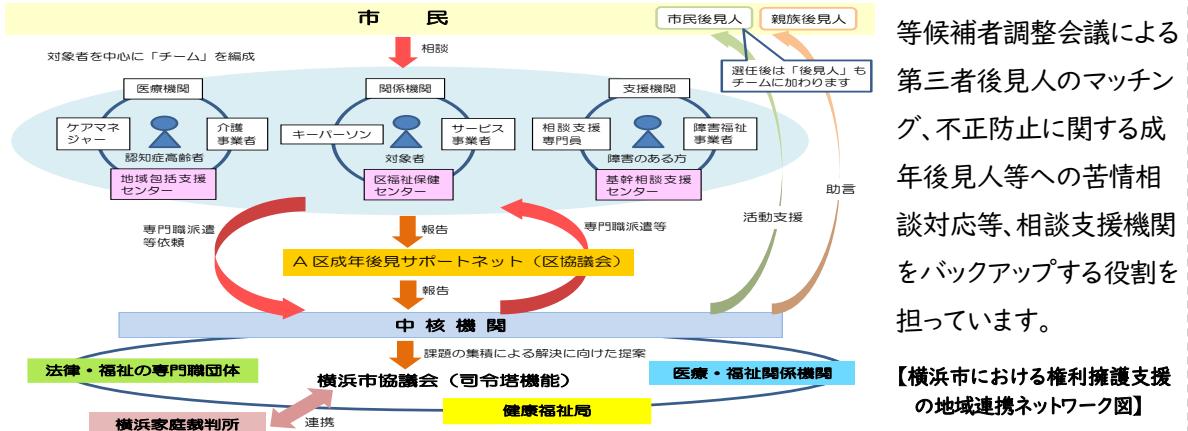


よこはま成年後見
推進センターHP

権利擁護支援における地域連携ネットワーク

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築は、「①権利擁護が必要な人の発見・支援」、「②早期からの相談・対応体制の整備」、「③意思決定支援・身上保護を重視した後見活動の支援」を目的としています。
- 横浜市では、この地域連携ネットワークを展開するために、対象者を支える「チーム」と、区ごとに実施する「協議会」の基本的仕組みを位置づけ、市域の機能として中核機関「よこはま成年後見推進センター」がネットワークの調整・推進を担い、横浜市成年後見制度利用促進基本計画を推進しています。チームの中心を担う相談支援機関（区福祉保健センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター）には、本人や家族、身近な支援者からニーズが集約され、権利擁護支援の検討(アセスメント)とチームづくりを展開します。中核機関はチームへの専門職派遣や申立書の書き方支援、成年後見人

等候補者調整会議による
第三者後見人のマッチング、不正防止に関する成年後見人等への苦情相談対応等、相談支援機関をバックアップする役割を担っています。



第4章 推進のための取組

I 身近な地域で支えあう仕組みづくり

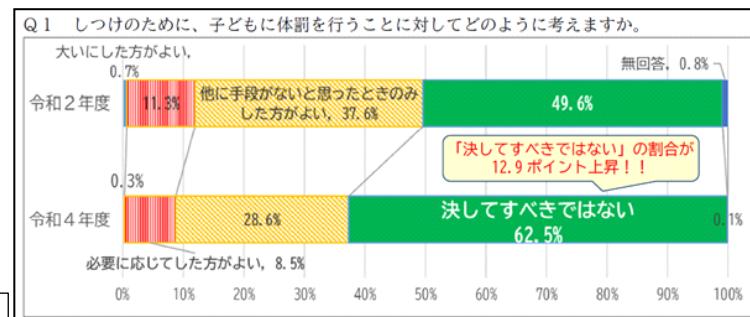
トピックス:子どもの権利を守ろう!／STOP!子ども虐待

- 「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子どもが虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進するため、平成 26(2014)年に施行されました。令和元年(2019)に児童虐待防止法が改正され、親権者による体罰の禁止が明文化されたことなどを踏まえ、令和 3(2021)年 10 月に本条例の一部改正を行いました。
- 体罰など子どもの品位を傷つける行為がなく、全ての子どもがひとりの人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。
- 横浜市民を対象に「子どもに対するしつけと体罰に関するアンケート」を令和 2(2020)年度と 4(2022)年度に実施しました。

体罰を容認しない方の割合が前回調査よりも 12.9% 増加し 62.5% になりました。体罰によらない子育てへの理解が、少しずつ広がっています。

アンケートの詳細はこちらから

□ 体罰によらない子育てのために 横浜市



トピックス:地域の中での見守り体制の構築～横浜市障害者後見的支援制度～

- 横浜市障害者後見的支援制度は、障害のある人が地域で安心して暮らすために、「**身近な地域での本人の見守り体制を構築すること**」、「**本人の思いに寄り添い、希望に基づく生活の実現をともに考えるこ**と」を柱とした横浜市独自の制度です。各区にある後見的支援室の取組から一例を紹介します。

Aさんは、知的障害のある50代。母親が施設入所し、一人暮らしを始めたことがきっかけで、後見的支援制度に登録しました。Aさんには「自治会の役員の順番が回ってきたらどうしよう」「回覧板の内容がよく分からず、大事なことを見落としていたらどうしよう」といった不安がありました。後見的支援室では、Aさんの了解のもと、区社協に相談しながら、近隣に住むBさんに「あんしんキーパー（日常生活をゆるやかに見守るボランティア）」を依頼するなど、地域の方たちとの関係づくりを進めてきました。

Aさんは「最近はBさんに自分から挨拶できるようになった」「部屋の水道のトラブルをBさんに相談し解決できた」と話しています。また、BさんがAさんの不安を自治会に相談して必要な配慮をしていただけけるようになり、Aさんは安心した生活を送っています。



(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者自立支援制度の基本理念の一つである「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を実現するため、生活困窮者自立支援方策を本計画の一部として位置づけ推進していきます。

生活困窮者支援は、経済的な自立だけではなく、日常生活や社会生活の自立など、その方の状態に応じた自立を目指しています。そのために、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築するとともに、「支える・支えられる」ではない「相互に支えあう地域」の構築を本計画と一緒に推進します。

<現状・課題>

- 経済的な困りごとや生活の困りごとを抱えている人の多くは、社会的に孤立し、自ら必要な情報を取得したり、自ら声を上げ相談したりすることが困難な状況にあります。
- コロナ禍の影響など社会情勢の変化に伴い、顕在化した新しい相談者層の多様なニーズに適切に対応していく必要があります。
- 生活困窮者自立支援制度は、比較的新しい制度のため、地域や支援機関・関係機関へ引き続き制度周知を行い、認識を深める必要があります。
- 困窮状態にある人は様々な課題を抱えているため、一つの制度や一機関だけで解決できないことが多く、複数の関係機関や地域の新たな社会資源同士がつながり、連携していく必要があります。
- 困窮状態にある人の「それぞれの自立」に向けた支援やつながりが途切れることがないよう、生活保護制度との切れ目のない一体的な支援を行うことが求められています。

取組のポイント

- ・ 複合的課題に対応するための多機関連携
- ・ 社会的孤立状態の予防、解消
- ・ 支援者の孤立予防
- ・ 「支える側」、「支えられる側」にとらわれず、誰もが地域の一員としての居場所や役割を持てる地域づくり

<取組>

情報発信・啓発

- 誰でも経済的困窮や社会的孤立の状態になりうることがあり、特別なことではないという意識の醸成と相談しやすい地域づくり<市>
- 困りごとを抱えながら自ら相談できない人に、身近な人（家族・親族・友人など）が、相談につなげることができるよう、広く市民に向け様々な媒体を活用した制度周知や講座等を実施<市>

第4章 推進のための取組

Ⅰ 身近な地域で支えあう仕組みづくり

- 問題が深刻化・複雑化する前に自ら対応することができるよう、広く市民を対象にした各種支援制度の周知や講演会の実施<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 複合的課題や既存制度では解決できないニーズに対して、多機関で連携しながら支援するためのネットワーク構築<市>
- 困窮者施策をより効果的に進めるための課題共有や役割分担及び府内関係部署の連携の促進<市>
- 身近なところで、支援が必要な人に気付き、必要な支援につなぐことができる「気付きのネットワーク」、及び身近な地域で見守り支えあうことができる「支援のネットワーク」づくり<市>

事例・ノウハウの共有

- 包括的相談支援体制の実現に向け様々な関係機関と分野を超えて連携するための、支援事例や取組の共有<市>
- 市内関係者間における個別支援や地域づくりの好事例やノウハウの共有及び活用促進<市>
- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度、双方の強みを生かした自立支援実現のためのノウハウの共有<市>

人材育成・確保／体制強化

- 身近なところで支援が必要な人に気付き、必要な支援につなぎ、連携して支援する担い手を育成するための制度周知及び研修の実施(支援機関・関係機関、地域の支援者向け)<市>
- 対象者の属性にとらわれず、複雑化・多様化したニーズを受け止め、府内一丸となって支援するための人材育成及び府内連携強化<市>
- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の間で、切れ目のない一体的な支援を行うための意識醸成及び人材育成<市>
- 公的サービスの利用だけでなく、地域資源へのつなぎや創出も含め、社会的に孤立している人の支援を実現できる人材の育成<市>
- コロナ禍における寄付を活用した支援や食支援などのノウハウを生かした、生活困窮に関連する課題解決に向けた取組の検討実施<市社協>

交流等の場の充実

- 一人ひとりに寄り添った、それぞれの自立の形を実現するためのサポート(様々な形の社会参加の実現)<市>
- 社会的に孤立している人が、人とつながることのできる多様な場の創出<市>

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
生活困窮者自立支援制度支援会議の参加者数	1,082人

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
④孤立している人が身近な地域でつながる機会がある 指標:・生活困窮者自立支援制度相談者数 ・社会的孤立の防止につながる地域主体の取組数	10,642人 243件
⑧地域における個別の困りごとを関係者が連携して受けとめられる(支援者が1人で抱え込まない) 指標:民生委員・児童委員が困りごとを相談されたときの相談先と連絡調整回数 (委員相互・その他関係機関)	445,859回

※ 評価指標については、P.84を参照

トピックス:地域のネットワークが広がる取組

- 生活困窮者を早期に把握するための「気付きのネットワーク」づくり、自立した生活を支えるための「支援のネットワーク」づくりを地域の関係機関等と協働して区ごとにすすめています。
- ネットワーク構築支援事業では「孤立しがちな人へのアプローチ」や「地域の居場所づくり」をテーマとした講座の実施、居場所マップや普及啓発ツールを作成するなど、生活にお困りの方を地域で支えるためのネットワークを広める取組を行っています。
- 横浜市では「横浜市生活困窮者セーフティネット会議(関係機関が情報共有等を行う支援会議)」を市域・区域で行っています。区役所内外の多くの関係機関が一堂に集まり、地域課題や不足する



窓口用普及啓発ツール

社会資源等を共有、課題解決に向けた取組を検討する場となっており、ネットワークの強化につながっています。

また、区地域福祉保健計画のプロジェクト会議をセーフティネット会議と位置づけている区もあり、区役所全体で区民の困りごとを早期把握する体制を整える仕組みづくりを行っています。会議に参加する関係機関が増えていくことで、気付き・支援のネットワークが広がっていきます。



セーフティネット会議の様子

第4章 推進のための取組

Ⅰ 身近な地域で支えあう仕組みづくり

トピックス：生活困窮者等への食を通じた地域づくりの仕組み

○生活困窮者や制度の狭間で必要な支援が届かず、社会的に孤立をしている方などを支える地域づくりの一環として、食支援の仕組みが市域で広がっています。食支援とは、寄付いただいた食糧をお渡しすることによって顔を合わせたり、会話をしたりしながら、関係機関や住民との関係づくりをすることを目指しているものです。横浜市社協では、2017年から食支援の取組を始めました。

○仕組みのひとつとして、株式会社セブン-イレブン・ジャパンから、セブン-イレブン店舗の改装時等に発生する商品（冷蔵・冷凍以外）を横浜市社協が受領し、福祉施設や、区社協を通じて相談者や地域活動団体等に提供する取組を2018年より行っています。いただいた商品は食糧だけではなく日用品もあり、生活に必要な身の周りのものをお渡しすることで生活の安定や安心感につながっています。



地域でのお渡し会の様子

○また、市民団体として食糧の寄贈受入れと配分を担っている「公益社団法人フードバンクかながわ」からも定期的に寄付をいただき、市内の障害事業所が、社会貢献活動の一環として区社協への配達業務を担っています。配達を通じ、障害のある方自身が、社会の役に立っていることを実感できる機会となっています。また、配達業務に携わる時間は、車内で障害のある方と職員がゆっくり話すことができる貴重な時間にもなっています。

○これらの仕組みがあったことで、コロナ禍で急速に生活困窮者が増えた際にも、迅速に食糧を届け、支援することができました。

○市域の仕組みのほか、各区では身近な商店やスーパー、農家などからの寄付や住民から食糧を集めるフードドライブといった取組が行われています。

また、地区社協などの地域団体が行う食糧配分会も各地で実施され、食を通じたつながりづくりや支え合いの輪が広がっています。



地域で行われているフードドライブ活動



寄付でいただいた食材の一例

2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

【全体の方向性】

地域では人口減少・少子高齢化等により地域活動の担い手不足等の課題があります。地域で活動している関係組織・団体の支援に取り組むほか、社会福祉法人・企業・学校等の福祉保健活動への参画を支援します。また、区役所、区社協、地域ケアプラザ等が協働して地域を支えるための基盤づくりを進めます。

(1) 地域における関係組織・団体の体制の強化

<現状・課題>

- 市内には 253 の地区連合町内会、256 の地区社協、263 の地区民生委員児童委員協議会（以下、「地区民児協」という。）（2022.4.1 現在）が組織されており、これまで身近な地域における見守りをはじめとした様々な取組を積み重ねてきました。
- 自治会町内会の加入率の低下や、民生委員・児童委員をはじめとした委嘱委員の充足率の低下が見られます。また、団体によっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による活動の縮小・休会・解散などがあり、地域のつながりや交流の機会が持ちづらくなっています。
- 地域には、特定のテーマ（目的）や課題の解決に取り組む団体、障害当事者団体等、様々な団体が活動しています。課題として、メンバーの減少や高齢化により思うように活動ができない、必要としている人に情報が届かない、活動資金の不足によって継続が難しいなどの声があります。

取組のポイント

- ・ 自治会町内会、地区社協、地区民児協等の活動や運営の継続・拡充に向けた支援
- ・ 地域における福祉保健活動の推進に向けた関係組織・団体の協力体制づくり
- ・ 新たな活動の立ち上げや継続・拡充に必要な支援の充実

第4章 推進のための取組

2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

<取組>

情報発信・啓発

- 新たな取組を始める際の活動に関する支援制度について、市役所関係局課の連携による周知<市>
- 事例を用いて、誰もが役割を持って主体的に参加できる地域の居場所等の意義や効果の集約と発信<市社協>
- 地域活動団体支援の一環となる共同募金等の周知<市社協>
- 地域にある様々な活動団体情報の発信<市社協>

連携強化・ネットワーク構築

- 高齢者、障害のある人、子ども・若者等の地域の活動団体が、分野を越えて連携し、顔の見える関係性を構築するための支援<市>
- 他団体や社会貢献活動を行っている企業との連携・協働による課題解決策の提案<市>
- 地域で活動する関係組織・団体の継続・拡充に向けた連携支援<市社協>
- 区域を越えて活動する団体の連携・協働による課題解決の場づくりや協働事業の提案<市社協>

事例・ノウハウの共有

- 地区連合町内会、地区社協、地区民児協等による、地域の主体的な取組の立ち上げ・継続・発展を更に支援できるよう、様々な連携事例・ノウハウの集約と発信<市・市社協>
- 団体が自立し活動していくために必要な資金確保の手法等、支援策の提供<市>
- 検討会等で整理された地区社協活動の充実・強化に向けた方向性の「地区社協のてびき」等への反映、方針の策定<市社協>
- 地区社協活動の充実・強化に関する事例の集約と発信<市社協>
- コロナ禍による地域の変化を踏まえた人材確保事例の共有と発信<市社協>
- 活動の組織化における支援事例の集約と発信<市社協>
- 身近な地域福祉保健活動団体同士による連携・協力といった事例の集約と情報発信<市社協>
- 活動団体等が様々な活動に取り組めるよう、財源獲得を含む課題解決手法の検討・情報提供<市・市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 地域活動者を対象としたフォローアップ研修やリーダー層に向けた研修の充実<市・市社協>
- 各種地域活動の持続可能な運営のための負担軽減に向けた支援<市>
- 各種地域活動の役割を補いあえる人材の確保に向けた支援<市>
- 既存の活動時間や内容にとらわれない、働く世代が地域活動に参加しやすい体制づくり<市・市社協>

- 関係組織・団体のデジタル技術の有効活用の推進<市>
- 「ネットワーク機能を生かして困りごとを抱える人を支える」という地区社協の目的・方向性の共有<市社協>
- 地区社協活動の充実・強化の方針に関する区社協及び地区社協向け研修<市社協>
- コロナ禍による地域の変化を踏まえた地区社協支援<市社協>
- 区域、地区連合町内会圏域等における地域人材の発掘・養成に係る事例の集約と発信<市社協>
- ニーズに合わせた助成金制度の見直し<市社協>

交流等の場の充実

- 地区連合町内会、地区社協、地区民児協等の地域の活動団体と行政や関係機関がお互いの強みを生かし協働する場の創出<市>
- 各種制度や枠組みを超えた取組の検討のための場づくり<市>

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
地域活動者を対象としたフォローアップ研修やリーダー層に向けた研修の実施回数	245 回

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
③住民同士が地域課題の解決に向けて話しあえている 指標:協議体の開催数(生活支援体制整備事業)	
	682 回
⑥多様な主体による地域活動が広がる 指標:・地域貢献活動を実施している社会福祉法人数 ・民間事業者と連携した見守り参加事業者数	222 法人 56 事業者
⑦多様な主体が地域課題を共有している 指標:地域ケアプラザが事務局機能を果たしている地域福祉団体・機関とのネットワーク数	781 件

※ 評価指標については、P.84 を参照

第4章 推進のための取組

2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

トピックス：子どもの居場所団体等の連携を通じた地域づくり

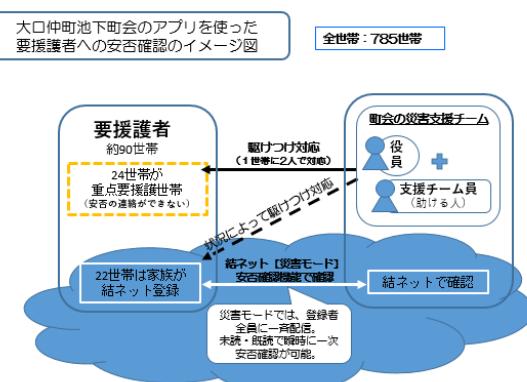
- 現在、南区では 28 の団体(2022 年 12 月時点)が「子どもが居場所につながり地域で見守りはぐくむ地域づくり」を目指して食事提供や学習支援等を通じた活動をしています。
- 令和4(2022)年から区全体を4エリアに分けたエリア会議を開催し、活動上の課題を共有し解決に向けた検討や団体の強みを生かした連携を進めています。
このエリア会議により、車を所持している団体がフードバンクかながわ等から受け取った寄付品をエリア内の他団体に配達する取組が生まれ、団体同士の助け合いに繋がっています。最近では、映画会などの合同イベントの開催、SNS を活用した情報発信、障害者が担い手として活躍する機会が創られるなど、エリア内の連携・取組が広がっています。
- 今後は、担い手不足、子どもたちにも分かりやすい啓発媒体の必要性といったエリア別会議であがっている課題について、区域で検討し取り組んでいく予定です。



区内の関係機関が参加する「南区子どもの居場所づくりネットワーク」を中心に作成した『南区子どもの居場所マップ』

トピックス：災害時における情報伝達のデジタル化

- 神奈川区の大口仲町池下町会では、災害時の安否確認や電子回覧板といった機能があるアプリを 2021 年 4 月から運用しています。大口仲町池下地区はひな壇状の宅地造成で丘陵地が多く、歩行路が狭いうえ 30 メートルもの高低差で勾配がきつい地域です。会長は災害発生時の共助に不安を覚え、災害時支援チームを結成し、要援護者と支援チーム員（要援護 1 世帯につき 2 人）をグループ化しましたが、緊急時に従来の電話連絡では情報伝達に時間がかかりすぎるため、「結ネット」というスマートフォンアプリを導入しました。このアプリの特徴は、平常時には町内会の情報のほか、市や区の HP にアクセスでき、もしものときは「災害モード」になり、緊急の連絡がリアルタイムでできるようになります（イメージ図参照）。
- アプリの活用により、災害時には支援チームなど近所の助け合いがスムーズに行えることが期待されます。これまで「災害モード」を使うほどの大災害は起きていませんが、実際の地震の際には情報伝達の迅速化が実現しました。
- また、アプリでの情報発信を始めたことで、公園清掃等の行事参加者が増えたり、こども会役員の仕事が軽減するなどの効果も出ているとのことです。



(2) 社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援

<現状・課題>

- 昨今の社会環境の変化に伴い、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことが求められています。
- 地域と社会福祉法人・企業等が連携した取組が広がっていますが、コロナ禍の影響を受け、今までの取組が思うように進められなくなりました。
- 子どもの頃から地域とつながることにより、地域に愛着を持ち、地域ぐるみで子育てをしていく風土づくりへつながることから、学校を核とした地域づくりの視点が重視されています。
- 多様な主体が地域のニーズや連携先の強みを生かした取組を行うためには、支援機関のきめ細かな支援が必要であり、単発的な取組から継続的な連携を通じた地域づくりへと広げていくことが求められています。
- 地域課題解決に向けた取組に、多様な主体がそれぞれの役割や特徴を生かして、参画できるような支援機関によるコーディネートが必要です。また、様々な活動団体や活動者がつながる交流の機会や場を更に増やしていくことで、互いに気軽に相談できる関係づくりを支援していくことが必要です。

取組のポイント

- ・ 社会福祉法人・企業による地域貢献活動の促進
- ・ 地域と学校の連携・協働の推進
- ・ 多様な主体が連携して地域課題を解決するための支援

<取組>

情報発信・啓発

- 社会福祉法人が地域の活動団体と連携・協働する意義や必要性の周知<市>
- 市社協の会員施設の種別ごとの部会や研修等、様々な機会を通じた地域貢献活動の意義や必要性の周知<市社協>
- 企業・商店等へ向けた地域の課題、必要な支援についての情報発信<市>
- イベントなどを通じた子どもの頃から地域に興味・関心を持ってもらうための情報発信<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 地域課題の解決に向けた地域、社会福祉法人・施設、企業・商店、NPO等のコーディネート<市社協>
- 社会福祉法人・施設、企業・商店、NPO等の強みを生かした社会貢献のコーディネートと先駆的な取組の実践<市・市社協>

第4章 推進のための取組

2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

- 地域と学校、関係機関が連携した、不登校やひきこもり、ヤングケアラー等への対応に向けた検討・対策の実施<市・市社協>
- 多様な主体が連携し、継続的に取組が進められるよう、支援機関によるコーディネートの促進<市>
- 地域の課題共有や解決の検討に向けた区社協と会員施設の連携強化支援<市社協>
- 寄付の仕組みを生かした多様な主体による課題解決へ向けたコーディネート<市社協>
- 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する検討やシミュレーション等を通じた、関係機関の連携強化<市・市社協>

事例・ノウハウの共有

- 社会福祉法人・施設の地域貢献活動の推進に向けた、課題の整理と提案<市社協>
- 学校・市民利用施設・社会福祉法人、企業・商店等、それぞれの特徴を生かした地域での活動事例の集約と発信を通じた地域づくりの方向性や視点の共有<市社協>
- 市内外の企業による取組事例や様々なデータの提供等による、多様な主体と地域がつながるための取組支援<市>
- 各地域に向けて多様な主体が既に協働している先進事例を周知する場の提供や周知方法の検討・実施<市>
- NPOと地域、関係機関等が連携した、生活課題、地域課題への対応事例の集約と発信<市社協>
- 市社協の会員組織としてのネットワークなどを活用した地域活動、地域づくりを協働する事例の集約とその分析を通じた視点・取組の方向性の共有ノウハウの集約<市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 社会的な課題や地域課題の解決に向けた住民と企業が連携した取組等、多様な主体の連携に関する新たな事業の試行実施<市社協>
- 不登校やひきこもり、ヤングケアラー等の学齢期の課題対応に向けた、地域と学校、関係機関による検討と対応策の実施<市・市社協>
- 課題や地域ニーズの把握と多様な主体の活動をマッチングできるような人材・団体の育成<市>
- 市社協の会員施設や団体と連携した福祉人材の確保・育成支援<市社協>

交流等の場の充実

- 地域協議会の設置、開催を通じた社会福祉法人が地域と共に地域の福祉ニーズを検討する機会の提供<市>
- 様々な活動団体や活動者がお互いの強みや経験を知る、つながる交流の機会や場づくり<市>

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
・共創「リビングラボ」の活動団体数	15 団体
・横浜市市民協働条例に基づく協働事業数	242 事業者

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
⑥多様な主体による地域活動が広がる 指標:・地域貢献活動を実施している社会福祉法人数 ・民間事業者と連携した見守り参加事業者数	222 法人 56 事業者
⑦多様な主体が地域課題を共有している 指標:地域ケアプラザが事務局機能を果たしている地域福祉団体・機関とのネットワーク数	781 件

※ 評価指標については、P.84 を参照

トピックス:民間企業と連携した見守りネットワーク事業「いそまる」

磯子区社協では企業、商店などの異業種の民間事業者と連携し、ゆるやかな見守り体制の構築や協力事業者同士のつながりを進めていくことを目指し、見守りネットワーク事業を推進しています。

きっかけは生命保険会社から区社協へ地域貢献活動の相談があったことです。生命保険会社の営業職は、顔なじみの顧客の異変や、街中で気にかかる人を見かけた際に相談機関につなぐなどできることで協力したいとのことでした。そこで、業務を通じたゆるやかな見守りをしながら、個人情報に配慮しつつ異変を感じた住民の様子を関係機関と共有することなどを定めた協定を締結しました。協定ではほかにも、営業職のスキルアップを目的とした研修の開催や、協力事業者同士のネットワークづくりを目的とした連絡会を開催することも定めています。

このネットワークは、区内の協力事業者が気になる人を重層的に見守ることを目指し、名称を「磯子で見守る」ことを意識し、「いそまる」と名付け、ロゴマークを作成しました。

また、動物病院とも協定を締結し、多頭飼育をしている飼い主の背景にある、認知症や高齢による寂しさなどの相談について、地域ケアプラザなどの支援機関と情報共有をしています。

地域に根差した様々な企業、商店と連携しながら、きめ細かい見守りのネットワークが広がることを目指しています。



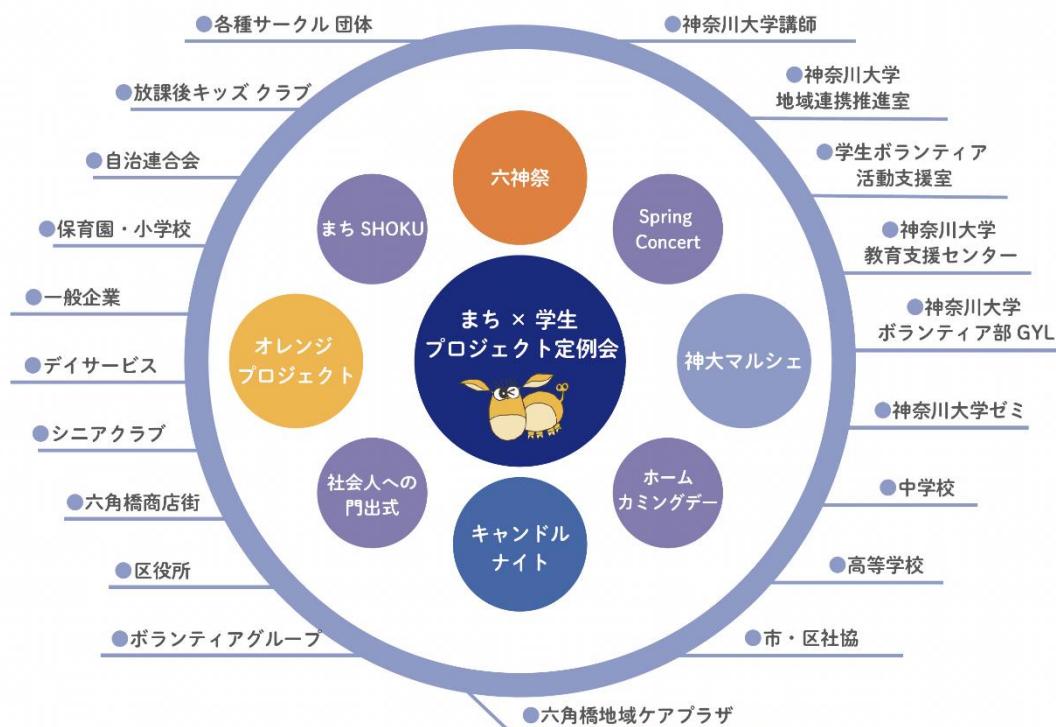
「いそまる」のロゴマーク



協定締結の様子

トピックス：まちと学生がつながり・つながる“まちづくり”「まち×学生プロジェクト」

- 2015年10月、神奈川区六角橋地区を中心としてまち（自治会）、地域ケアプラザ、大学生が協働し「まちづくり」を考え創るプロジェクト「まち×（かける）学生プロジェクト」が発足しました。
- きっかけは「同じまちに住む学生にもまちづくりに参加してもらいたい」という要望でした。まちと学生が直接顔を合わせて話し合う中で、『学生とまちの情報共有の場』『学生のイベントにまちが』『まちのイベントに学生が』そのような関係性を構築することで、よりよいまちづくりができるのではないかと動き出しました。
- 地道な関係づくりの成果として「六神祭」をはじめ認知症啓発活動を地元商店街や企業等と協働して取り組む「オレンジプロジェクト」、まちの誰もがまちづくりに参画できる「キャンドルナイト」等、様々な活動が発展し、まちのあらゆる人がつながる大きな“支えあいの輪”が生まれています。
- コロナ禍（非常時）には、平時に培ってきた関係があればこそ自治会、商店街、大学、市社協、ケアプラザ等多くの団体が結束し、コロナ禍で生活に困る学生の食・職支援「まち SHOKU」を実施しました。学生の「食」支援だけでなく、まちの「職（仕事）」を応援し、「お互いさまでつなぐ」、「地域でともに生活する」をコンセプトに、コロナ禍でも活動の形を変えながら活動を継続し現在に至っています。2022年には持続可能な団体活動の継続の為、「NPO 法人格」を取得しました。
- 「世代や立場を超えて一緒にまちを盛り上げる」そして既存のコミュニティを活性化させ、よりよい社会を実現させるため、地域の中であらゆる団体が協働し“つながり”を持てるまちづくりの推進を行っています。



(3) 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり

<現状・課題>

- 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の支援機関は、地区別支援チームを組織し、各職種の専門性を生かして地区別計画の策定・推進に関わり、地域を支援しています。
- それぞれの支援機関の総合力を発揮して住民・関係機関等との協働による課題把握・解決への取組を進めています。
- 地域における生活課題は複合化・複雑化しているため、区役所・区社協・地域ケアプラザ等において一層連携・協力し、解決を図ることが大切ですが、共有・検討・解決を図る場づくりは十分とは言えない状況です。
- 支援機関は、目指す地域像を共有し、その達成に向けて各機関が果たすべき役割を確認しながら、地域を継続的に支援する体制づくりが引き続き必要です。

取組のポイント

- ・ 地域特性を踏まえた地域支援の推進
- ・ 個別支援と地域支援の一体的な推進に向けた地区別支援チームの総合力の発揮
- ・ 包括的な支援の体制づくりに向けた関係機関の連携・協働

<取組>

情報発信・啓発

- データ活用の推進など、住民や関係機関が協働により地域課題を解決するための基盤を構築
<市>
- 生活困窮、いわゆる「8050問題」、ヤングケアラー等、複合化・複雑化した課題への地域支援の必要性について、講座等で周知<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 区役所・区社協・地域ケアプラザの各事業担当者会議や職員研修の実施による組織間・職種間の連携促進<市・市社協>

事例・ノウハウの共有

- 生活困窮、いわゆる「8050 問題」、ヤングケアラー等、複合化・複雑化した課題の対応事例の共有
<市・市社協>

第4章 推進のための取組

2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

- 「地域ケアプラザ業務連携指針」に基づく地域ケアプラザの職種間連携事例の集約と共有
<市・市社協>
- 区役所・区社協と地域ケアプラザの連携による地域支援実践事例の集約と情報発信<市社協>
- 区社協、地域ケアプラザの実践に基づく手引きの作成・見直し<市社協>
- 行政等から地域に提供される情報を地域支援に有効活用していくための手法の提示<市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 支援機関が、地域の課題を住民目線で捉え、支援者として関わるスキルを身につけるための研修の実施<市・市社協>
- 職員のコーディネート力の向上を目的とした区社協、地域ケアプラザ向け研修の実施
<市・市社協>
- 地域のニーズに合わせた地域ケアプラザの機能の検討<市>
- 複合化・複雑化する課題に対する支援機関としての解決策の検討と施策化<市・市社協>
- 地区別支援チームの総合力を發揮し、個別支援と地域支援を一体的に進めるための視点の共有
<市・市社協>
- 多機関連携により支援が必要な人を地域につなげる意識の醸成と情報の共有<市>
- 地区別計画の策定・推進支援のための研修、会議等の実施<市・市社協>
- 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業等を通じた、地域における切れ目のない支援とそれが実現できる地域づくりへの実践の方向づけ・支援<市社協>

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
地域福祉保健計画に関する職員研修の実施回数	80 回

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
⑧地域における個別の困りごとを関係者が連携して受けとめられる（支援者がひとりで抱え込まない） 指標：民生委員・児童委員が困りごとを相談されたときの相談先と連絡調整回数 (委員相互・その他関係機関)	
⑨個別課題解決の視点を持った地域支援ができている 指標：個別課題を見据えた地域支援の検討をした地区別支援チーム数	445,859 回 255 件

※ 評価指標については、P.84 を参照

トピックス：地域ケアプラザ～地域の身近な福祉・保健の拠点～

- 地域ケアプラザは、高齢者、子ども、障害のある人など、誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点として様々な取組を行っている横浜市独自の施設です。概ね中学校区を目安に、市内の各地域に設置されています。
- 地域の皆様の福祉・保健活動やネットワークづくりを支援するとともに、住民主体による支えあいのある地域づくりを支援しています。また、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握して支援していくとともに、地域の課題を明らかにして地域住民と一緒に解決に取り組んでいます。

地域ケアプラザ ※1

- ・福祉・保健に関する相談・助言
- ・地域の福祉・保健活動やネットワークづくりの支援
- ・地域の福祉・保健活動の拠点として活動の場の提供
- ・ボランティア活動の担い手の育成・支援

地域包括支援センター ※2

- ・高齢者に関する相談・支援
- ・介護予防・認知症予防教室の開催など
- ・介護予防の取組
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
- ・地域のケアマネジャー支援や事業者や地域の関係者などとの支援のネットワークづくり
- ・介護予防ケアマネジメントの作成

地域ケアプラザの主な職種

- 所長
 - 保健師 等
 - 社会福祉士 等
 - 主任ケアマネジャー 等
 - 生活支援コーディネーター
 - 地域活動交流コーディネーター
- など



※1 地域ケアプラザではこの他に、居宅介護支援事業を実施しています。また、一部を除き、高齢者デイサービス等を実施しています。

※2 地域包括支援センターは地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに設置しています。

- 人を支える支援には、「専門的な支援（事業所や専門機関が提供するサービス等）」と「地域住民による支援（地域住民による自主的な取組や支えあい活動）」があり、日々の暮らしを切れ目なく支えるために、両者は一体的に行われる必要があります。地域ケアプラザは、個人を直接支援するだけでなく、その人に対して、「専門的な支援」と「地域住民による支援」を両輪で進められるよう、それぞれの取組や活動等を支援しています。
- 地域ケアプラザには複数の職種が配置されているため、それぞれの専門的な知識や視点を生かして各事業を連動させ、地域ケアプラザ全体で地域に根差した取組を行っています。

3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

【全体の方向性】

障害のある人や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し、尊重しあえる地域づくりを進めます。また、身近な地域で交流し、つながり、社会に参加する機会を創出・拡充するとともに、一人ひとりの状況に合わせた健康づくりを推進します。デジタル技術の活用など、アフターコロナも含めた新たな時代や環境の変化に即したつながりづくり等も検討・創出します。

(1) 多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり

<現状・課題>

- 誰もが自分らしく暮らしていくためには、一人ひとりの立場や背景を踏まえて、それぞれの生き方や存在を相互に理解し、尊重しあえる意識をより一層高めていくことが大切です。
- 障害のある人や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景のある人に対する偏見や差別があることで助けを求めるににくい状況や、家族が抱え込んでしまっている状況があります。
- 福祉教育や啓発活動を通して、多様性の理解や困難な状況にある人を受け止める地域づくりが進められていますが、生きづらさの背景は多様化かつ複合化しており、より多くの人に理解を広めていく必要があります。
- 障害当事者同士や団体、相談支援機関の交流やネットワークは広がりつつあるものの、障害によるコミュニケーションの難しさもあり、障害のある人の中にはつながりが希薄であると感じている人もいます。
- 同じ地域で尊重しあって暮らすためには、日常の中でつながり、互いの状況を踏まえ、得意なことや不得意なことを理解し、支えあう関係性が育まれていくことが大切です。

取組のポイント

- ・ 立場や背景、価値観の違いを理解し、尊重しあえる風土づくり
- ・ 日常のつながりの中での相互理解の推進

<取組>

情報発信・啓発

- 学校での多様性の理解につながる周知、啓発<市>
- 地域住民の多様性の理解につながるような活動等の周知<市>
- ソフトとハードが一体となった地域づくりの推進、多様性を尊重し、安心して自由に生活できる福祉のまちづくり等に関する情報提供及び理解促進<市>
- 困ったときに、互いに支えあう関係づくりを構築できるよう、市と区の連携による関係機関や地域に向けた啓発<市>
- まちづくり等、福祉保健に限らず関連する他分野と連携した地域づくりの推進と支援制度の周知<市>
- 障害への理解の促進と活動機会の拡充に向けた、障害者施設等の自主製品販売や作業受注に関する情報発信<市・市社協>
- 障害のある人等の当事者講師による理解促進の取組拡充<市社協>
- 多様性への理解を促進するための啓発ツールの作成と頒布<市・市社協>

連携強化・ネットワーク構築

- 国際交流ラウンジ、市民協働推進センター、市民活動・生涯学習支援センター、市民利用施設等の様々な社会資源と関係機関等の多文化共生と地域福祉のつながりを意識したネットワーク構築<市>

事例・ノウハウの共有

- 多様性への理解を促進するため、安心、安全に地域活動を続けられる工夫等の取組事例の共有<市>
- 多様性への理解を促進するプログラムの検討と運用方法の提案<市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 地域の中で高齢者、障害のある人、子ども・若者、外国人等との出会いやつながる機会の創出<市・市社協>
- 障害への理解を進めるため、障害のある人等による当事者講師の養成<市社協>

交流等の場の充実

- 同じ悩みを持った人や仲間とつながる場の提供<市>
- 多様性を理解しあう関係づくりに向けた、障害のある人等との共通体験の場の拡充<市社協>
- 世代や障害、国籍等様々な人が、立場や背景を超えて参加できる緩やかな場の創出<市>

第4章 推進のための取組

3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
多様性理解啓発プログラム実施回数	206 回

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
⑩多様な立場や背景、価値観の違いを知る機会が増える	
指標：・学校の福祉教育の参加者数 ・福祉のまちづくりの研修参加者	新たに集計 285 人

※ 評価指標については、P.84 を参照

トピックス：支え手としての当事者団体の取組

- 「横浜市障害者社会参加推進センター」では、障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、「障害者自らによる様々な社会参加促進施策」を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進しています。
- その中でも、ピア相談事業は、障害者本人やその家族が相談員となって、同じような環境や悩み、経験を生かして困りごとの相談に応じています。ピア相談のご利用者からは、「当事者同士で相談できしたことによる安心感やよく話を聞いてもらい、当事者目線による地域の社会資源やサービスにかかる情報提供をしてもらえた」といった感想が寄せられており、当事者同士ならではのきめ細かい相談が行われています。
- そのほか、当事者としての視点を踏まえたパンフレットや動画の作成、学校・地域・事業所等が福祉学習を行う場合の講師（障害当事者等）の紹介やDVD教材の貸出等の相談に応じるなど、地域に向けた普及啓発などにも取り組んでいます。



【写真】ピア相談の様子

トピックス：当事者団体と協力して実施する啓発の取組と当事者支援事業

- LGBTなど性的少数者は私たちの身近に存在しています（人口の3～10%）。しかし、学校や職場、家族、そして地域社会からの誤解や偏見などを恐れ、周囲に悩みを伝えたくても伝えられずにいる人もいます。
- 性的少数者が抱える課題にきめ細やかに対応するためには、柔軟な行動力等を生かして啓発や相談に取り組む当事者団体との連携が不可欠です。横浜市では、市内の当事者団体と丁寧に対話しながら、様々な施策に取り組んでいます。

《当事者団体と連携・協力している取組の一部》

- 性的少数者やその家族などの悩みや困りごとにまつわる展示等、多様な性について「自分に身近なこと」として考えるきっかけづくり
- 性的少数者の方々が悩みを誰にも相談できずに孤立し、ひきこもりや自死という深刻な状況に追い込まれることを防止することを目的とした、市内の当事者団体による性的少数者専門の相談窓口や当事者同士の交流スペースの提供



※ 「働き方と暮らしの多様性と共生」研究チーム(2019年)「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」、株式会社 LGBT 総合研究所(2019年)「LGBT 意識行動調査 2019」、電通ダイバーシティ・ラボ(2018)「LGBT 調査 2018」など

トピックス：福祉のまちづくりの推進

横浜市では、福祉のまちづくり条例に基づき、平成11(1999)年から「横浜市福祉のまちづくり推進指針（以下「推進指針」という。）」を策定しています。

令和3(2021)年に公表した新しい推進指針（令和3(2021)年度～7(2025)年度）では、福祉のまちづくりにあまり関わりがなかった人にも親しんでいただけるよう「ふくまちガイド」という愛称をつけました。

ふくまちガイドは、主に福祉のまちづくりを推進し、横浜を目指す姿である「ビジョン（未来像）」、ビジョンを実現するための大切な考え方である4つの「ポリシー（理念）」、ポリシーを踏まえ、ビジョンを実現するための「アクション（行動）」で構成されています。

横浜は、開港当初から国内外の様々な文化を受け入れて発展してきました。その中で培われた多様性を大切にする風土を将来につなげ、横浜に関わる全ての人のアクション（行動）を積み重ねることで、ふくまちガイドが目指す「安心して自由に生活できるインクルーシブ（全ての人が受け入れられ、参加できる）なまち」の実現につながります。

福祉のまちづくりは、障害のある人もない人も、子どもから大人まで誰もが安心して自由に生活できるよう、市、事業者、市民の三者が連携して推進することが求められています。

皆さんも、ふくまちガイドをきっかけに、ちょっとしたことから始めて、地域の活動に拡げてみませんか。



「ふくまちガイド」
(令和3年度～7年度)

横浜市 ふくまちガイド

3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

トピックス：世代や国籍を超えてつながる、地域のみんなの居場所「ぶらっと kiricafe」

- 2023年1月、地域コミュニティカフェ「ぶらっと kiricafe」は、霧が丘にオープンしました。
「地域の人が繋がれる、誰でもぶらっと立ち寄れるカフェ」がコンセプトとなっており、多世代（お子様からご年配の方）・多国籍の方など誰でも気軽に立ち寄っておしゃべりしながら、コーヒー・ランチを楽しんでいただける場所として NPO 法人霧が丘「ぶらっとほーむ」が運営しています。
- この場所ができるきっかけになったのは、「みどりのわ・ささえ愛プラン（緑区地域福祉保健計画）」の話し合いで霧老連（シニアクラブ）の課題として「居場所づくり」が提案されたことでした。
- 昭和 50 年代にベッドタウンとしてできたまちは、年月が経ち、少子高齢化やインド人移住者の増加により、多世代・多文化が混ざり合う特色のあるまちへと変化しました。
- 居場所づくりの取組を進める中で、「シニア世代」、「子育て世代」、「多文化共生」の団体が出会い、三者が協働する NPO 法人「霧が丘ぶらっとほーむ」が設立されました。
- 平日（月火木金）はランチ、土曜はモーニングの営業をしており、曜日によって、日本語教室や学習支援などの時間もあります。その他にも楽しく、ためになる多世代・多文化交流イベントや地域の学びあいの機会になるような様々なイベントが開催されています。
- カフェでは、地域に暮らすシニア世代、子育て世代、月曜日にはインドのお母さんが一緒においしい料理を作りながらキッチンを支え、ホールスタッフとしても活躍しています。
シニア世代の男性がランチに訪れ、スタッフとも話が弾んでいたり、学校帰りに子ども達が立ち寄って声をかけてくれるなど、自然と交流ができ、笑顔があふれる場所です。
- また、普段出会えない立場の人々の交流の場であり、インド人の子どもたちにシニアの人が折り紙を教えるなど、世代も国籍も超えたつながりが生まれるきっかけにもなっています。
- 霧が丘地区では地域に住む様々な立場の人々がつながり、「楽しむ」、「小さな困ったことを助け合う」、「学び合う」という、地域に住む人みんなで解決できる仕組みを作ることで、人の温かさを感じられる地域を目指しています。



オープニングセレモニー
霧が丘学園6年生が企画!



キッズスペースや地域の作家さんが
作ったハンドメイドマルシェもあります

(2) 交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充

<現状・課題>

- 就労地と居住地の分離や、世帯の少人数化などにより、地域における住民相互の「つながり」が徐々に希薄化しています。日々の暮らしの中で、多様な世代や様々な状況にある人が地域で知りあい、つながる仕掛けや働きかけが必要です。
- 令和元年度横浜市市民意識調査では、何かの形で社会に役立つことをしたいと考える人が6割近くいる一方、参加している地域活動が「特ない」と回答した人も約6割となっています。多くの人が自分ができる範囲で地域福祉活動に関わる機会を増やし、地域のニーズとつなげ、誰でも社会貢献ができるることを改めて発信していくことが求められています。
- 横浜市の在住外国人は10万人を超え、今後更なる増加が見込まれます。就労や地域活動などに取り組みたいと考える外国人も多く、地域を支える存在になれるような環境整備が求められています。
- コロナ禍においては、SNSによる情報発信やオンライン会議等といった新たな方法によるつながりづくりが生まれました。また、身近なつながりや支えあいが途絶えないよう、地域で培ってきた取組の意味を再確認する動きもありました。さらに、これまで地域活動をしていなかった人も、寄付などを通じた新たな参加が生まれました。
- 市内では趣味やスポーツ等、様々な生涯学習・市民活動が行われています。身近な地域で交流し、つながることは、地域の課題や変化に気付くきっかけになります。気付きを自分事として捉えて、できることから取組を広げることで、自分の居場所や生きがいが見つかり、支えあう地域へとつながっていきます。様々な活動の中にある福祉保健活動としての要素を大切にする必要があります。
- 多様な世代が身近な地域でつながっていくためには地域で子どもを育てるという視点を重視し、子どもの頃から地域とつながるきっかけづくりが必要です。また、乳幼児期から学齢期・青年期、働く世代、高齢者や障害のある人、一人ひとりの状況や価値観に合わせた多様なつながりのきっかけづくりが求められています。
- 地域活動の担い手不足や多様化する地域課題に向きあうため、地域福祉保健活動に関わる人材の裾野を広げていく必要があります。

取組のポイント

- ・ 身近な地域で交流し、つながることの大切さの共有
- ・ 多様な世代や背景の人と人、人と組織がつながる場や機会の拡充
- ・ 生きがい・楽しみと福祉保健活動の一体的な推進
- ・ 子どもの頃から地域とつながるきっかけづくり
- ・ 時代や環境の変化に即したつながりづくりの検討・創出

第4章 推進のための取組

3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

<取組>

情報発信・啓発

- 地域の支えあいの取組や福祉保健活動の趣旨の地域住民・関係機関・団体への発信・啓発
<市社協>
- 地域福祉保健計画の理念、目指す姿の広報・啓発<市>
- できる事から気軽に参加できる活動の情報発信<市>
- 一人ひとりの価値観や生活状況にあった多様な選択肢のある地域活動について情報発信<市>
- 趣味やスポーツ等の実施内容をはじめ、曜日や時間帯、所要時間等、きめ細かな参加メニュー情報の集約・提供<市社協>
- デジタル技術を活用した幅広い世代に向けた地域活動の情報発信<市>
- 地域学校協働本部、学校・地域コーディネーターの目的や役割について地域住民、関係機関・団体へ理解の促進及び周知<市>
- あらゆる人に役割や出番があるといった地域づくりの方向性の発信<市社協>
- 寄付を感じ、多くの市民が参加したいと思える寄付文化の醸成に向けた取組<市社協>

連携強化・ネットワーク構築

- 乳幼児、小中高生、若者、妊婦、子育て世代等が地域とつながるための、地域子育て支援拠点、青少年の地域活動拠点、保育所、幼稚園、学校等と地域が連携した取組の推進<市・市社協>
- 地域と学校、社会福祉法人、企業・商店、NPO 等のつながりづくりの支援<市>
- 学校運営協議会等の仕組みを活用し、地域と小学校・中学校が協働し、より良い地域社会を実現するための支援策の推進<市>
- 学校・地域コーディネーター等の機能を生かした、小中高生の地域の活動への参加の促進<市>

事例・ノウハウの共有

- 誰もが役割を持って主体的に参加できる地域の居場所等の意義や効果、事例の集約と共有
<市社協>
- 自身の興味関心が社会参加や自らが地域活動の担い手になることへつながる環境づくりに関する情報の集約と発信<市社協>
- 趣味や生きがい活動と福祉保健活動を一体的に進める取組事例の集約と共有<市社協>
- 職業上の得意分野を生かした地域貢献活動の取組事例の共有<市>

人材育成・確保／体制強化

- 社会参加や地域貢献に関する市民向けの研修、ワークショップ等の開催<市>
- 各地域活動者を対象としたフォローアップ研修やリーダー層に向けた研修の実施<市・市社協>
- ボランティア活動を通じた社会参加プログラムの検討と支援メニューとしての提案<市社協>

- 職業上のスキルや専門知識を生かした人材の活用<市>
- 市民活動・生涯学習支援センターの地域課題に合わせたコーディネート機能の強化<市>
- 趣味や特技等を生かして、地域活動に関わってもらえるような地域の人材とのつなぎ役の育成<市>
- 子どもの居場所に関する団体・関係機関への活動支援、研修等の実施<市・市社協>
- 学校・地域コーディネーターの養成講座の実施と学校への配置<市>

交流等の場の充実

- 乳幼児から高齢者まで幅広い世代、外国人、障害のある人等、様々な人が個人の状況、価値観に合わせて、誰もが参加しやすく地域とつながりを持てるための多様な交流の場や機会の創出<市・市社協>
- 防災訓練等の地域の活動・行事への高齢者、障害のある人、妊婦、子ども、外国人等、様々な状況にある人の参加・参画の促進<市・市社協>
- それぞれの活動の特徴を生かしながら多世代交流や見守り等につなげられるような可能性の検討、活動の支援<市・市社協>
- 地域活動の新たな手法、デジタルの活用へ向けた支援<市>
- 子ども食堂や学習支援、地域のフリースペース等、子どもの居場所の実態把握と拡充支援<市・市社協>

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
地域活動への参加のきっかけとなる講座の開催回数	165 回

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
⑪幅広い市民参加に向けて、これまで参加できなかった人が参加できる地域活動が広がっている 指標:・市民協働推進センター及び区市民活動支援センターの相談件数 ・市民意識調査で「市民が地域活動に参加している」と回答した割合	16,761 件 41.1% (R1)
⑫つながりや交流による健康づくりを行う人が増える 指標:通いの場への参加率	10.6%
⑬身近な地域に健やかに過ごすための場所や機会が増える 指標:健康づくり、保健活動の視点を重視した地域主体の取組数	821 件

※ 評価指標については、P.84 を参照

第4章 推進のための取組

3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

トピックス:ボランティア体験を通じて地域ぐるみで青少年を育む ~青少年の地域活動拠点の取組~

- 「青少年の地域活動拠点」は市内に7か所あり、中高生世代が安心して気軽に集える居場所と、社会参加プログラム等の体験活動や多世代交流等の機会を提供する場です。
- 都筑区青少年の地域活動拠点「つづき MY プラザ」では、「都筑区青少年指導員連絡協議会」と連携して、小学5年生～高校生を対象に、夏休みボランティア体験活動「はあと de ボランティア」を実施しています。2008年度から開始し、2022年度まで延べ1,265か所の体験先で、3,211名の青少年がボランティア活動をしました。
- ボランティア体験は、青少年が、地域とつながり、社会参加を通して成功体験を積み重ね、自己肯定感を持つきっかけとなります。
- 大人たちは、青少年がボランティア活動に参加し、多世代交流、多様な協働体験を通して、社会性、自主性を身に付けることを応援します。また、青少年の受入れ先に、青少年への理解を持ってもらえるよう働きかけ、地域ぐるみで青少年を育てます。
- 青少年の地域活動拠点と青少年の成長を支える青少年指導員、そして地域が連携し、未来を担う少年を育む「はあと de ボランティア」は、地域の可能性に気付き、新たなエネルギーを生む、地域に欠かすことのできない取組となっています。



●●中高生のための夏休みボランティア体験●●

トピックス:国際交流ラウンジにおける相互理解・活躍促進の取組

- 急速な在住外国人人口の増加に伴い、文化や習慣の違いなどにより、地域で暮らす在住外国人と日本人との間に誤解や溝が生じることがあります。
- このため、身近な多文化共生の拠点である「国際交流ラウンジ」のうち、外国人の集住が進む一部の区では、スタッフが外国人と日本人の相互理解や外国人の活躍促進の取組を進めています。
- 具体的には、自治会町内会の会合へスタッフが参加し、外国人との共生に際し生じている困りごとをヒアリングした上で、在住外国人への生活ルールの普及啓発に努めるとともに、日本人と外国人が交流を持つ機会を設けることなどを通じて、相互の理解を深め、互いに安心して暮らせるまちづくりを進めています。
- あわせて、在住外国人の地域活動への参画を促す取組も行い、誰もが自分らしく活躍できるまちづくりや地域活性化に取り組んでいます。
- 例えば、なか国際交流ラウンジでは、学習支援教室の卒業生である外国につながる若者が活動グループとして地域のお祭りや清掃活動などに参加しているほか、映画製作等などにも取り組み、若者の自己表現の機会としても機能しています。

【写真】外国人が集住する地区の小学校における保護者向け

生活ガイダンスの様子



トピックス:学生の学びを生かしたボランティア活動

- 学校法人岩崎学園情報科学専門学校の先生から、「学生が学んでいることを生かして地域の困りごとの解決につなげたい」、「地域の方と交流することで学生にとって貴重な経験としたい」との相談をきっかけに、地域の高齢者を対象とした SNS 活用のスマホ講座を開きました。コロナ禍で対面できる機会が持てない中でしたが、SNS やオンラインミーティングなどで準備を重ねた結果、手作りのテキストなどを用いた学生による講座は、参加者に大変好評でした。
- 講座に参加した高齢者から「デジタル社会に置いていかれるのではないか不安」と聞いた学生からは、「これから授業の中で高齢者が ICT のツールやサービスを練習するためのアプリを作つみたい」といった今後につながるような感想がありました。



学生が司会進行、講師を務めました



終盤は参加者、学生が入り混じっての講座になりました

トピックス:趣味をきっかけとした地域活動への参加(レコード鑑賞会)

「レコード鑑賞会」の活動は平成30(2018)年「地域づくり塾かなざわ」での最終課題「新たな社会資源を生み出す」の企画の中から誕生しました。コロナ禍でも密にならないよう工夫し、毎月第2火曜日に金沢区にある瀬戸町内会館で活動を続けています。

寄贈していただいたレコードや、懐かしいレコードを持ち寄り、音楽を聴きながらおしゃべりを楽しむ「レコード鑑賞会」。ジャンルは歌謡曲からジャズまで取り揃え、どなたでも楽しめるようにしています。当時の思い出や、それ以外のお話でも自由にお話しながらの仲間づくり。

参加者から「懐かしい曲に心が和む」、「生活に張り合いができる」と「外出する機会ができる嬉しい」との声が寄せられるなど、地域での良い人間関係ができました。また、高齢者の参加も多いため、見守りの機会にもなっています。

「レコード鑑賞会」が地域活動に参加していただけるきっかけになればよいと考えています。



3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

(3) つながりを通じた健康づくりの推進

<現状・課題>

- 健康づくりの活動は、世代を超えて身近な地域で広がり、市民の社会参加の機会となり、生きがいにもつながっています。
- コロナ禍の影響で地域の健康づくり活動の場や機会が減少し、心身の健康状態の低下や社会的孤立の増加が懸念されました。日常の人とのつながりを通じた健康づくりの重要性が再認識されました。
- 健康に关心がない人や、地域とつながりのない人へ健康づくりの働きかけが届きにくい現状があります。人と人のつながりを通じて、身近で気軽な健康づくりの活動を多くの市民に広めていく必要があります。
- 病気や障害のある人もない人も、全ての人が、一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごせるための環境づくりが必要です。
- 人と人のつながりを通じた健康づくりの推進の意識の醸成は、徐々に広まりつつありますが、更に多くの住民に意識の定着を図り、健康づくりの活動を広げていくことが必要です。
- うつ病、依存症などこころの病気に対する誤解や偏見をなくしこころの健康の保持増進に努めていくよう環境づくりが必要です。

取組のポイント

- ・ 様々な状況にあっても一緒につながることができる健康づくりの推進
- ・ 一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごすための環境づくり
- ・ 地域住民、関係団体、医療機関、教育機関、企業・商店など様々な主体による健康づくりの推進

<取組>

情報発信・啓発

- 乳幼児から高齢者まで、ライフステージに合わせた運動や食事、睡眠等の適切な生活習慣について、学校、医療機関、関係機関、企業等を通じた周知・啓発<市>
- 身近な場所で気軽に参加できる健康づくりに関するイベント、講座等の情報の周知<市>
- 地域で健康づくりに関わる機関・団体・グループの活動内容の周知<市>
- 気軽に参加できる交流の場、イベント等の場所での健康づくりに関する情報の普及・啓発<市>
- 疾病の早期発見のために、特定健診やがん検診の定期的な受診の勧奨<市>
- 生涯にわたって健康な歯・口腔を維持するため歯科健診の定期的な受診の勧奨<市>
- 様々な分野の活動者に向けた、地域でのつながりを通じた健康づくりの考え方の広報・啓発<市>

- 障害等の状態に合わせた運動や食事、睡眠等の適切な生活習慣について、医療機関、関係機関、企業等を通じた周知・啓発<市>
- 市民へ向けた、人とつながりを保つこと、普段の生活の中で生きがいや楽しみを見つける事の重要性の周知・啓発<市>
- こころの健康について症状が深刻化する前の段階での見守りや相談・受診につながるように、地域での理解の促進<市>
- 自殺対策、依存症対策についての市民に向けた広報・啓発<市>
- SNSなど様々な手法を活用した若い世代への健康情報の普及啓発<市>
- 災害、感染症等の予期せぬ危機的な事態でも健康を維持するための行動、備えの啓発<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 地域での仲間づくりを通した健康づくり活動の組織化支援<市・市社協>
- 地域の活動者、企業、商店街、医療機関、教育機関、関係機関等との連携を通じた幅広い世代や様々な状況の人への健康づくりの推進<市>
- 保健活動推進員や食生活等改善推進員等の、地域や様々な分野の活動団体や関係機関同士のつながりづくり<市>

事例・ノウハウの共有

- 地域と学校、関係機関、企業等の具体的な健康づくりの取組事例の紹介<市>

人材育成・確保／体制強化

- 保健活動推進員や食生活等改善推進員等、健康推進に関わる団体・関係機関、地域住民への健康課題の変化や地域の課題についての情報提供や研修等の実施<市・市社協>
- 健康づくりに関わるグループ、団体の活動継続の支援<市>

交流等の場の充実

- 保健活動推進員や食生活等改善推進員、地域活動団体と連携した身近な地域での健康づくり活動の推進<市>
- 老人クラブ（シニアクラブ・シルバークラブ）や地域の親子の居場所等と連携した健康づくり講座の推進<市社協>
- デジタル技術を活用した健康講座や交流の場の開催<市>

第4章 推進のための取組

3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
保健活動推進員・食生活等改善推進員の研修実施回数	186回
介護予防人材の発掘と支援の実施回数	165回

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
⑫つながりや交流による健康づくりを行う人が増える 指標:通いの場への参加率	10.6%
⑬身近な地域に健やかに過ごすための場所や機会が増える 指標:健康づくり、保健活動の視点を重視した地域主体の取組数	821件

※ 評価指標については、P.84 を参照

トピックス:港南区「笹寿会」(老人クラブ)の「自立と支援」をモットーにつながり、交流、まちづくり

○ 港南区「笹寿会」は笹下台団地で活動しています。現在高齢化率44%のこの団地は、丘の上に位置し、高齢化による住民の外出困難、孤立・孤独化、交流頻度の低下といった課題があります。そのため「笹寿会」では「自立と支援」をモットーに解決手段を考案・実現してきました。

○ 取組例① 「ささカフェ」

住民の孤立・孤独化を防ぐため月1回、集いの場づくりとして「ささカフェ」を開催。最初からこうすべきという決まりを作らず、アイディアなどを生かして、変化を楽しみながら活動を続けています。富士山が見えるこの場所で、お茶を飲みながら皆で集まり交流しています。

○ 取組例② 「ささげ台マルシェ」

朝市「ささげ台マルシェ」は移動車店舗による食料品、地域の手工芸品・パンなども購入できます。外出して立ち寄り、自然に交流の機会となっています。この取組により、団地内で様々な世代の交流が増え、地域の活性化にもつながっています。



○ 取組例③ 「ラジオ体操」、「モルック」

マルシェの日に合わせ、同じ場所で「ラジオ体操」と「モルック(北欧発アウトドアスポーツ)」も同時に開催。楽しく交流しながら、健康維持増進になっています。



トピックス：つながりで健康づくり～保健活動推進員、食生活等改善推進員の地域の取組～

保健活動推進員の地域の取組

- 横浜市保健活動推進員として、横浜市長から委嘱を受けた約3,800名の市民が活動しています。地域の健康づくりの推進役で、行政の健康づくり施策のパートナーです。2023年には、制度発足から75周年を迎えました。
- 自ら健康づくりを実践するとともに、家族や周囲の人々に広め、地域全体で健康づくりを実践できるようなきっかけづくりや、健康づくりを継続するための支援を行っています。企画開催にあたっては、区福祉保健センターはもちろんのこと、地域のネットワークを生かし、医師・歯科医師・薬剤師、地域ケアプロデューサーやスポーツセンター等の専門家の協力を得ながら取り組んでいます。
- 市や区における活動報告会等で、お互いの取組を発表し合い、切磋琢磨しながら、活動の視野を広げています。地域のつながりを生かし、楽しむことも大切にする健康づくりの活動は、保健活動推進員らしさであり、横浜市にとってかけがえのないものとなっています。



区民まつり



体操教室



ウォーキング

食生活等改善推進員（ヘルスマイト）の地域の取組

- 食生活等改善推進員（愛称：ヘルスマイト）は、「私たちの健康は、私たちの手で」のスローガンのもと、地域ぐるみの健康づくりを目指し全国で活動するボランティアグループです。各区福祉保健センターで実施する食生活等改善推進員養成講座を修了した市民で構成されています。
- 46道府県、5市に協議会がある全国組織で、全国で約11万人、横浜市では市内18区全てに組織されており、約1,300人の推進員がいます。子どもから高齢者までの全ての世代を対象に、食を通じた健康づくりを推進するため、健康課題やニーズを踏まえて、地域に密着した活動を行っています。



学校での食育講座



健康イベントでの啓発



ヘルスマイト
シンボルマーク

第5章 推進体制

- 1 推進体制
- 2 推進の視点
- 3 計画の評価方法

I 推進体制

① 策定・推進委員会【附属機関】

市民委員、各分野の活動関係者及び学識経験者等で構成し、地域福祉保健計画の策定・推進・評価に関する検討及び決定を行います。

② 横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会

横浜市と市社協が共同で事務局を運営し、地域福祉保健計画と地域福祉活動計画の策定・推進・評価に関する意見交換を行い検討を進めます。

また、必要に応じテーマ別検討会を設置し、重点的に検討を進めます。

③ 関係局区検討プロジェクト

市の関係局区が連携して、地域福祉保健の推進に向けた取組を総合的・横断的に進めるための検討、連絡調整を行います。

計画の推進にあたっては、行政・社協・地域ケアプラザが、生活課題や地域課題の解決に向けたコーディネートの中心を担います。また、各区、各地区で地域福祉保健計画を推進していく際も、区役所・区社協・地域ケアプラザの三者が連携しながら、その役割を果たしていきます。

しかしながら、地域づくりは支援機関だけで行うものではありません。横浜の地域社会には、多様な人材と活発な市民の力が豊富にあります。また、地域住民だけでなく、施設、企業・商店、NPO、学校等、地域には様々な主体の参画も進んでいます。

住民・支援機関・関係機関等が連携し、住民主体の地域運営が行われるよう、協働して取組を進めています。

2 推進の視点

社会情勢や家族機能の変化等を背景に生活課題が複雑・多様化する中で、社会的孤立や制度の狭間の問題、複合的な課題など、一人ひとりの状況に合わせて包括的に対応していくことが求められています。

地域福祉保健計画は、高齢者、障害のある人、子どもといった分野別計画を横断的につなぎ、地域の視点から共通する理念、取組推進の方向性を地域住民と支援機関、関係機関で共有し、地域における暮らしの充実を目指すものです。誰もが孤立することなく、一人ひとりの困りごとを受け止め、支えあう地域づくりに向けて、地域福祉保健計画の推進を通して、支援機関が共通して持つべき視点・姿勢を「推進の視点」として整理します。

(1) 地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域福祉保健を推進する

地域においてこれまで築いてきた身近な支えあいを継続し更に高めていくためには、地域の課題に気付き解決するまでの過程において、地域住民の主体的な参画が不可欠です。暮らしの中での変化への気付きや、生活の延長線上での声かけ、気にかけあいといったことは、同じ地域に暮らしているからこそできるものです。

支援機関は、そうした地域住民の主体性を大切にしながらも、住民任せとせず、地域とともに課題や目指す姿を共有し、合意形成を図りながら、解決に向けて主体的に取り組みます。

また、横浜の地域社会には、多様な人材と活発な市民の力が豊富にあります。地域住民だけでなく、施設、企業・商店、NPO、学校等、地域の関係者を幅広く捉え、それぞれが参画できるよう働きかけていきます。

(2) 一人ひとりの暮らしに着目して支える

なんらかの「支え」が必要になっても、これまでの生活やつながりを途切れさせることなく自分らしく暮らしていくためには、地域との関係性の継続・構築も踏まえた上で、制度やサービスと地域住民の支えあいを一体的に捉えて支援する必要があります。また、地域共生社会の目指す、支え手・受け手を超えた双方向の関係性は、これまでの暮らしの中にこそ、その人なりの強みや出番につながるヒントがあります。

一人ひとりの価値観やどのように暮らしていきたいのかという思いに着目し、これまでの暮らしやつながりを大切にします。

(3) 既存の枠組みにとらわれず解決に向けて取り組む

地域では、様々な創意工夫により、数多くの支えあいの取組が生まれています。しかし、地域で新たな取組を始めようとしたときに、既存の制度や規制により、思うように進められないといったケースもあります。

また、社会の変容や生活課題の複雑・多様化により、これまでの支援制度では解決できない課題が増えています。

支援機関は既存の制度や業務の枠組みの中で捉えるのではなく、課題解決に向けて、各組織内、関係機関との連携を強化し、分野横断的な体制を整えながら、施策化や事業化も含めて、粘り強く取り組みます。

3 計画の評価方法

(1) 計画の評価時期

- ・ 第5期横浜市地域福祉保健計画の評価は、2026（令和8）年度に中間評価を実施し、計画期間後半の取組の推進方策に反映させます。
- ・ その後、計画推進の最終年度の2028（令和10）年度には計画期間全体を通しての推進状況について最終評価を行い、次期の計画策定に生かしていきます。

(2) 評価の基本的な考え方

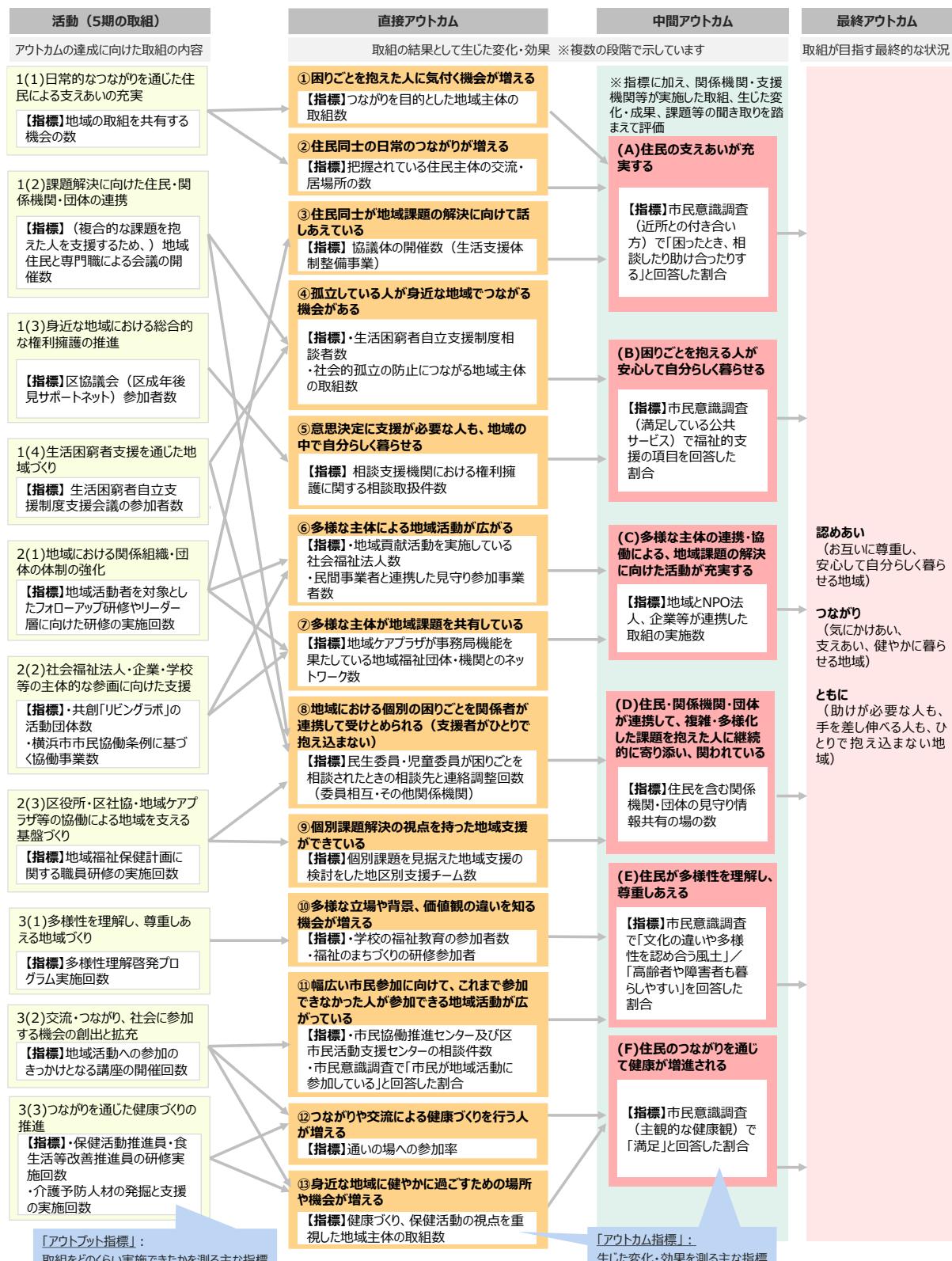
- ・ 地域福祉保健計画の策定・推進にあたっては、取組を定めて進めていくとともに、その取組の進捗や成果・効果等を定期的に振り返り、確認した上でその後の活動に生かしていくことが重要となります。
- ・ その一方で、第5期横浜市地域福祉保健計画の目指す姿である「認めあい」、「つながり」、「ともに」は、第5期横浜市地域福祉保健計画に記載された取組以外にも様々な取組と合わせて目指すものです。
- ・ また、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりは長い年月をかけて進めいくものであり、第5期横浜市地域福祉保健計画の計画期間である5年間では、その成果を適切に測ることが困難です。
- ・ したがって、評価については、「取組の良し悪しを判断する」のみではなく、「どのような変化があったか」、「次期計画に向けて何が必要か」を関係者間で話し合い、取組の推進や次期計画策定に生かすことを重視します。

(3) ロジックモデルを活用した評価

- ・ 第5期横浜市地域福祉保健計画の評価では、取組と目指す姿の関係を明確にし、関係者間でのコミュニケーションを促進することを目的に、ロジックモデルを活用した評価を実施します。
- ・ ロジックモデルは、取組が目標に至るまでの流れを、フローチャートの形で論理的に説明するものです。
- ・ ロジックモデルを評価に取り入れることで、以下のようない効果が期待できます。
 - 目的と手段の因果関係をビジュアルで示すことができ、その考え方を関係者間で共有することができます。
 - 目指している状態を明確に定義することで、妥当な評価指標を設定することができます。
 - 取組が総覽化されるので、足りない取組や不要な取組に気付くことができます。
- ・ 第5期横浜市地域福祉保健計画のロジックモデルは、次のページに示しています。

第5期横浜市地域福祉保健計画のロジックモデル

以下のロジックモデルでは、第5期横浜市地域福祉保健計画の目指す姿である、「認めあい」、「つながり」、「ともに」と各取組の因果関係を図示しています。取組によって生じる変化・効果（アウトカム）を段階的に示し、最終的な目標（最終アウトカム）にどのようにつながっているかを整理しています。



(4) 評価内容・手順

① 評価に必要な情報の収集

- ・ ロジックモデルの「5期計画の取組」では、地域や関係機関・支援機関がどのような取組をどれくらい実施できたかという観点から定量データ（数値で把握できる情報）と定性データ（数値で表せない質的情報）を把握します。
- ・ 「直接・中間アウトカム」では、取組が地域にどのような変化をもたらしたか、抱えている課題と解決に必要なことは何かという観点から必要な定量データと定性データを把握します。
- ・ 定性データは、地域や関係機関・支援機関の取組や課題について、区役所等を対象としたヒアリング（もしくは紙面調査）により情報を収集します。

② 定量評価・定性評価の実施

- ・ 上記で収集したデータを基に、ロジックモデルの「中間アウトカム」ごとに評価を実施します。
- ・ 評価結果を踏まえて、「最終アウトカム」について最終評価（定性的なまとめ）を行います。取組の進捗状況とその結果や成果、地域や住民の変化、課題などについて総合的に振り返ります。
- ・ 関係者間での話し合いを通じて、最終評価を確定します。確定した最終評価は、住民・関係機関・支援機関等で共有するとともに、今後の取組推進にも活用します。

参考：ロジックモデルとは何か

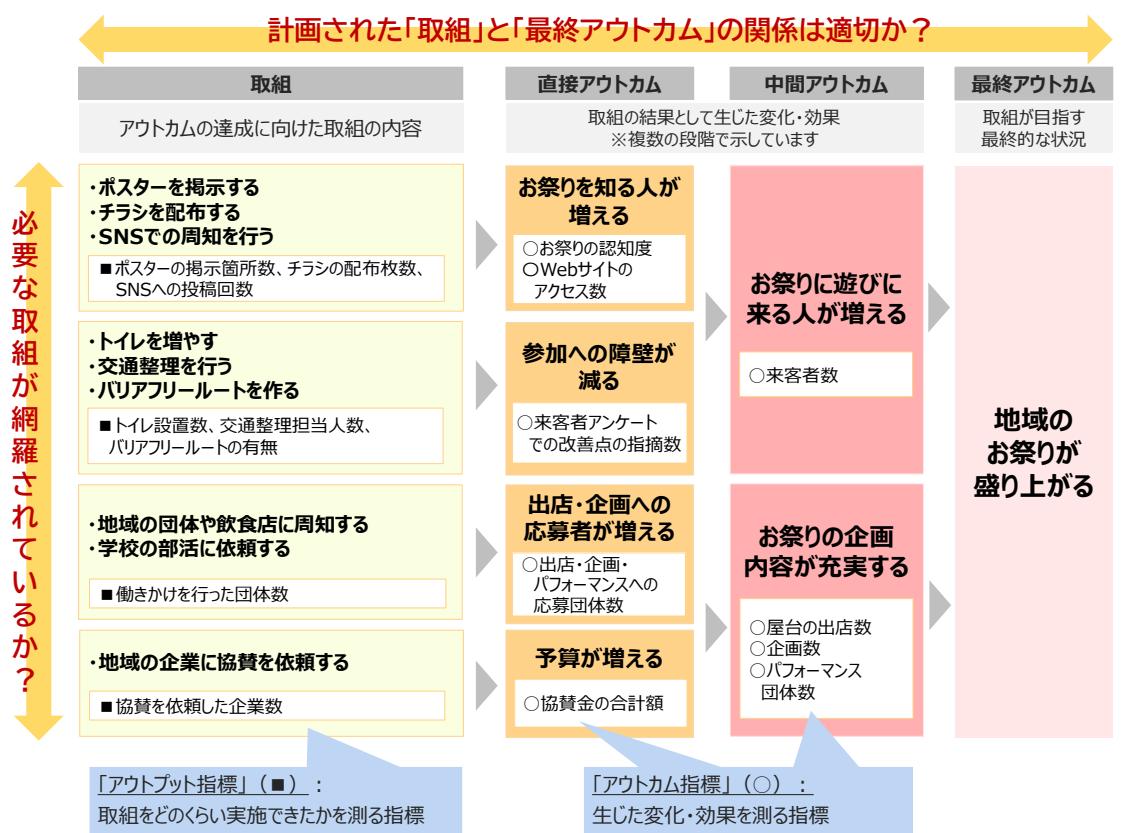
第5期横浜市地域福祉保健計画の評価で活用するロジックモデルとは、取組が目標に至るまでの流れをフロー チャートの形で論理的に説明するものです。ロジックモデルの考え方は、様々な場面で活用することができます。ここでは、「地域のお祭り」を題材とした簡易な例でロジックモデルについて説明します。

以下の図は、「地域のお祭りが盛り上がる」を最終アウトカムとしたロジックモデルの例です。最終アウトカムは、事業において達成したい最終的な状況を指します。ロジックモデルを作成する際には、原則として最終アウトカムの検討から始め、目指す状況を達成するために必要なことを逆算して検討します。

今回の例では、「地域のお祭りが盛り上がる」という最終アウトカムを「お祭りに遊びに来る人が増える」・「お祭りの企画内容が充実する」という2つの中間アウトカムに落とし込み、更に「お祭りを知る人が増える」といったより具体的なアウトカム（直接アウトカム）を設定しています。そして、直接アウトカムを達成するために必要な取組を左側に整理しています。

このようにロジックモデルを作成することで、計画した取組と目指す状況の関係が適切か、必要な取組が網羅されているかどうかについて関係者で検討することが容易になります。

<「地域のお祭り」を題材としたロジックモデルの例>



資料編

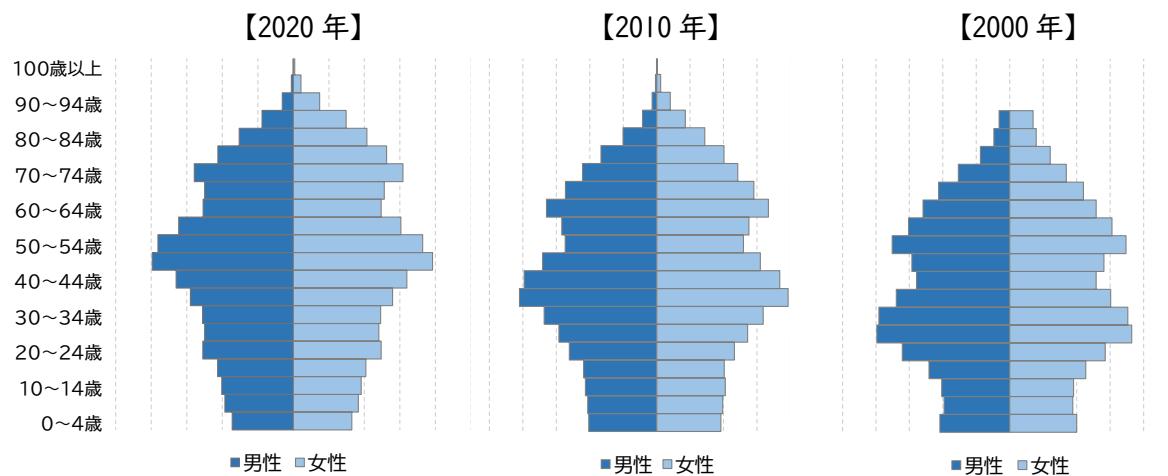
- 1 横浜市の状況（統計データ）
- 2 用語解説
- 3 横浜市地域福祉保健計画の検討経過
- 4 パブリックコメント実施結果
- 5 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿（2022・2023年度）

I 横浜市の状況（統計データ）

(I) 横浜市の福祉保健に関する基礎データ

ア 人口ピラミッド

人口ピラミッドは「つば型」を示しています。最も割合が高い層は2000年時点では20~30代でしたが、2020年には40~50代に移行しています。また、30代以下の割合は年齢が下がるのに従って縮小し、70~80代の割合が、特に女性で拡大していることが特徴的です。

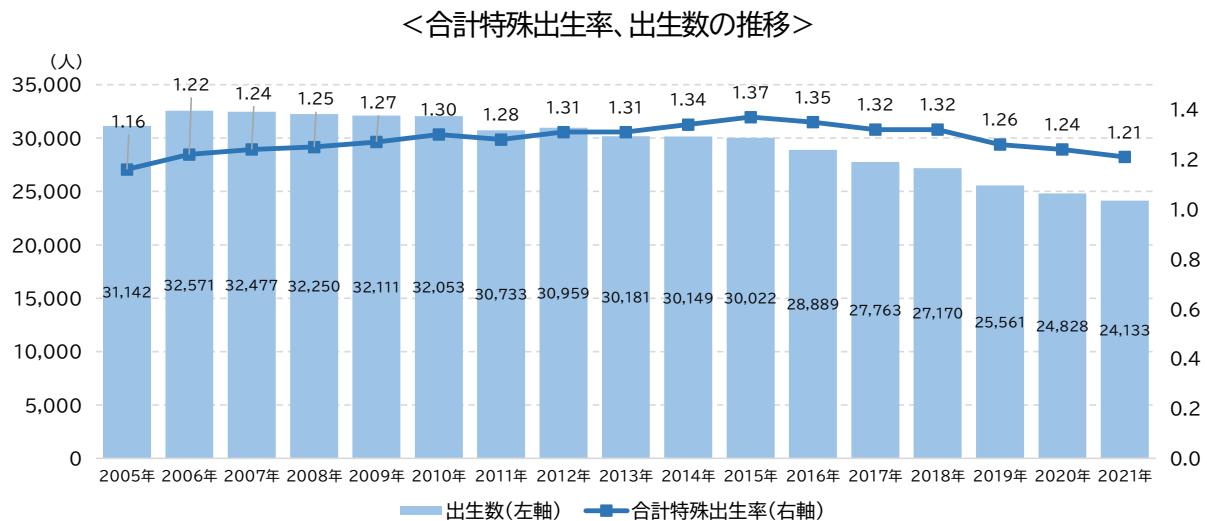


注)2000年のデータは、85歳以上が最大の階級

出典:総務省「国勢調査」

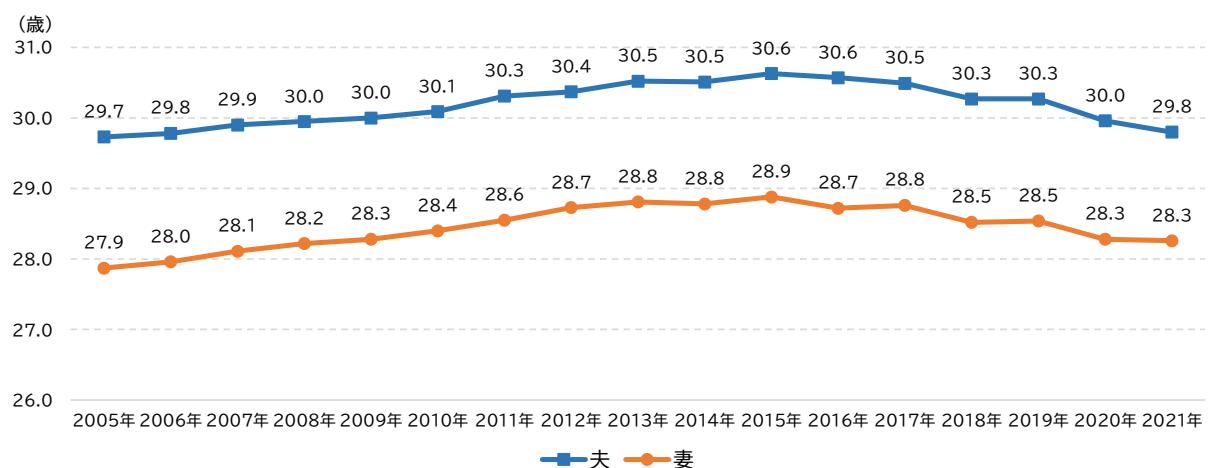
イ 合計特殊出生率、出生数の推移及び初婚年齢の平均の推移

合計特殊出生率は、2015年頃まで回復傾向にありました。2016年以降低下が続き、2021年には1.21となっています。また、初婚年齢は、男女ともに上昇傾向が止まり、近年緩やかに下降しています。2021年時点では夫は29.8歳、妻は28.3歳となっています。



出典:「横浜市統計書」(出生の福祉保健センター別状況)

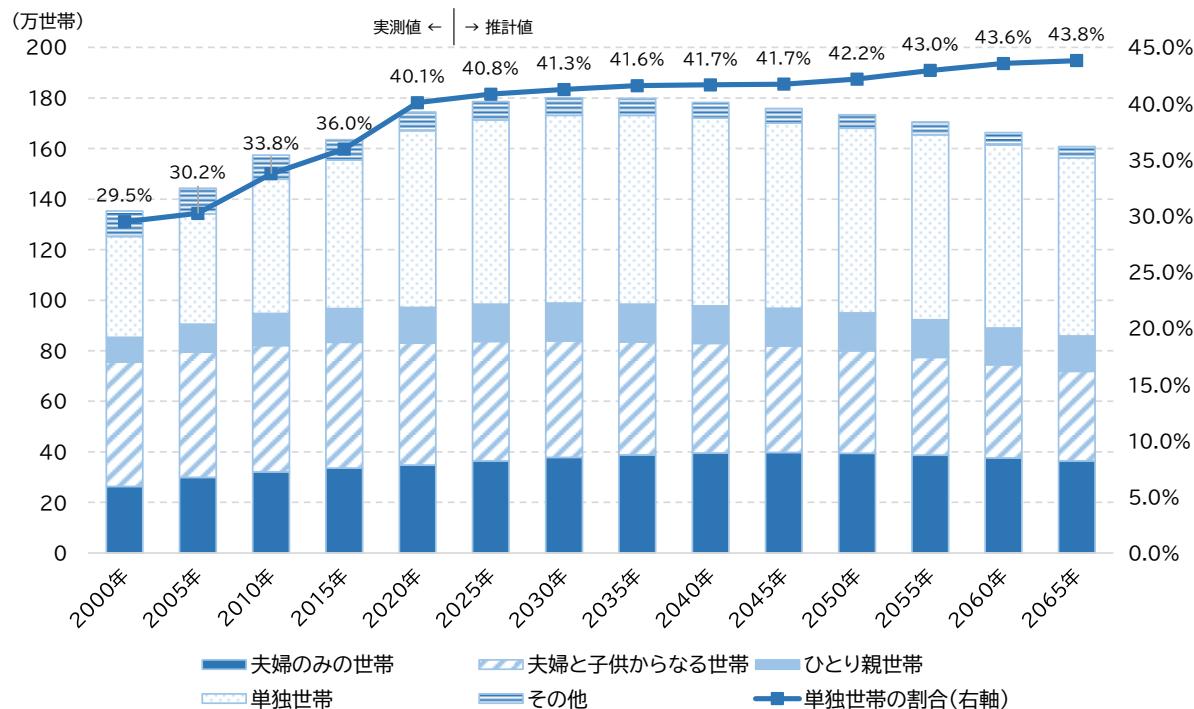
<初婚年齢の平均の推移>



出典:「横浜市統計書」(婚姻の福祉保健センター別状況)

ウ 家族類型別世帯数の推移と推計

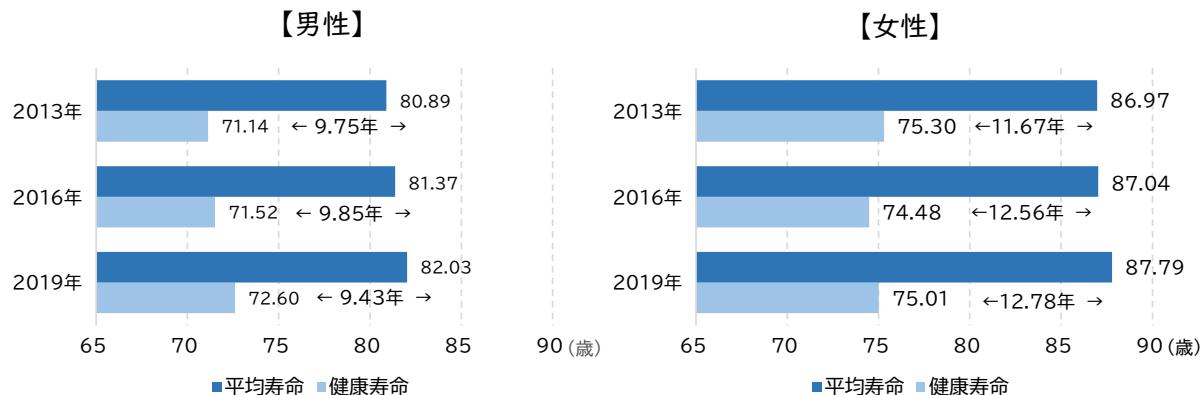
単独世帯の割合が年々増加しており、2020年には全体の40%を超えるました。2065年には全体の43.8%を占めると見込まれています。



出典:2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は「横浜市将来人口推計」

エ 平均寿命と健康寿命の推移

男性の平均寿命と健康寿命は、2013年以降伸び続けており、その差はおおむね10年弱となっています。女性の健康寿命は、2013年から2016年にかけて縮小しているものの、2016年から2019年にかけて平均寿命、健康寿命ともに伸びており、その差は12歳前後となっています。



出典:「第2期健康横浜21最終評価報告書」(2022年6月)

(2) 各分野別における状況

① 高齢者

ア 高齢夫婦世帯と高齢単独世帯の推移

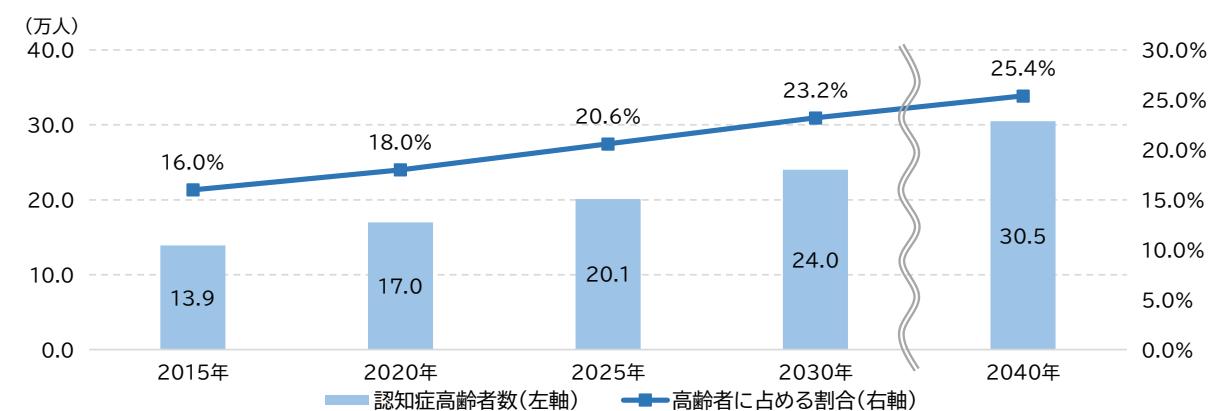
高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯）、高齢単独世帯とともに増加が続いている。総世帯数に占める割合は、2020 年には高齢単独世帯が 11.2%、高齢夫婦世帯が 10.7% と、ともに 10% を超えています。特に高齢単独世帯割合は 1995 年と比べて約 2.9 倍と大幅に増加しています。



出典：総務省「国勢調査」

イ 認知症高齢者数の推移

認知症高齢者数は、2020 年は約 17.0 万人で、65 歳以上の高齢者に占める割合は 18.0% でした。2020 年からの 20 年間で約 1.8 倍になることが見込まれており、2040 年には約 30.5 万人となる見込みです。高齢者に占める割合は 25.4% まで増加し、高齢者の 4 人に 1 人が認知症高齢者となることが予想されています。

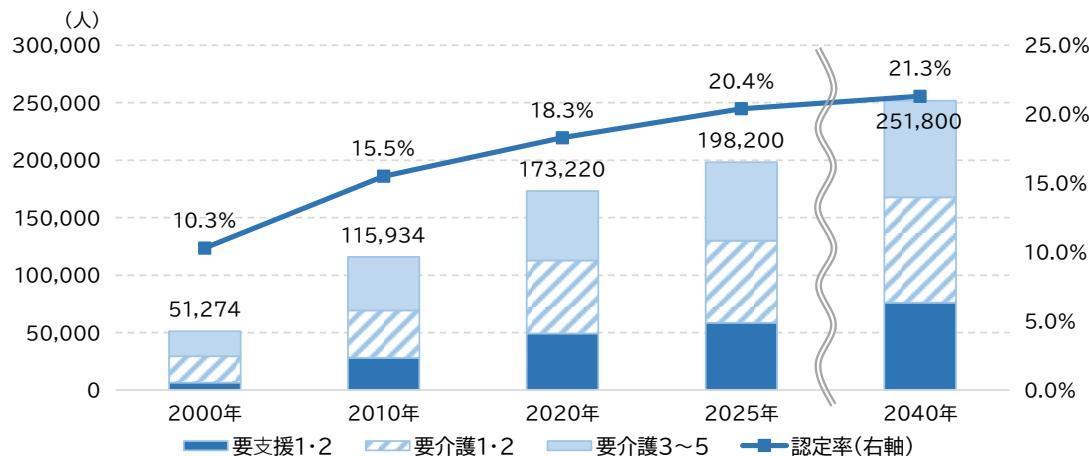


出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業 九州大学 二宮教授)の認知症有病率が上昇する場合を使用した推計
※2020 年度国勢調査を基準とした将来人口推計(横浜市)を基に算出。

ウ 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定を受けている認定者数は、2020年で17万人を超えており、高齢者数の増加に伴い、今後も増加していく見込みです。

第1号被保険者に占める認定率は、2020年で18.3%となっており、2025年には20.4%に上昇する見込みです。



	2000年	2010年	2020年	2025年	2040年
要支援1・2	6,479	28,098	49,378	58,500	76,100
構成比(%)	12.6	24.2	28.5	29.5	30.2
要介護1・2	22,864	41,322	63,406	71,500	91,700
構成比(%)	44.6	35.6	36.6	36.1	36.4
要介護3～5	21,931	46,514	60,436	68,200	84,000
構成比(%)	42.8	40.1	34.9	34.4	33.4
認定者数(合計)	51,274	115,934	173,220	198,220	251,800
うち第1号被保険者数	48,938	112,275	169,341	194,000	248,100
第1号被保険者数(全体)	475,905	726,619	925,125	949,900	1,165,300
認定率(%)	10.3	15.5	18.3	20.4	21.3

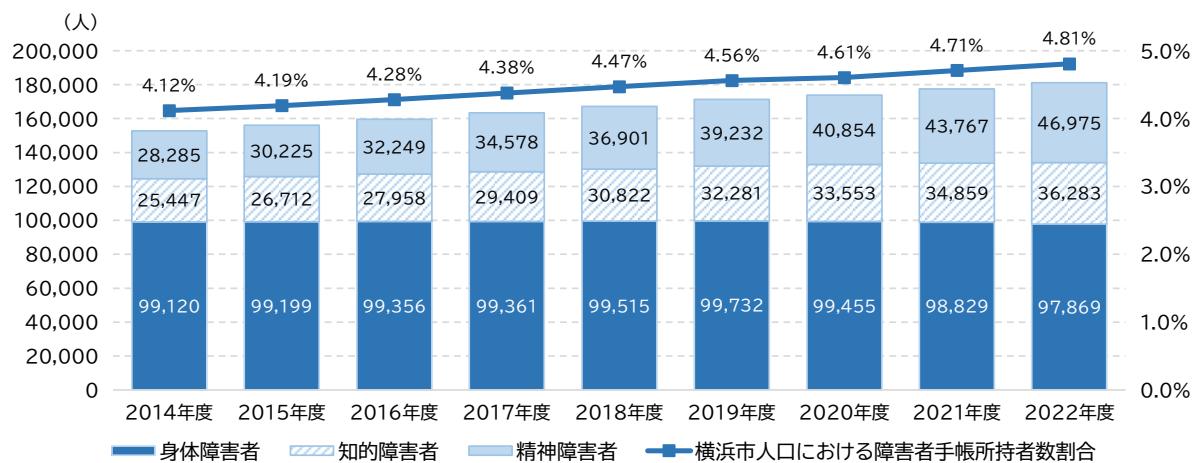
- 注1) 認定率は、第1号被保険者数(全体)に占める、第1号被保険者の認定者数の割合。
- 注2) 要支援は、2006年度より要支援1と2での区分を開始(2000年度は「要支援」のみの区分)。
- 注3) 要支援・要介護認定者数および第1号被保険者数は、2020年までは実績値、2025・2040年は推計値。(各年9月末時点)
- 注4) 端数処理を行っているため、構成比等の割合は、合計が一致しないことがある。

出典:「第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」(2024年3月)

② 障害者

ア 障害者手帳所持者数と人口割合

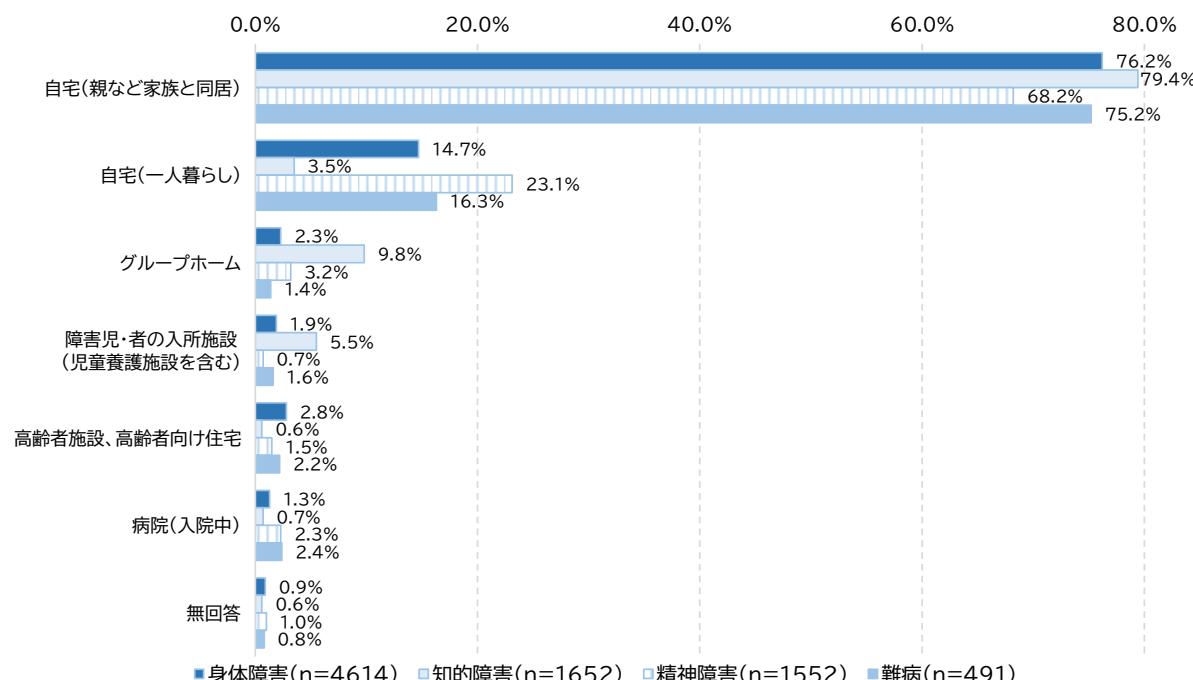
人口に対する障害者手帳所持者の割合は増加傾向にあります。内訳を見ると、身体障害者はほぼ横ばいで推移していますが、知的障害者、精神障害者が増加しており、その中でも精神障害者の増加が大きくなっています。



出典：「横浜市統計書」、健康福祉局障害施策推進課

イ 現在暮らしているところ

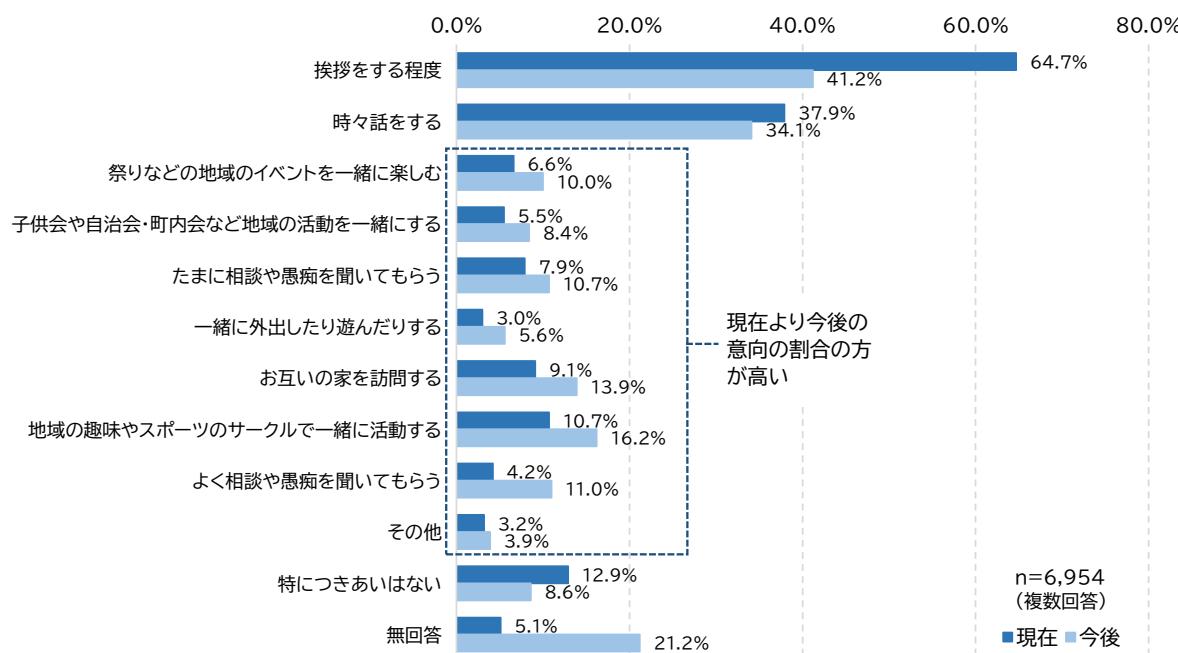
身体障害・知的障害・精神障害・難病のいずれでも、「自宅（親など家族と同居）」が最も多くなっています。また、身体障害・精神障害・難病では、「自宅（一人暮らし）」が2番目に多くなっているのに対し、知的障害では、「グループホーム」が2番目に多くなっています。



出典：「第4期横浜市障害者プラン策定に向けたニーズ把握調査」(2020年3月)

ウ 近所の人とのおつきあい

現在、近所の人とのおつきあいは、「挨拶をする程度」が最も多く 64.7%、次いで「時々話をする」が多く 37.9% となっています。一方、「特につきあいはない」は 12.9% となっています。また、今後、近所の人とどうつきあいたいかについて、「よく相談や愚痴を聞いてもらう」、「地域の趣味やスポーツのサークルで一緒に活動する」、「お互いの家を訪問する」では、それぞれ 6.8 ポイント、5.5 ポイント、4.8 ポイント、現在の状況より高くなっています。

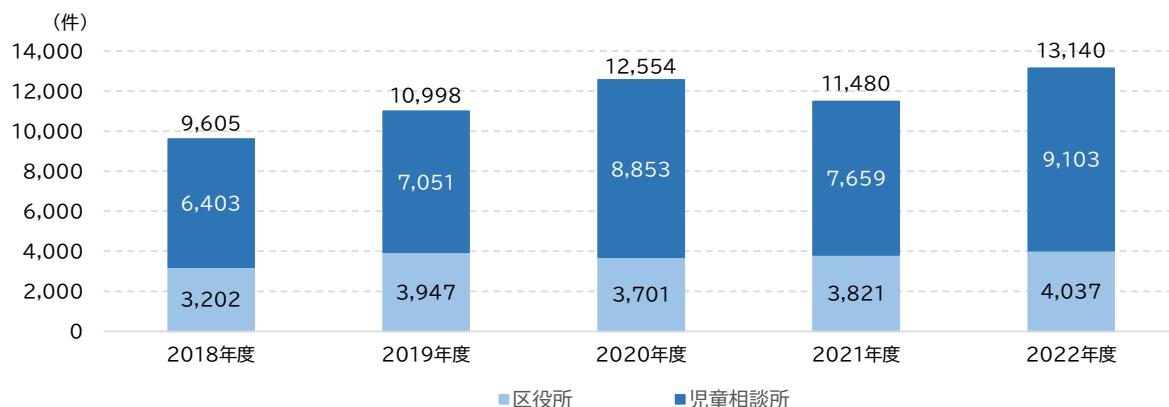


出典:「第4期横浜市障害者プラン策定に向けたニーズ把握調査」(2020年3月)

③ 子ども

ア 児童虐待相談対応件数

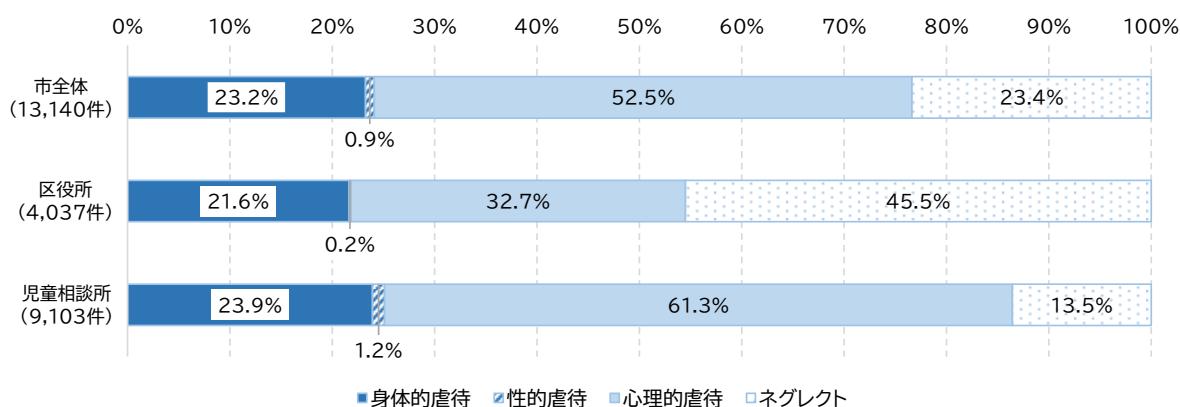
児童虐待対応件数は増加傾向が続いています。2022年度は前年度から1,660件増加し、13,140件と過去最多の対応件数になりました。



出典:こども青少年局こどもの権利擁護課

イ 児童虐待相談種別件数(2022年度)

児童相談所が全体の約7割の相談に対応しています。相談種別については、区役所ではネグレクト、児童相談所では心理的虐待への相談対応がそれぞれ最も多いとなっています。



出典:こども青少年局こどもの権利擁護課

ウ 児童虐待経路別件数

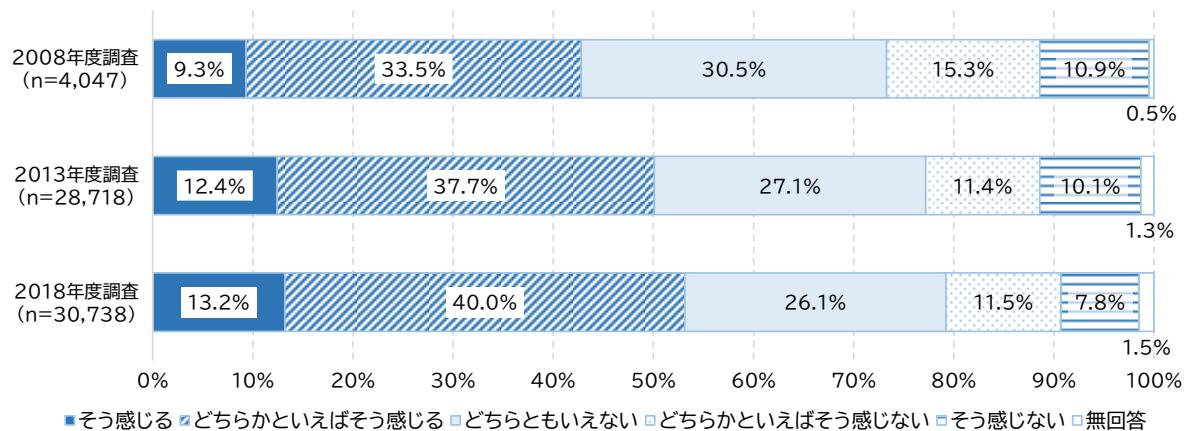
市全体の経路別件数は、多い順に「警察等」(32.7%)、「学校」(12.7%)、「家族・親戚」(11.9%)、「福祉保健センター」(10.9%) となっています。

区分	市全体			区役所			児童相談所		
	2021年度		2022年度	2021年度		2022年度	2021年度		2022年度
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
福祉保健センター	1,203	1,430	10.9%	851	993	24.6%	352	437	4.8%
他都道府県市町村	248	204	1.6%	247	203	5.0%	1	1	0.0%
児童相談所	963	927	7.1%	201	169	4.2%	762	758	8.3%
保育所	365	456	3.5%	290	367	9.1%	75	89	1.0%
児童福祉施設等	98	164	1.2%	52	61	1.5%	46	103	1.1%
警察等	3,529	4,302	32.7%	4	3	0.1%	3,525	4,299	47.2%
医療機関	357	353	2.7%	238	184	4.6%	119	169	1.9%
幼稚園	57	68	0.5%	30	38	0.9%	27	30	0.3%
学校	1,378	1,663	12.7%	601	629	15.6%	777	1034	11.4%
教育委員会等	15	35	0.3%	15	23	0.6%	0	12	0.1%
児童委員	31	54	0.4%	30	54	1.3%	1	0	0.0%
家族・親戚	1,444	1,562	11.9%	538	545	13.5%	906	1017	11.2%
近隣・知人	1,140	996	7.6%	351	336	8.3%	789	660	7.3%
児童本人	179	203	1.5%	32	30	0.7%	147	173	1.9%
その他	473	723	5.5%	341	402	10.0%	132	321	3.5%
合計	11,480	13,140	100.0%	3,821	4,037	100.0%	7,659	9,103	100.0%

出典:こども青少年局こどもの権利擁護課

工 子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じるか

「地域社会から見守られている、支えられている」と感じる（「そう感じる」又は「どちらかといえばそう感じる」）保護者の割合は以前に比べて増加しているものの、半数近くはそのように感じていないのが現状です。



出典：「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(小学生)」(2018年11月)

才 地域での子育て支援の場を利用している親子の割合

地域での子育て支援の場を利用している親子の割合は増加しており、2013年度では40.2%でしたが、2018年度では44.2%となっています。



注)地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、私立幼稚園等はまっ子広場、認定こども園及び保育所子育て広場、子育て支援事業のいずれかを利用している親子の割合

出典：「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(未就学児)」(2018年11月)

力 地域子育て支援拠点における相談件数

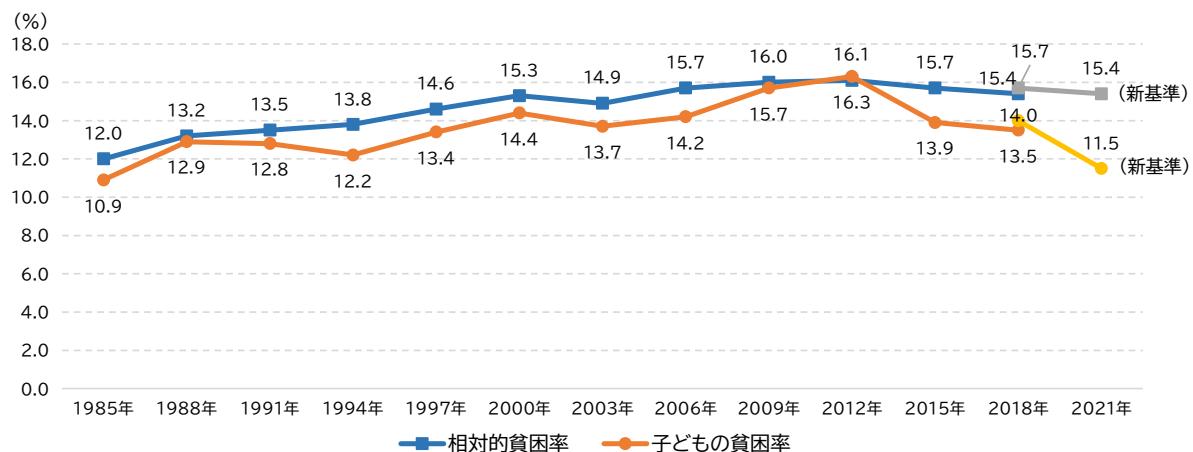
地域子育て支援拠点における相談件数は増加傾向が続いており、2022年度は2014年度の約1.8倍となっています。



出典:こども青少年局地域子育て支援課

キ 子どもの貧困率の年次推移(全国)

2021年の相対的貧困率(全国)は15.4%となっており、過去10年間は、ほぼ横ばいで推移しています。子どもの貧困率(全国)は1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にありました。2015年以降は減少しており、2021年は11.5%となっています。

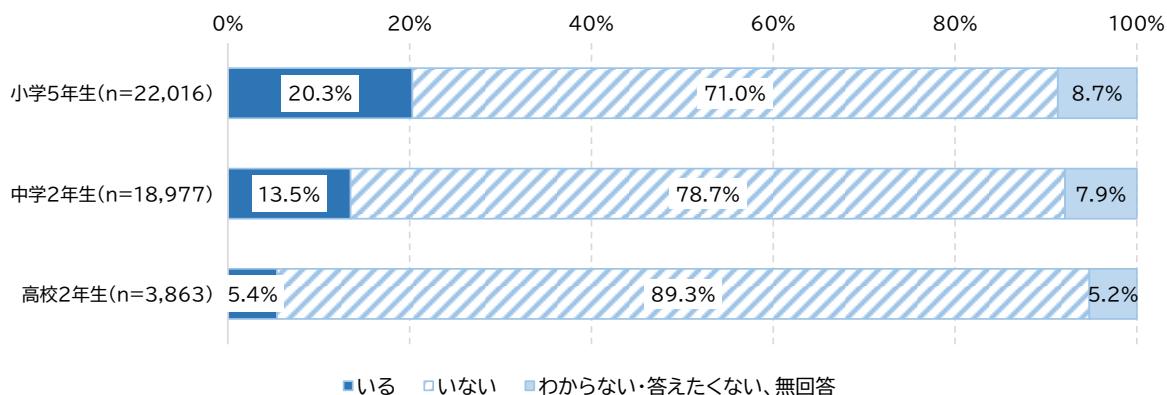


- 注1) 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。
- 注2) 2015年の数値は、熊本県を除いたものである。
- 注3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
- 注4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- 注5) 2018年以降の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得からさらに「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
- 注6) 2018年は旧基準と新基準の数値を併記し、2021年は新基準の数値のみ掲載している。

出典:厚生労働省「2022年国民生活基礎調査の概況」

ク 家族のお世話をしている子どもの割合

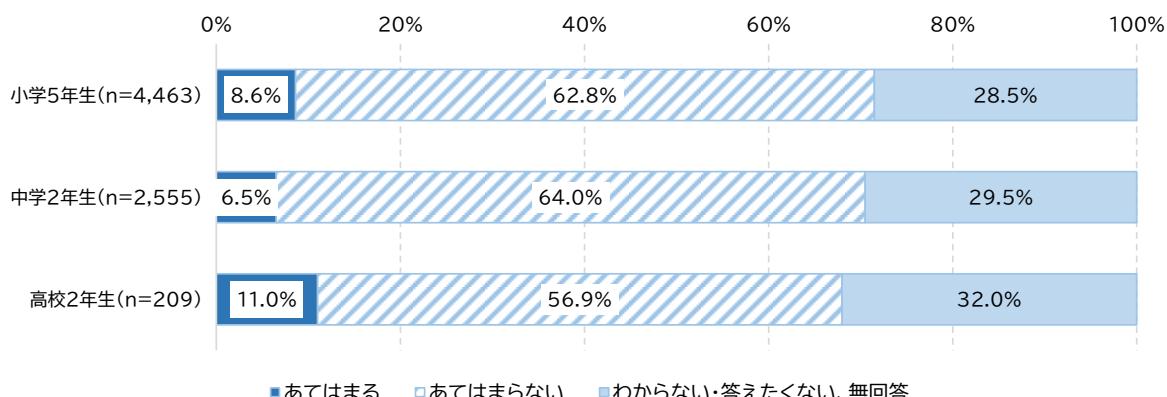
小学5年生の20.3%（5人に1人）、中学2年生の13.5%（7人に1人）、高校2年生の5.4%（19人に1人）が家族の中に世話をしている人が「いる」と回答しています。



出典:「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査結果」(2022年11月)

ケ 家族の世話をしている子どものうち、自分がヤングケアラーだと思う子どもの割合

自分がヤングケアラーだと思う子どもの割合は、小学5年生で8.6%（全体の約1.7%）、中学2年生の6.5%（全体の約0.9%）、高校2年生の11.0%（全体の約0.6%）となっています。

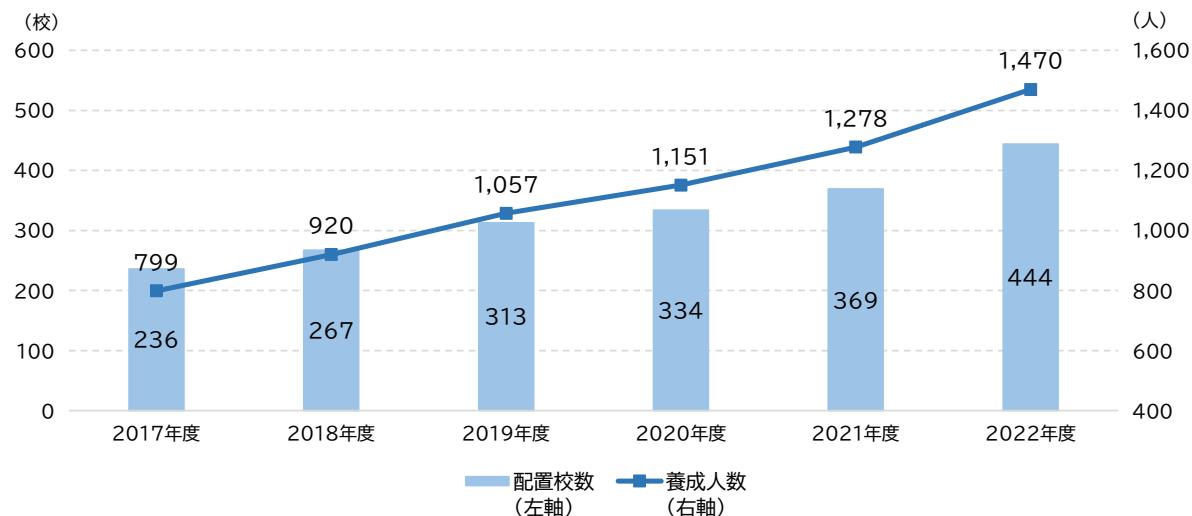


出典:「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査結果」(2022年11月)

④ 学校

ア 学校・地域コーディネーターの養成人数及び配置校数

学校・地域コーディネーターの養成人数及び配置校数は年々増加しています。2022年度には学校・地域コーディネーターの養成人数は1,470人に達し、市内の市立学校507校のうち444校に配置されています。



出典:教育委員会事務局学校支援・地域連携課

地域と学校の連携・協働～学校における地域福祉保健活動に通ずる実践～

今、家庭・地域等の多様な主体と学校との連携・協働が求められています！

○ なぜ、地域と学校が連携・協働するの？

学校や子どもを取り巻く問題が複雑・困難になっている現在、未来を担う子どもたちの豊かな成長のために、学校が地域（地域住民、保護者、企業、大学等の様々な個人・団体）と連携・協働しながら課題解決に臨むことが重要です。子どもたちが社会とつながる機会を創出することにより、子どもの学びや育ちを支えます。

○ どのように進めるの？

連携・協働を進める仕組みとして、地域住民や保護者等が、学校と目標を共有し、それぞれの立場で当事者として活動し、学校運営に参画する「学校運営協議会」があります。また、「学校・地域コーディネーター」が、地域と学校のつなぎ役となり、連携・協働の様々な活動（※）を行っています。

※様々な活動 → キャリア教育、地域防災マップづくり、授業や放課後の学習支援、福祉体験
登下校や校外活動の見守り、図書室を活用した読書活動 など

○ 取組の効果を教えて！（教育活動の充実やまち全体の活性化にむすびついた事例の紹介）

- ある小学校では、学年遠足を実施する際、学校・地域コーディネーターが中心となり、引率をサポートするボランティアと遠足を担当する教員の連絡・調整を行い、情報共有を進めました。遠足当日、子どもたちはグループごとに決めたコースを安全にかつ楽しく回ることができました。
- ある地域では、子どもたちが小中学校をタスキでつなぎながら、地域住民や保護者も参加した挨拶運動を行っていました。その様子を学校運営協議会に報告することで、子どもたちの主体的な取組をバックアップし、学校だけでなく地域と共に進行する活動へ発展しました。地域と学校のつながりが更に深まり、活気のある挨拶でまちを盛り上げています。

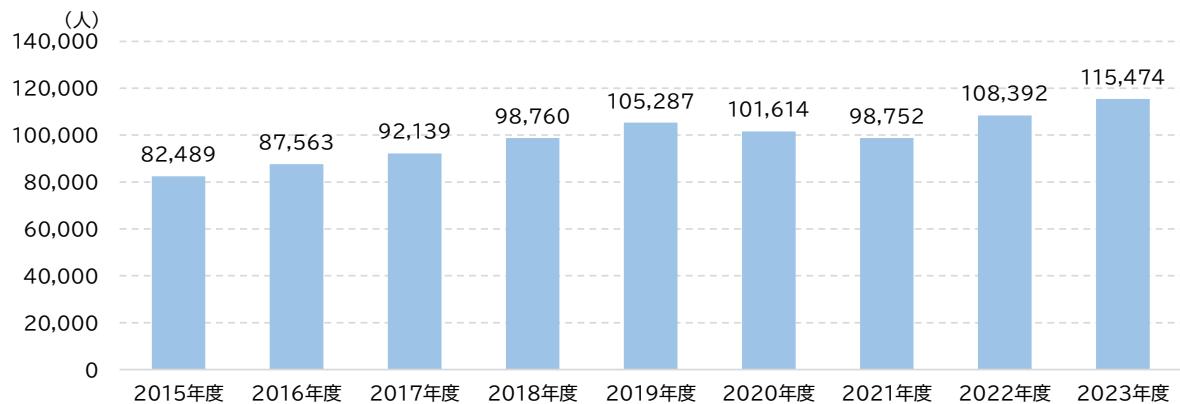
◆詳しくはこちらをご参照ください。
→第4期横浜市教育振興基本計画
柱5 施策1(P64~67)



⑤ 外国人

ア 外国人口

外国人人口は、新型コロナウイルス感染症による入国制限のあった2020年度・2021年度には減少がみられましたが、2023年度は115,474人となっており、過去最多となっています。

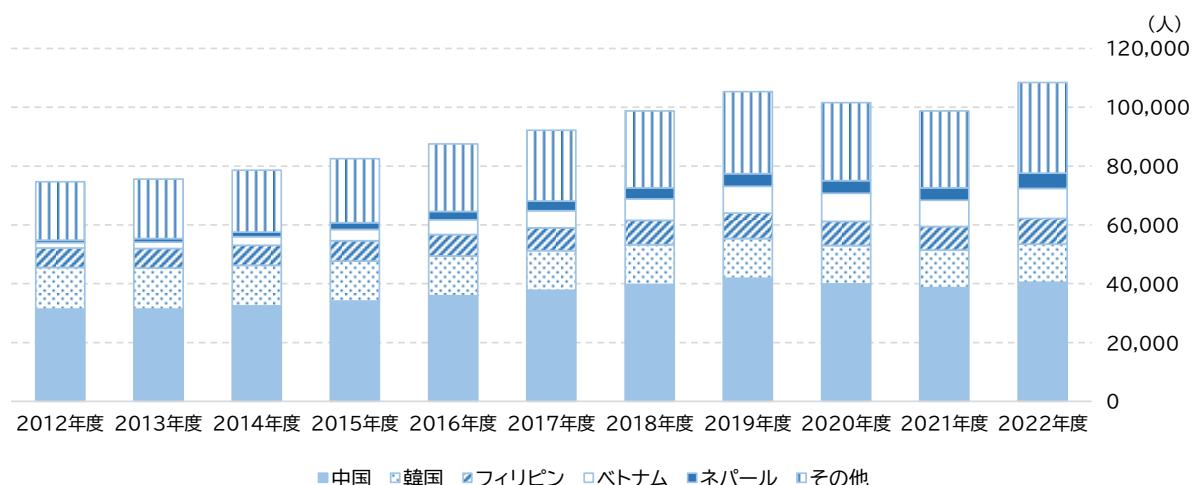


出典:「横浜市統計書」

注)2022年度以前は各年度末の数値であり、2023年度に関しては2023年10月末現在の数値

イ 国籍別外国人口

2022年度時点の国籍別内訳を見ると、多い順に中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ネパールと続きます。近年特に増加しているのは、ベトナム・ネパールです。



出典:「横浜市統計書」

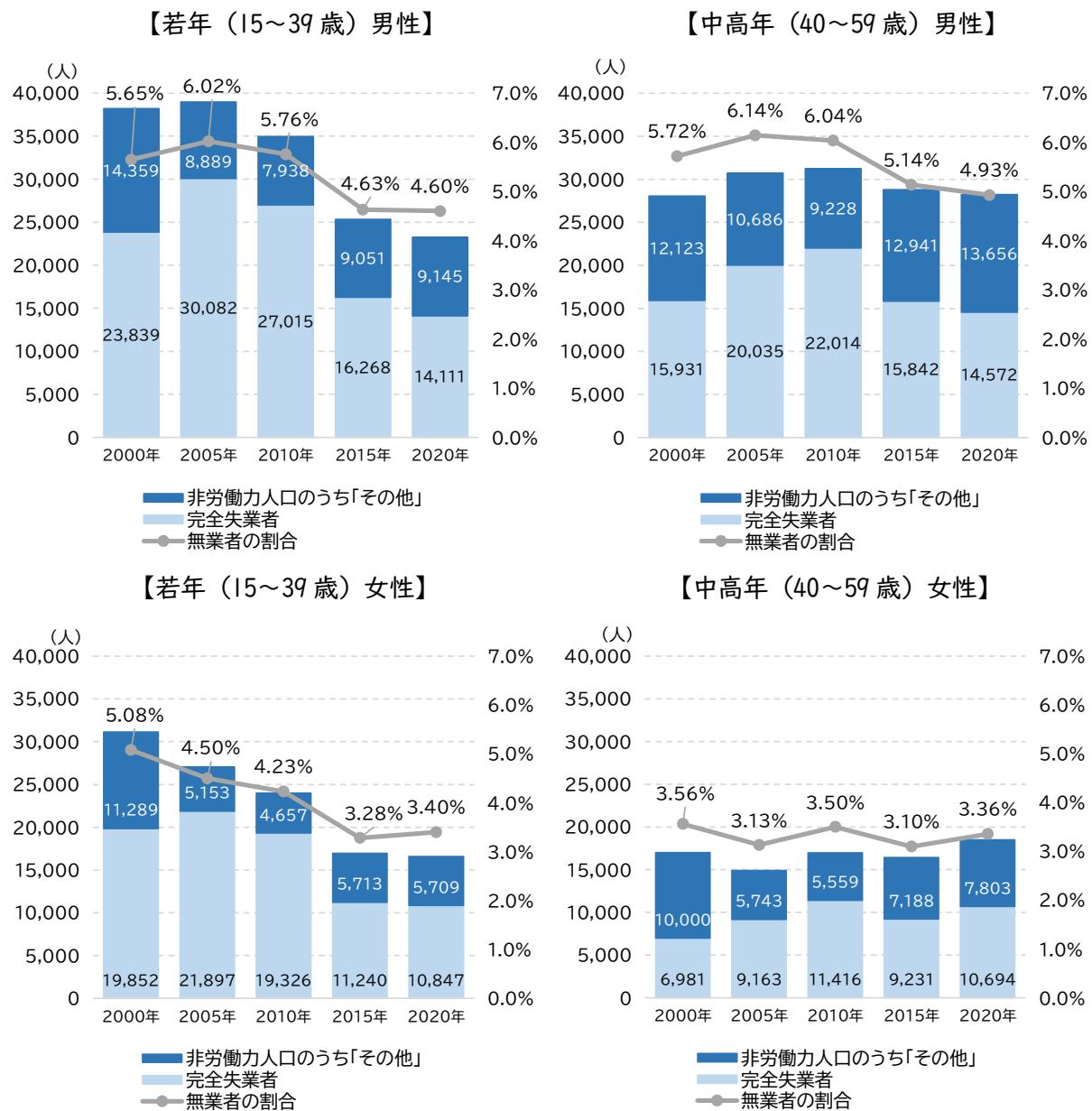
在住外国人への支援・現状と課題

- 本市の在住外国人数は 2023 年に 11万人を超え、今後も増加が見込まれています。国籍別で見ると、直近5年間でインド国籍の方が約6割、ベトナム国籍の方は約7割、ネパール国籍の方は約8割増加するなど、一部の国籍で急増が見られます。
- 外国人は、言葉の問題だけではなく、医療・健康、福祉、教育・子育てなど多岐にわたる悩み事を抱えています。また、税金や健康保険・年金などの制度の違い、防災など環境の違いに起因する困りごとなども多く寄せられています。
- このため、市では「多文化共生総合相談センター」や市内 13か所の「国際交流ラウンジ」において、地域での日常生活に関する幅広い内容に対して情報提供・相談対応を実施しているほか、行政サービスの多言語対応や地域日本語教育の充実により、誰もが安全・安心に暮らすことができる環境づくりを行っています。
- あわせて、在住外国人に長く横浜に住んでもらうため、また、地域の担い手不足を解決する観点からも、在住外国人の皆様に地域活動等に参画してもらうための取組も進められています。
- このような「課題解決」と「活躍促進」の両輪により、誰もが自分らしく活躍できる、多様性と包摂性に富んだまちづくりを進めるため、(公財)横浜市国際交流協会(YOKE)、国際交流ラウンジ、市民団体等と連携して多文化共生政策を推進しています。

⑥ 生活困窮

ア 無業者数・無業者の割合の推移

男性の無業者の割合は、若年（15～39歳）・中高年（40～59歳）ともに、2005年以降は減少傾向にありましたが、2015年以降は横ばいとなっています。女性の無業者の割合は、若年（15～39歳）では、2015年まで減少傾向にありましたが、2020年には横ばいとなっています。また、中高年（40～59歳）では、2000年以降横ばいとなっています。



注1) 完全失業者とは、就業しておらず、かつ就職活動をしている失業者をいいます。

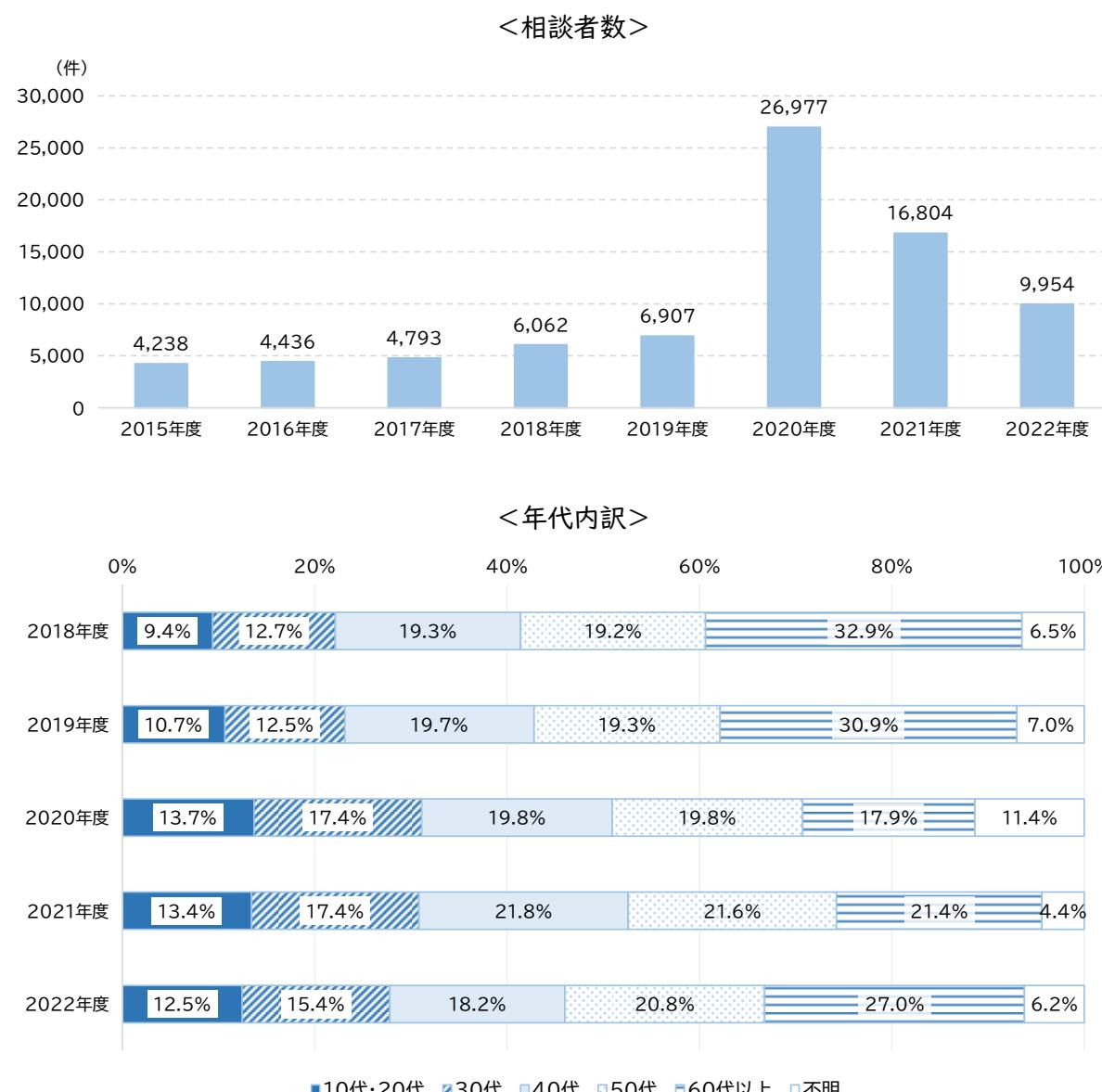
注2) 非労働人口のうち「その他」とは、就業しておらず、かつ就業の意思のない者のうち、家事も通学もしていない者を指しています。

出典：総務省「国勢調査」

イ 横浜市生活困窮者自立支援制度相談者数と年代内訳

横浜市生活困窮者自立支援制度相談者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で、失業や収入減に直面する人の相談で2020年度に急増しました。家賃補助を行う住居確保給付金や社会福祉協議会による緊急小口資金等の特例貸付の実施が背景にあります。その後相談者数は減少しているものの、コロナ禍以前より高い水準が続いています。

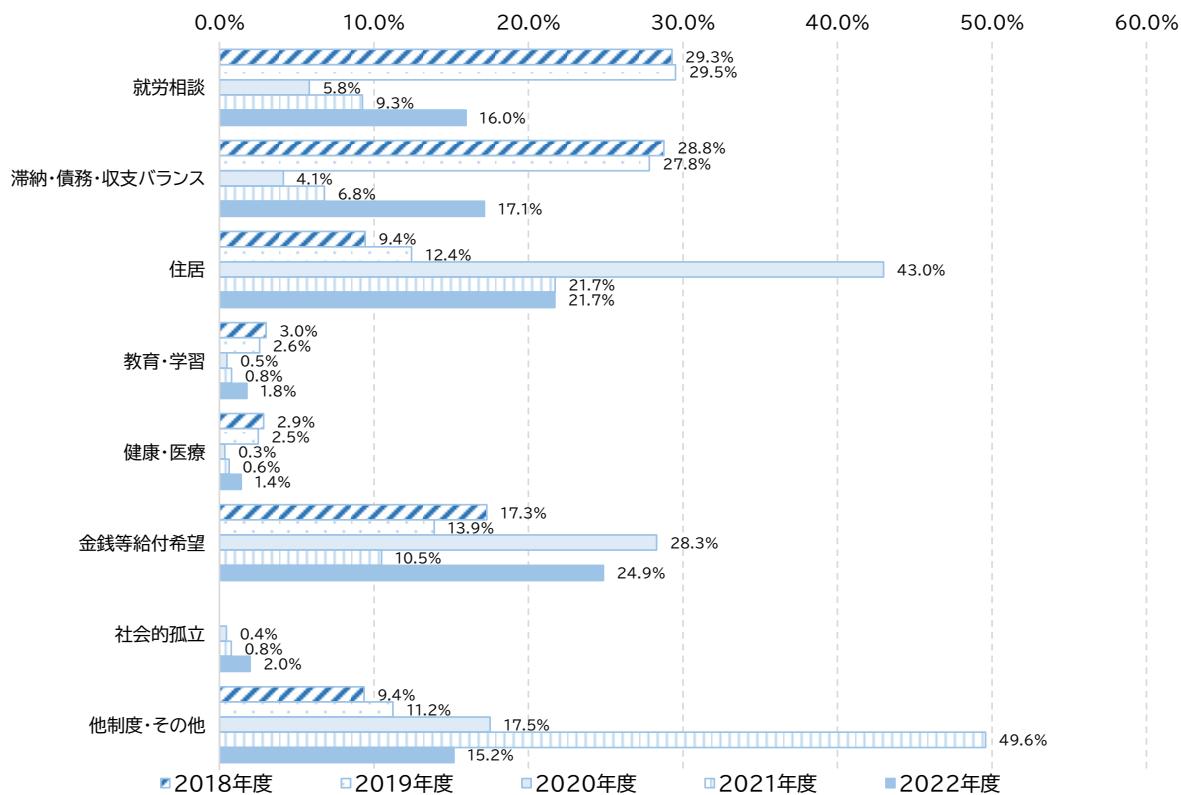
年代内訳を見ると、2022年度は60代以上が27.0%で最も多く、次いで50代が20.8%、40代が18.2%、30代が15.4%、10代・20代が12.5%の順となっています。経年で見ると、比較的若い世代の割合が増加傾向にあります。



出典:健康福祉局生活支援課

ウ 横浜市生活困窮者自立支援制度相談内容内訳(初回相談の主訴)

2022年度の横浜市生活困窮者自立支援制度相談内容内訳を見ると、最も多いのは「金銭等給付希望」の24.9%、次いで「住居」の21.7%、「滞納・債務・収支バランス」の17.1%となっています。コロナ禍以前の2018年度・2019年度と比較すると、「就労相談」や「滞納・債務・収支バランス」の相談割合が減少し、「金銭等給付希望」や「住居」の相談割合が増加しています。



- 注1) 住居確保給付金の相談は「住居」に含まれる。
- 注2) 貸付等の制度利用は「他制度利用」に含まれる。
- 注3) 2020年以降、「社会的孤立」の項目が新たに追加されている。

出典:健康福祉局生活支援課

工 生活保護世帯数・保護率の推移

生活保護世帯数は、2005年度以降、一貫して増加していましたが2016年度～2019年度頃は横ばいで変化し、近年は緩やかに増加し、2022年度は55,557世帯となっています。また、人員の保護率は年々上昇していましたが、ここ10年は横ばいで推移し、2022年度は1.83%となっています。



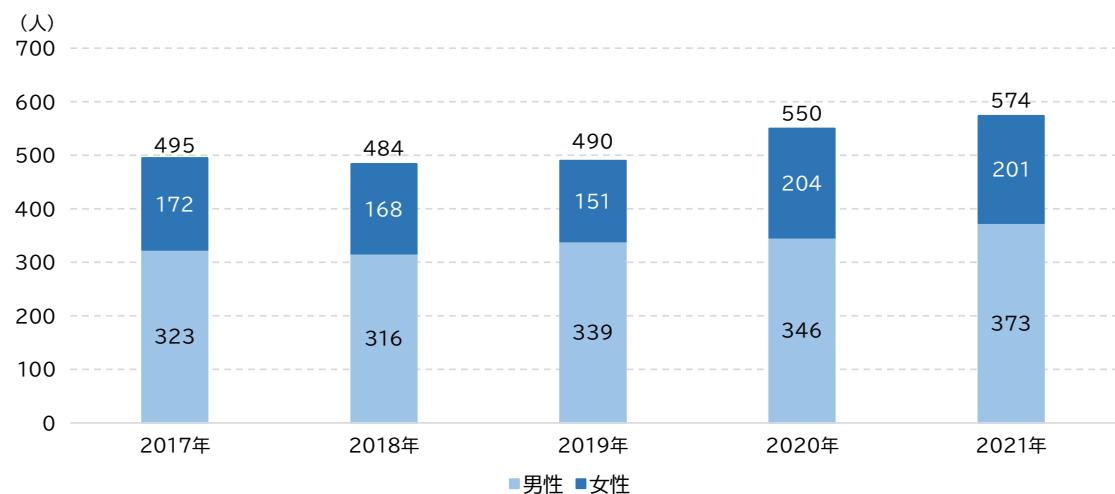
出典:健康福祉局生活支援課

⑦ こころの健康

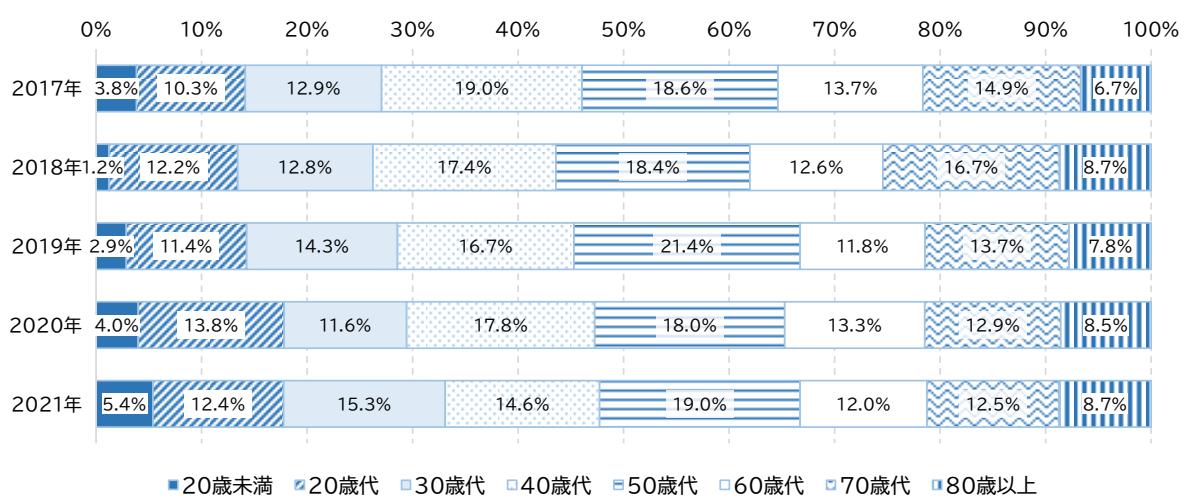
ア 自殺者数

自殺者数は近年増加傾向が見られ、2021年は574人となっています。自殺者の年齢構成を見ると、2021年では50歳代が19.0%で最も多く、次いで30歳代が15.3%、40歳代が14.6%、70歳代が12.5%、20歳代が12.4%、60歳代が12.0%、80歳以上が8.7%、20歳未満が5.4%の順となっています。

<男女別自殺者数の年次推移>



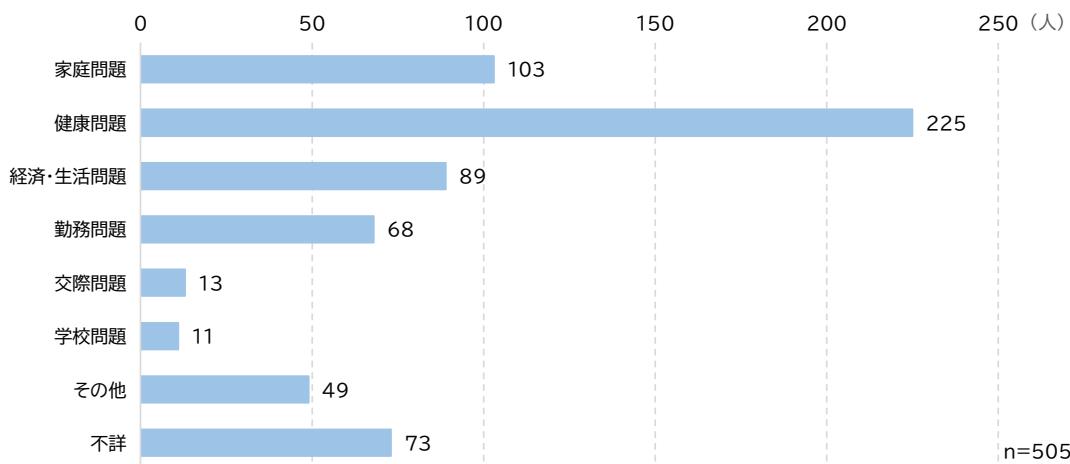
<年齢階級別自殺者数>



出典:健康福祉局こころの健康相談センター(厚生労働省「人口動態調査」の結果を本市で独自集計)

イ 自殺の原因・動機(2022年)

自殺の動機（延べ数）を見ると、最も多いのは「健康問題」で、225人と突出しています。次いで「家庭問題」が103人、「経済・生活問題」が89人、「勤務問題」が68人の順となっています。



注)自殺の原因・動機は、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合と家族等の証言から考えうる場合を含め、自殺者一人につき最大4つ計上されているため、延べ数

出典:健康福祉局こころの健康相談センター(神奈川県警察本部「令和4年自殺統計」を基に本市で独自集計)

あなたも、誰かの「ゲートキーパー」

- 「ゲートキーパー」という言葉を聞いたことはありますか？
「ゲートキーパー」とは、家族や友人などの身近な人のいつもと違う様子に気付き、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守ることです。苦しい思いや悩みを誰にも打ち明けられず追い詰められている人にとって、気にかけてくれる人の存在が、生きる気持ちを支えます。ゲートキーパーには、特別な資格は必要ありません。誰でもできる役割です。
- 自殺の背景には、健康問題、家庭問題、経済・生活問題、勤務問題などが複合的に絡み、心理的に追い込まれることがあげられます。自殺に至る要因はひとつとは限りません。
- 身近な人のいつもと違う様子や変化に気付いたら、勇気を出して声をかけてみてください。その行動が、誰かのこころと命を守ることにつながります。
- 横浜市では、ゲートキーパーの役割の普及啓発を行っています。今後更に、広く市民の皆さんに知っていただけるよう、取組を進めています。

誰も自殺に追い込まれることのない社会へ

詳しくは



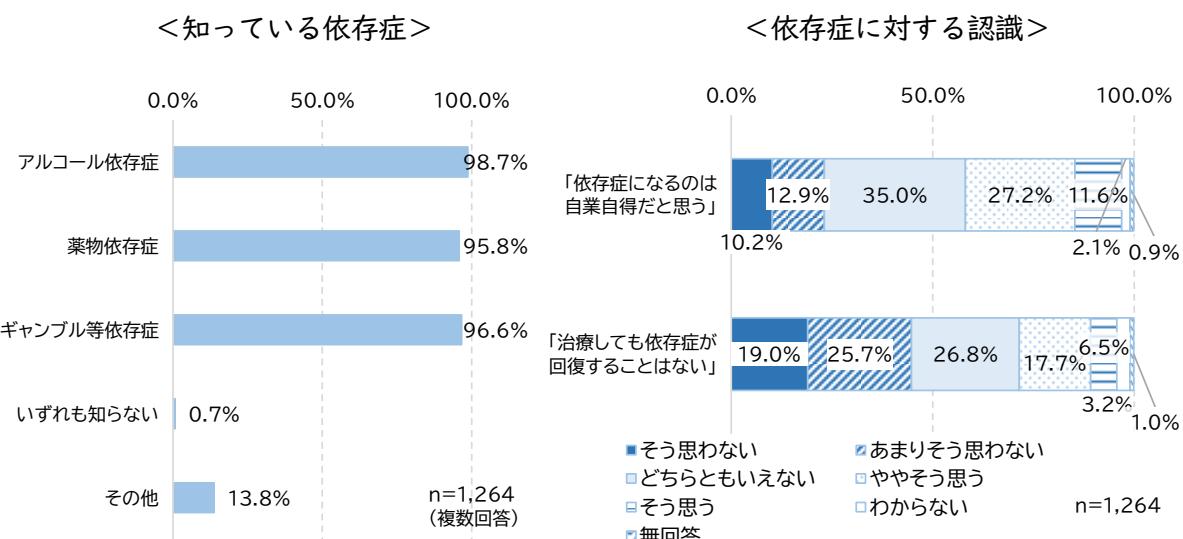
横浜市 ゲートキーパー

心配している
気持ちを
言葉で伝える



ウ 「知っている依存症」及び「依存症に対する認識」

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症については、それぞれ9割以上の方が知っていると回答しています。一方、「依存症になるのは自業自得だと思う」、「治療しても依存症が回復することはない」に対して「ややそう思う」、「そう思う」と回答した割合がそれぞれ38.8%、24.2%と、依存症に対する正しい知識が浸透していない層も一定程度みられます。



出典:「ヨコハマ e アンケート『依存症に対するイメージや知識に関するアンケート』」(2020年)

依存症って知っていますか?~依存症の正しい知識を身につけよう~

依存症は、アルコール依存症、薬物依存症及びギャンブル等依存症の3種類にとどまらず、その種類は多様です。全ての種類の依存症を網羅することは難しいですが、大きく「①特定の物質に対する依存症」と「②特定の行動に対する依存症」の2つに分類できるとされています。①には、アルコールや薬物（処方薬・市販薬を含む）のほか、カフェインなどの嗜好品への依存などがあります。②には、ギャンブル等のほか、買い物、インターネット利用、ゲーム、性行為、窃盗などへの依存などがあります。いずれも、依存することによって日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、自らをコントロールできない状態に陥っている点が共通します。

依存症の人は意志が弱いといった認識は大きな間違いで、誰でもなる可能性があります。また、一度依存症になってしまふと回復することはできないというのは、多くの人が抱く依存症に対する誤解です。こういった依存症に対する様々な誤解や偏見が本人や家族を孤立させ、依存症の悪化や治療・回復支援を妨げることにつながります。

横浜市では、2021年10月に横浜市依存症対策地域支援計画を策定し、依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできる社会の実現を目指しています。



⑧ 成年後見制度

ア 成年後見制度利用の利用者数の推移

成年後見制度の利用者数は、成年後見・保佐・補助・任意後見のいずれも年々増加しています。2022年の成年後見制度利用者6,794人の内訳は、成年後見が4,908人、次いで保佐が1,344人の順となっています。

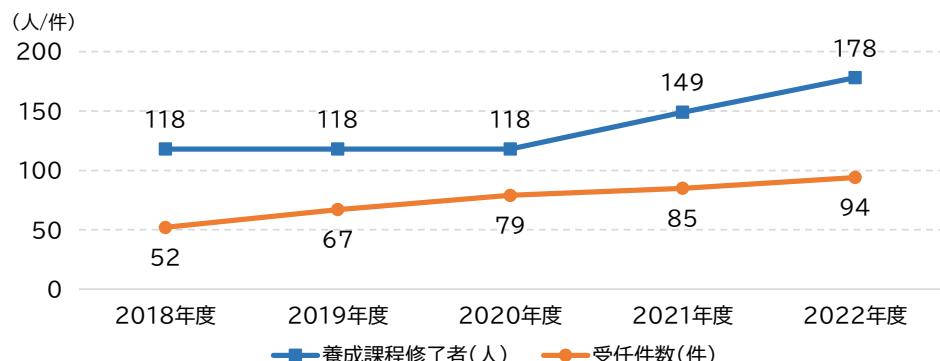


- 注1) 成年後見制度の利用者(以下「利用者」という。)とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。
- 注2) 本資料は、各年12月末日時点で横浜家庭裁判所(管内支部を含む。以下同じ。)が管理している事件の利用者数を集計したものであるが、その数値は自序統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
- 注3) 2)の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している事件の利用者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している事件の利用者であっても、住所地が神奈川県外の者の数は計上していない。なお、利用者が既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数も含まれている。
- 注4) 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地(原則として住民票所在地)である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

出典:横浜家庭裁判所

イ 市民後見人養成課程修了者数及び後見人受任件数

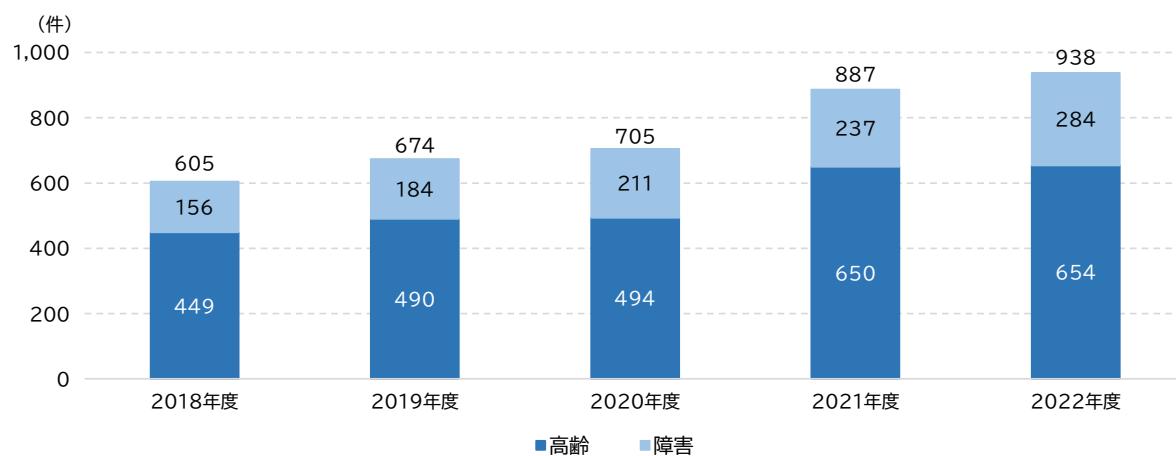
市民後見人養成課程の修了者数は2020年度から2022年度にかけて大きく増加し、2022年度には178人となっています。また、市民後見人受任件数も増加傾向で、2022年度には94件となっています。



出典:横浜生活あんしんセンター

ウ 後見人等への報酬助成件数

成年後見制度を利用する方のうち、報酬を支払うことが困難な方に対して、一定の要件のもと助成を行っています。後見人等への報酬助成件数は、高齢者・障害者とも一貫して増加傾向にあり、2022年度には938件となっています。



出典:健康福祉局福祉保健課

⑨ ひきこもり

ア ひきこもり状態にある方の推計人数

2022年度に実施した調査では「ほとんど家から出ない状態が6か月以上継続し、かつ、身体的な病気・障害等をその理由としない者」をひきこもり群と定義しました。ひきこもり群の出現率は、若年で1.36%（1,102件中15件）、中高年で1.53%（1,435件中22件）でした。2022年1月1日現在の横浜市の各年齢層における推計人口を乗じたひきこもり状態にある者の推計人数は、若年では約13,000人、中高年では約20,000人です。

	15～39歳(若年)			40～64歳(中高年)			
	横浜市		内閣府	横浜市		内閣府	
調査実施年度	2012年度	2017年度	2022年度	2015年度	2017年度	2022年度	2018年度
標本サイズ	3,000件	3,000件	3,000件	5,000件	3,000件	3,000件	5,000件
有効回答率	46.2%	33.5%	36.7%	62.3%	44.2%	47.8%	65.0%
ひきこもり群の出現率	0.72%	1.39%	1.36%	1.57%	0.90%	1.53%	1.45%
対象年齢の推計人口	約1,136千人	約1,046千人	約983千人	約3,445万人	約1,311千人	約1,330千人	約4,235万人
ひきこもり状態にある者の推計人数	約8,000人	約15,000人	約13,000人	約54.1万人	約12,000人	約20,000人	約61.3万人

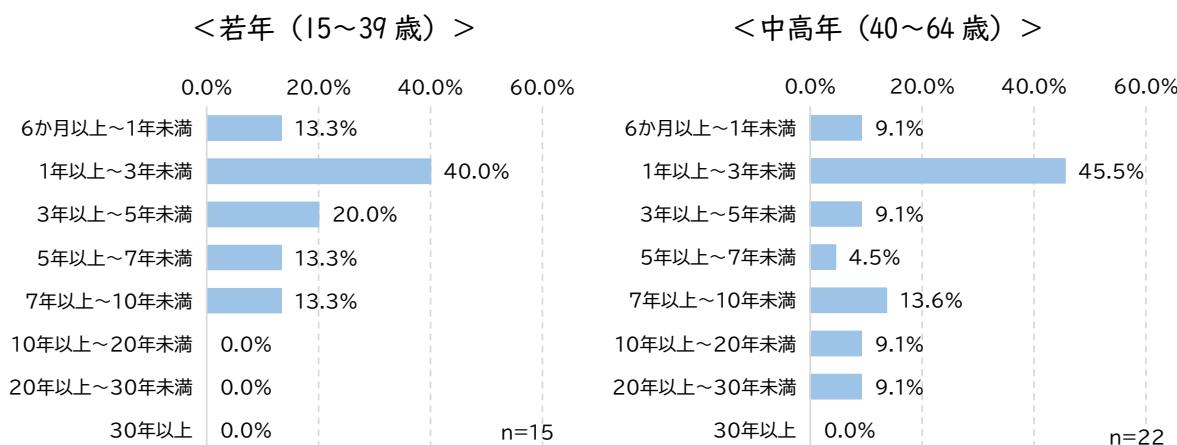
注1) 横浜市2022年度調査におけるひきこもり群の定義は、横浜市過年度調査、内閣府2015年度調査と異なるため、比較する際には留意が必要です。主な変更点としては、専業主婦・主夫や家事・育児を行っている者等で、家族以外の人との会話頻度が低い者をひきこもり群に含めたことが挙げられます。

注2) 横浜市2022年度調査の定義は、内閣府2018年度調査の定義に概ね沿っているが、設問の選択肢等が一部異なっている点に留意が必要です。

出典：「横浜市子ども・若者実態調査」、「市民生活実態調査」（2023年1月）

イ ひきこもり状態となってからの期間

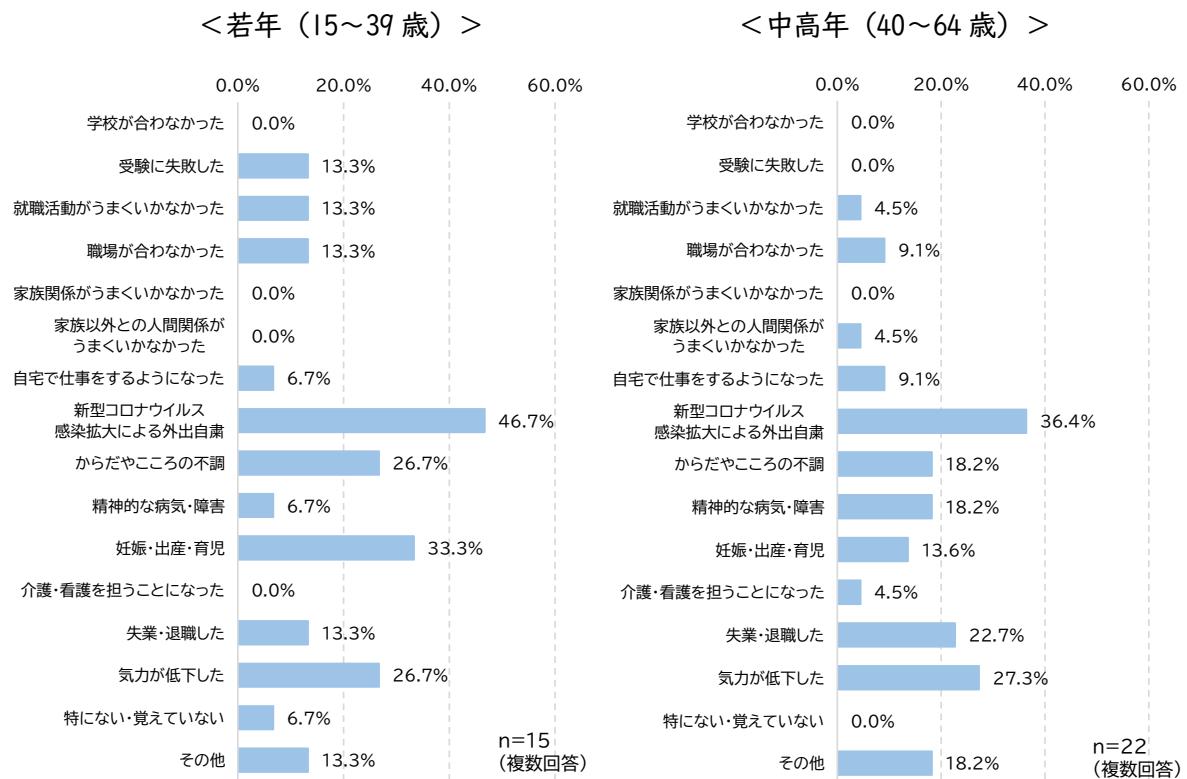
ひきこもり状態になってからの期間は、「6か月以上～3年未満」が、若年、中高年ともに約5割となっています。「10年以上」は、若年は該当者がおらず、中高年では約2割となっています。



出典：「横浜市子ども・若者実態調査」、「市民生活実態調査」（2023年1月）

ウ ひきこもり状態となったきっかけ

ひきこもりの状態となったきっかけとしては、各年齢層に共通して「新型コロナウイルス感染拡大による外出自粓」や「からだやこころの不調」、「気力が低下した」を挙げる人が多くなっています。



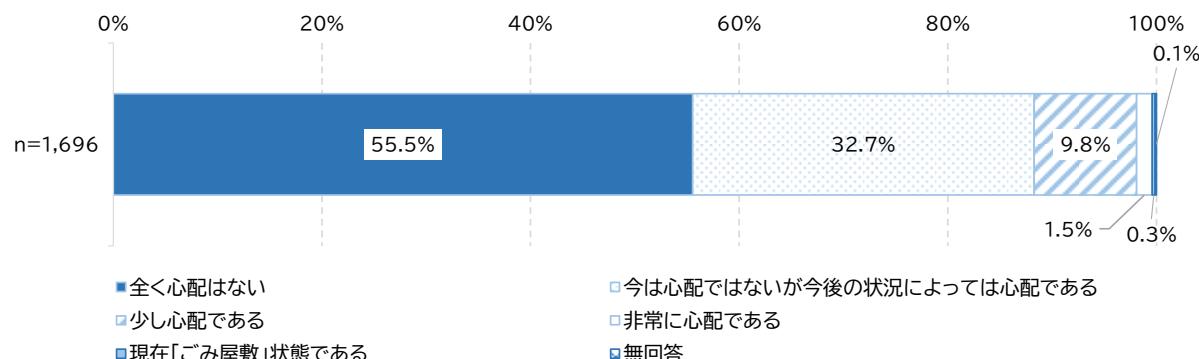
注)ひきこもり群の定義より、「身体的な病気・障害」を選択した者、「精神的な病気・障害」を選択し、病名等に統合失調症と回答した者は、ひきこもり群に含まれていません。また、「自宅で仕事をするようになった」を選択した者については、その他の設問の回答状況を踏まえてひきこもり群に含めるかを判断しています。

出典:「横浜市子ども・若者実態調査」、「市民生活実態調査」(2023年1月)

⑩ 不良な生活環境 いわゆる「ごみ屋敷」対策

ア 自宅が「ごみ屋敷」状態になるかもしれないという心配

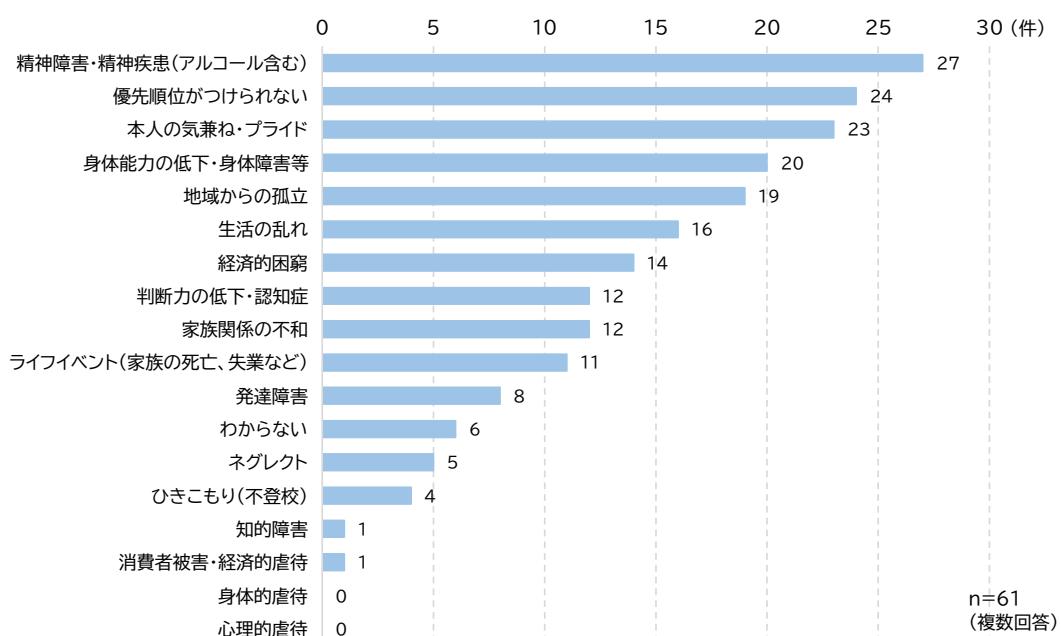
「あなたの自宅が「ごみ屋敷」状態になるかもしれないと心配になることはありますか」との質問に対し、回答者の4割以上が心配を感じています。いわゆる「ごみ屋敷」の問題は特別なことではなく身近な問題であると言えます。



出典:福祉保健課、資源循環局業務課「ヨコハマ e アンケート いわゆる「ごみ屋敷」に関するアンケート」
(2021年)

イ ごみ問題を抱えている当事者の背景・課題

令和3年度に対応した事例から、ごみ問題を抱えている当事者の背景、課題は様々であることが見て取れます。



出典:健康福祉局福祉保健課

ごみ問題を抱えている人への支援事業について

- ごみなどによる「不良な生活環境」(ごみなどの物が、屋内や屋外に積まれることにより、悪臭や害虫の発生、火災の危険性や通行上の支障など、本人または近隣の生活環境が損なわれている状態)の解消・発生防止を図るため、2016年12月に、いわゆる「ごみ屋敷」対策条例を施行し、取組を進めています。

- 横浜市のいわゆる「ごみ屋敷」対策では、単に「ごみを片付ける」だけでなく、「本人に寄り添った支援」を行っています。

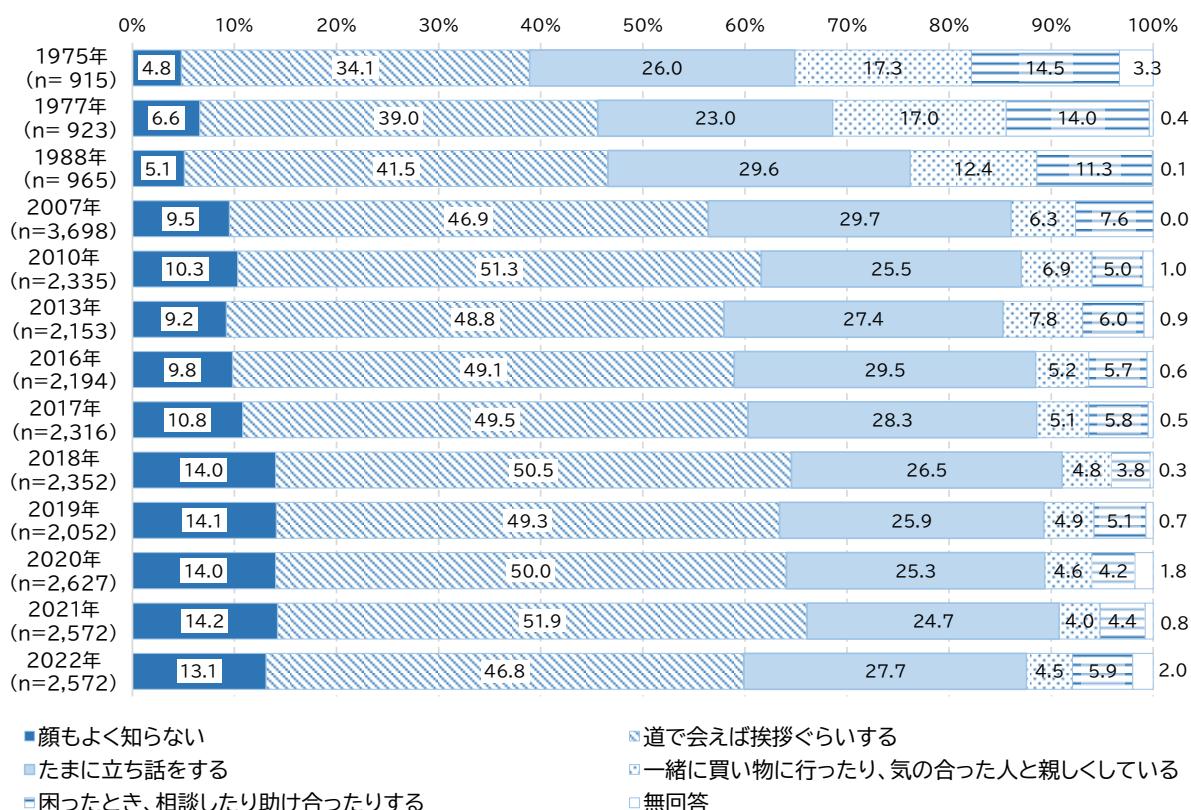
ごみ問題を抱えている人の背景には、認知症、加齢による身体機能の低下や地域からの孤立などの様々な要因があります。そこで、市・区役所と関係機関や地域住民が協力して、本人に寄り添った支援を行うことで、単にごみを片付けるだけでなく、生活上の諸課題の解決を目指します。



(3) 地域活動や市民活動の状況

ア 隣近所とのつきあい方 <経年変化>

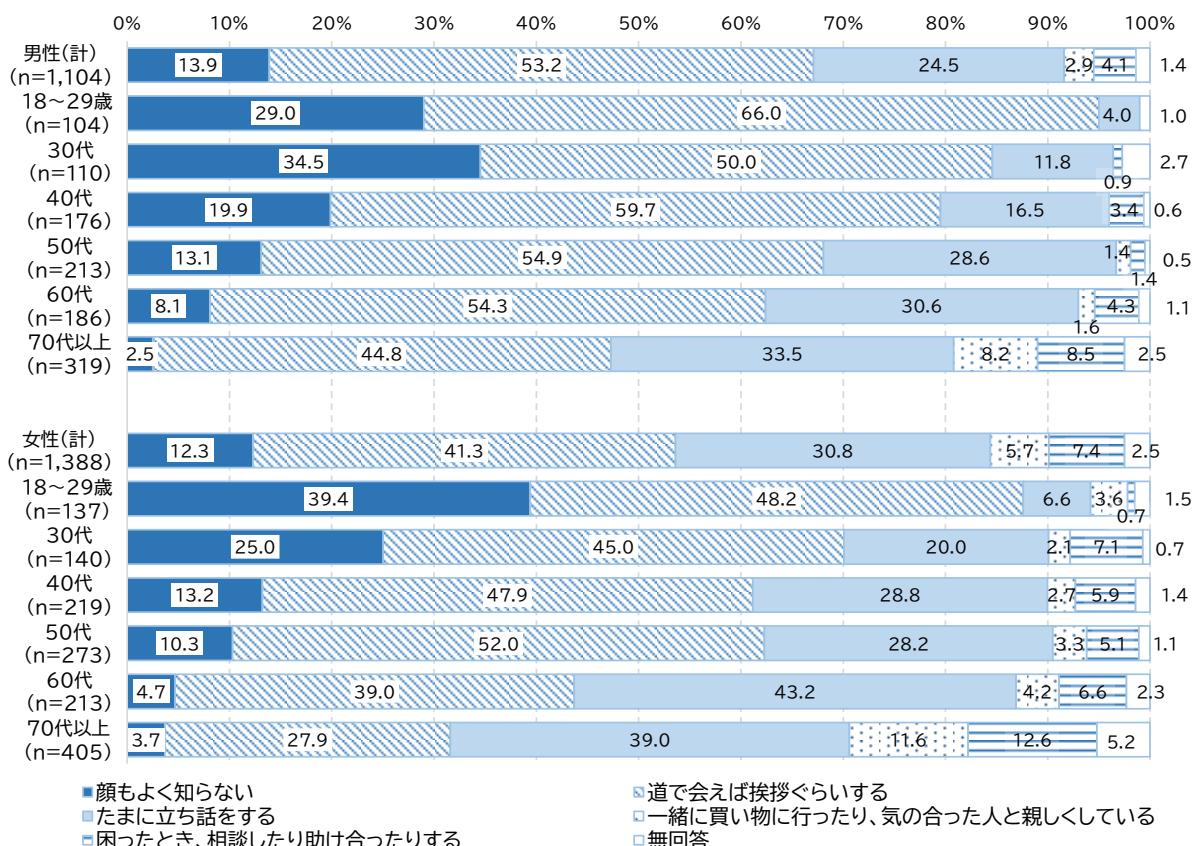
2022年度の横浜市民意識調査では、隣近所とのつきあい方は、「道で会えば挨拶ぐらいする」(46.8%)が最も多く、次いで「たまに立ち話をする」(27.7%)となっています。「一緒に買い物に行ったり、気の合った人と親しくしている」と「困ったとき、相談したり助け合ったりする」の2つを合わせた、『比較的親密なつき合い方』をしている割合は、過去50年の間減少傾向が見られ、ここ数年は約1割となっています。



出典:「令和4年度横浜市民意識調査」(2023年3月)

イ 隣近所とのつきあい方 <男女年齢別>

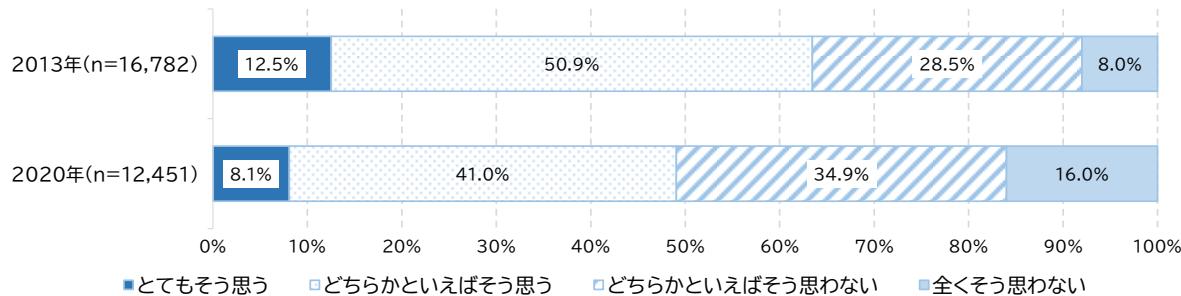
年齢が低いほど「顔もよく知らない」と回答した人の割合が高い傾向にある一方で、70代以上の女性では「一緒に買い物に行ったり、気の合った人と親しくしている」、「困ったとき、相談したり助け合ったりする」と回答した人の割合が高くなっています。



出典:「令和4年度横浜市民意識調査」(2023年3月)

ウ 地域の人々と関わりを持とうと考えているか

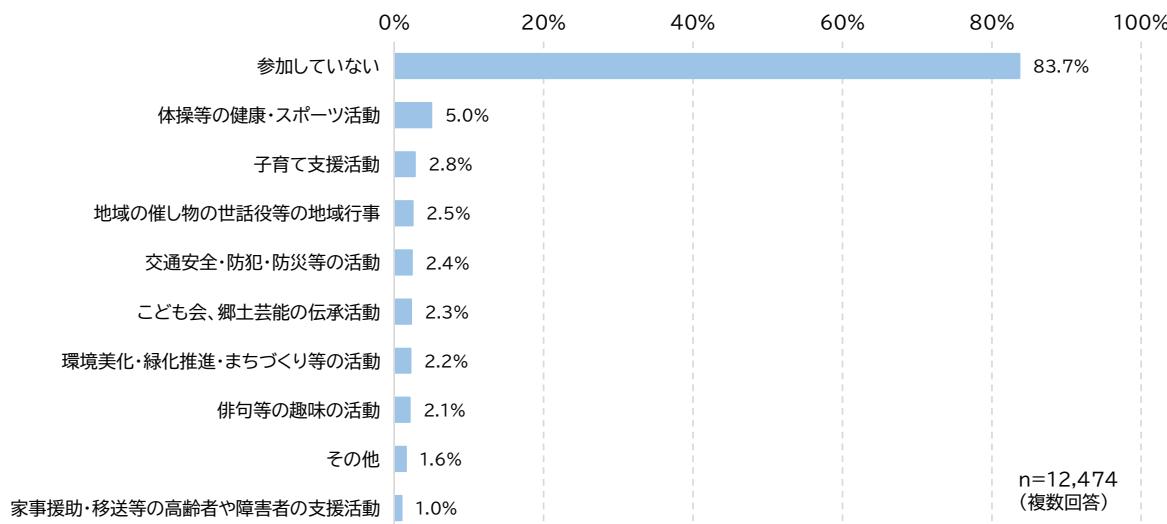
地域の人々と関わりを持とうと考える人の割合は、2013年の63.4%から14.3%減少し、2020年には49.1%となっています。



出典:「令和2年度健康に関する市民意識調査」(2021年6月)、「平成25年度健康に関する市民意識調査」(2014年3月)

エ 趣味活動・地域活動への参加状況

「あなたはこの1年間に、個人・団体で次のような趣味活動や地域活動に参加したことがありますか」という質問には、83.7%の人が「参加していない」と回答しています。参加している人が最も多かったのは、「体操等の健康・スポーツ活動」で、5.0%の人が参加しています。

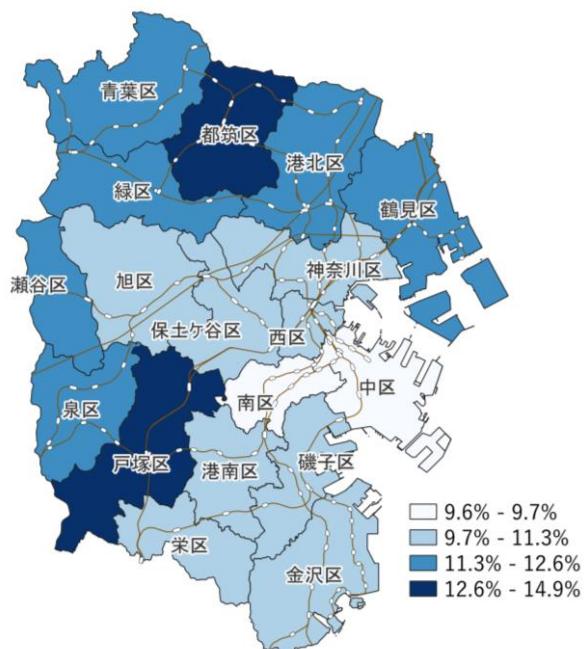


出典:「令和2年度健康に関する市民意識調査」(2021年6月)

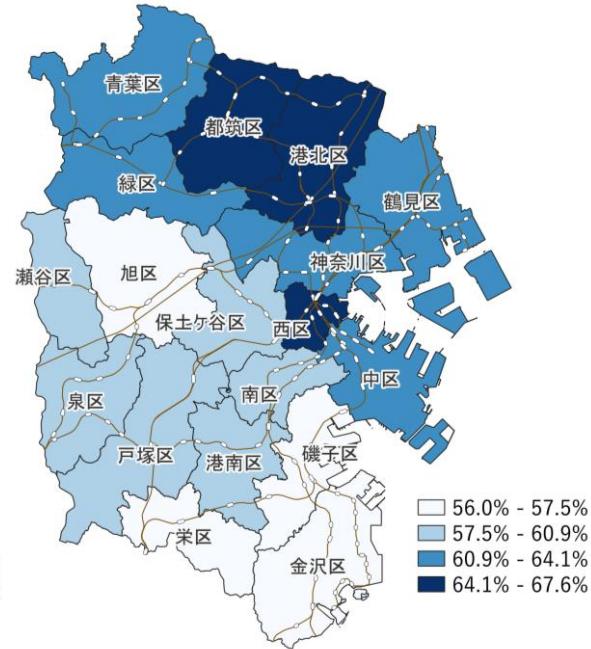
(4) 項目別の区域特性状況

ア 人口関連

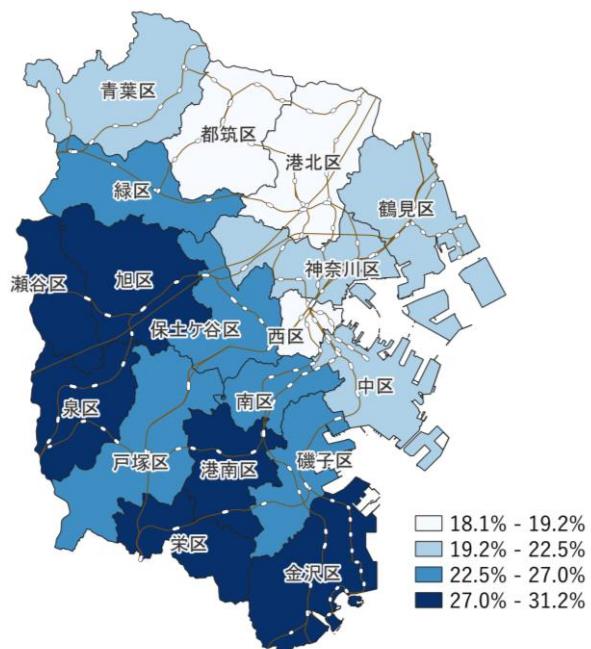
<0～14歳人口比率>



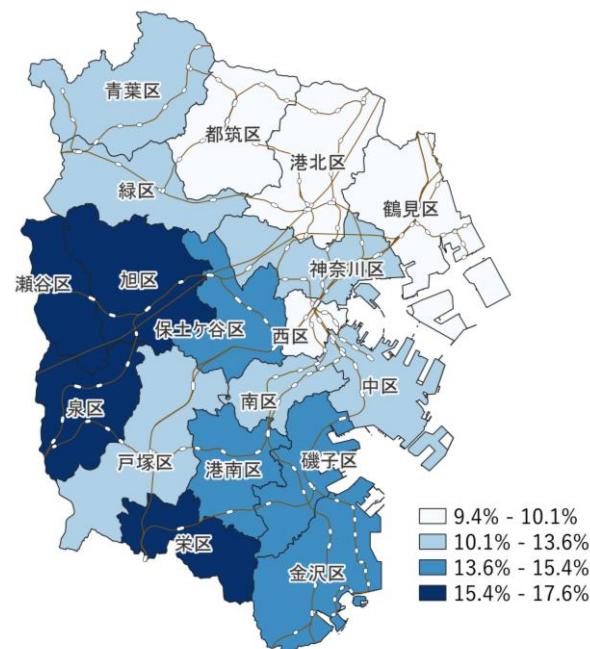
<15～64歳人口比率>



<65歳以上人口比率>



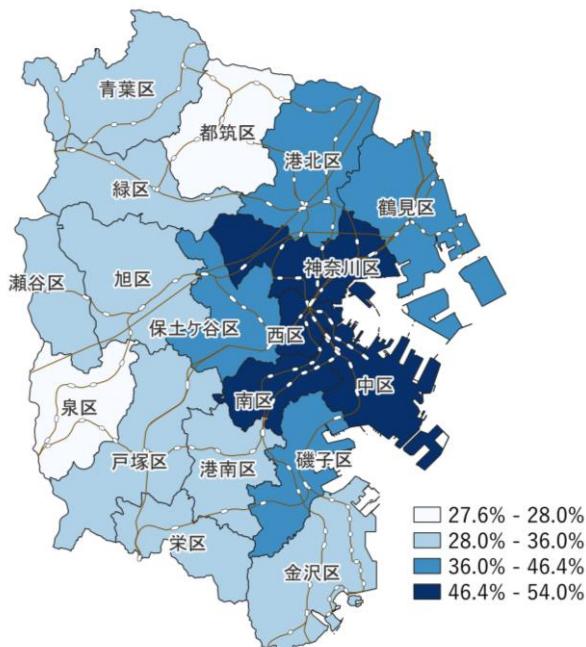
<75歳以上人口比率>



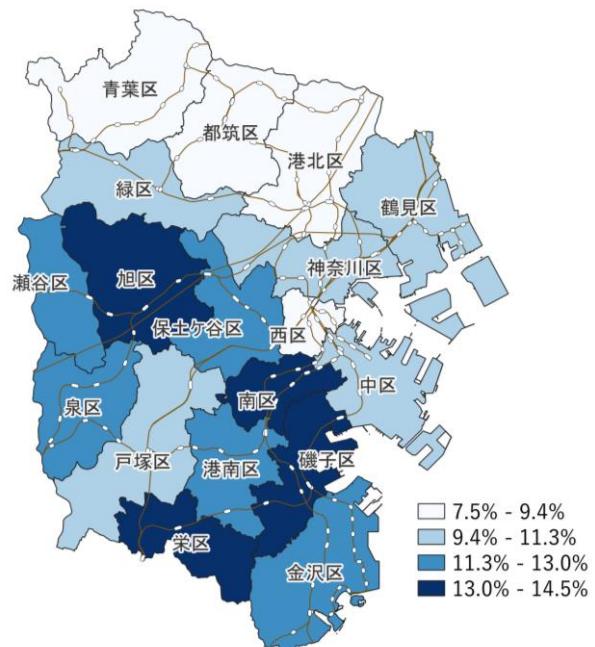
出典:総務省「国勢調査」(2020年)より作成

イ 世帯関連

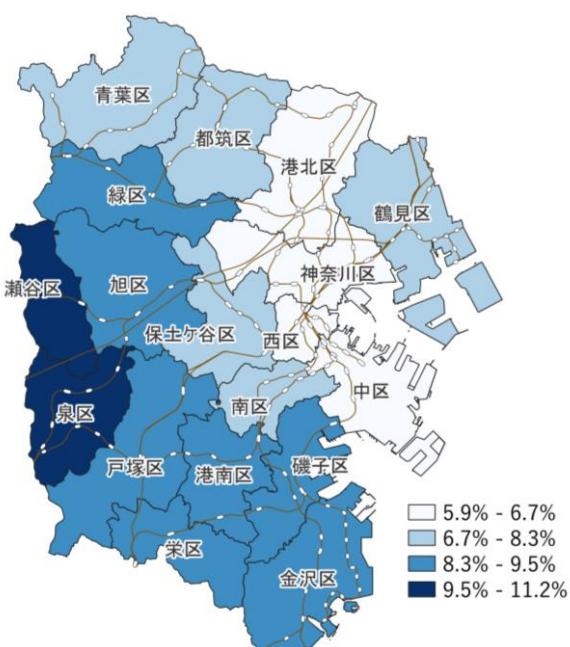
<単身世帯比率>



<単身高齢者世帯比率>



<ひとり親世帯比率>

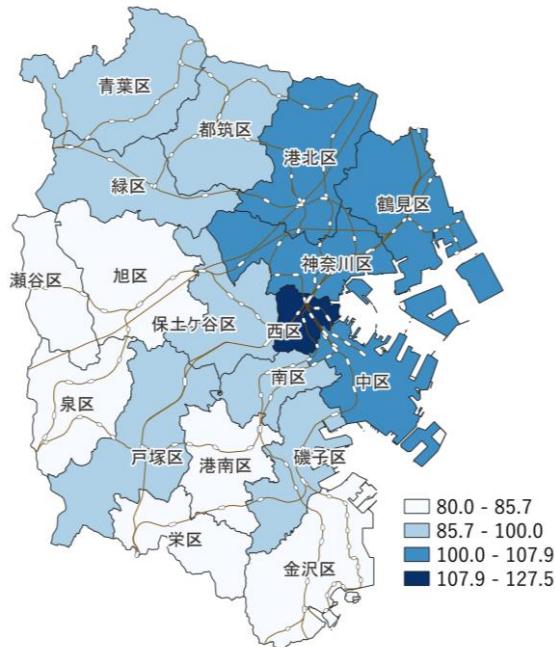


出典:総務省「国勢調査」(2020年)より作成

ウ 将来人口推計(2040年)

<総人口の変化>

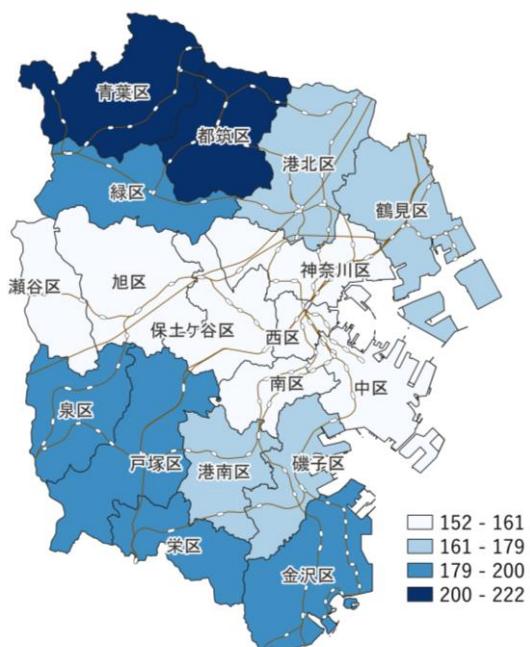
※2020年を100とした場合の指標



	総人口 (2020年)	総人口 (2040年)	2020年を 100とした 場合の指標
鶴見区	297,448	321,061	107.9
神奈川区	247,271	266,889	107.9
西区	104,934	133,761	127.5
中区	151,383	161,557	106.7
南区	198,162	193,630	97.7
港南区	215,247	184,441	85.7
保土ヶ谷区	207,814	195,575	94.1
旭区	245,175	208,979	85.2
磯子区	166,729	152,894	91.7
金沢区	198,940	161,869	81.4
港北区	358,522	382,147	106.6
緑区	183,083	174,202	95.1
青葉区	310,753	281,081	90.5
都筑区	213,132	196,804	92.3
戸塚区	283,707	279,124	98.4
栄区	120,192	96,157	80.0
泉区	152,378	126,855	83.3
瀬谷区	122,621	99,922	81.5

<85歳以上人口の変化>

※2020年を100とした場合の指標



	85歳以上人口 (2020年)	85歳以上人口 (2040年)	2020年を 100とした 場合の指標
鶴見区	9,206	16,504	179
神奈川区	8,887	14,339	161
西区	3,462	5,275	152
中区	5,642	9,043	160
南区	8,708	13,396	154
港南区	9,848	17,672	179
保土ヶ谷区	9,931	15,056	152
旭区	13,071	20,702	158
磯子区	7,790	12,743	164
金沢区	9,350	18,168	194
港北区	11,872	20,959	177
緑区	7,545	14,527	193
青葉区	11,324	24,510	216
都筑区	6,714	14,874	222
戸塚区	11,812	23,424	198
栄区	5,848	10,925	187
泉区	7,385	13,828	187
瀬谷区	6,161	9,906	161

注)2020年を基準時点とした、2040年の将来人口推計に基づいている。

出典:「横浜市将来人口推計」より作成

2 用語解説

50音	用語	内容
ア	アウトリーチ	必要な支援が届いていない人に対し、行政や支援機関が積極的に働きかけて情報や支援を届けること。
ア	あんしんノート	障害のある子どもや高齢者の方が、親や親族が亡くなった後を見据え、財産のことだけではなく、その人の特性や希望すること、関係機関のこと等についても書き残すことによって、日常生活を過ごしていく上で困らないようにするためのもの。
イ	意思決定支援	知的障害や精神障害等で意思決定に困難を抱える人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み。
イ	移動支援	外出が困難な障害者や高齢者に対して、通院等、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための移動を支援すること。
イ	いわゆる8050問題	80代の親がひきこもり状態にある50代の子の生活を支え、親の介護の問題など課題が多様化・複雑化し、地域の中で孤立している状態にある世帯。背景には、ひきこもりの長期化・高年齢化がある。
エ	エンディングノート	認知症等で意思疎通ができなくなった時や亡くなった時に自身の思いを書き留めておく「覚書」のこと。遺言のような法的な効力はない。
カ	買い物支援	外出が困難な障害者や高齢者等、日常的な買い物で困っている人へ商品の配達や出張サービス、買い物代行、移動販売の誘致を通じて支援すること。
カ	学校・地域コーディネーター	学校と地域が連携・協働するために、地域と学校をつなぐ役割を担うボランティアのこと。横浜市では平成19(2007)年度から「学校・地域コーディネーター」と呼び、平成29(2017)年度から社会教育法で規定された「地域学校協働活動推進員」として委嘱。
カ	学校運営協議会	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地域住民や保護者等が一定の権限と責任をもち、それぞれの立場で当事者として活動し、学校運営に参画する仕組み。一定の権限とは、①校長の定める学校運営の基本方針を承認すること(必須)、②学校運営に関して教育委員会や校長に意見を述べること(任意)、③教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べること(任意)の3点。
カ	関係機関・団体	この計画では、社会福祉法人、施設、地域子育て支援拠点、学校、障害児者団体、障害者地域活動ホーム、精神障害者地域活動ホーム、精神障害者生活支援センター、居宅介護支援事業者、医療機関、サービス事業者、企業、NPOなどを位置づけている。
キ	基幹相談支援センター	2016年4月から、各区にある社会福祉法人型障害者地域活動ホームに設置された障害のある方やその家族等のための総合相談支援機関。基幹相談支援センターでは、区福祉保健センターや精神障害者生活支援センターと連携し、障害のある方やその家族等からの相談に応えるとともに、地域の方や関係機関等とも連携し、地域づくりに取り組んでいる。
キ	協議体	この計画では、第一層協議体(生活支援体制整備事業)を位置づけている。

ク	区協議会(成年後見サポートネット)	成年後見制度等に関して、法律上専門性の高い対応等について専門職から助言を得るために、各区単位で事例検討会や情報交換会等を実施し、区域の権利擁護団体との連携を図っている。
ク	区社会福祉協議会(区社協)	18区に組織されており、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という共通の活動理念のもと、各区の状況に合わせた事業や取組を実施している。
ク	区社協あんしんセンター	市内に在住する、ご自分で金銭や大切な書類を管理することに不安のある高齢者や障害者が安心して生活できるよう、権利擁護に関する相談や日常生活の支援を行う機関で、市内18区社会福祉協議会が運営している。 事業内容:権利擁護事業(①相談②福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス③財産関係書類等預かりサービス)
コ	コーディネート	課題の解決や連携・協働等、目的に応じて個人や団体・関係機関をつなぎ、互いの情報共有や必要な調整を行うこと。
コ	国際交流ラウンジ	市内在住の外国人のための生活情報提供、相談を多言語で実施するとともに、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを行っている。(トピックス掲載有り P.72)
サ	災害時要援護者	高齢者、障害者等、地震等の災害時に自力避難が困難な方のこと。(トピックス掲載有り P.36)
シ	支援機関	この計画では、行政・社協・地域ケアプラザを指し、横浜市地域福祉保健計画の策定・推進を支援する機関として位置づけている。
シ	自治会町内会	一定の地域で、地域の課題解決や住民相互の親睦を目的に自主的に組織された住民団体。住民ならだれでも加入でき、親睦のためのイベント、清掃等の環境整備、防災等に関すること等の様々な事業を行う。
シ	市民活動・生涯学習支援センター	地域課題の解決や魅力ある地域づくりを目指し、市民公益活動と生涯学習を支援する区域の中間支援組織。
シ	市民協働推進センター	地域課題の解決や魅力の創出、それらに資する新しい取組の創発に向けて、市民活動支援に加え、自治会町内会をはじめとした地域団体、企業、学校、行政など様々な主体の交流と連携が生まれる対話と創造の場として、市民協働を推進している。
シ	市民後見人	市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人のこと。(トピックス掲載有り P.46)
シ	社会的孤立	家族や知人、職場や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどないため、生活上の問題が生じたときに支援につながりづらい状態。
シ	社会福祉協議会	社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている。民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織であり、横浜市においては、①社会福祉法人として専任職員と事務局を持つ市社会福祉協議会及び18の区社会福祉協議会②住民主体の任意団体でおおむね地区連合町内会エリアで活動する地区社会福祉協議会がある。
シ	社会福祉事業	社会福祉法第2条において、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に大別され、具体的な事業が列挙されている。主として第一種社会福祉事業が入所施設中心、第二種社会福祉事業は通所・在宅サービスが中心。
シ	社会福祉法人	特別養護老人ホームの運営等、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めに基づき設立される公益法人の一種。

シ	住民主体	一人ひとりの住民が地域福祉保健(困りごとの解決やより良い暮らし)への関心を高めるとともに、自らができるることを生かして主体的に関わったり、参加すること。
シ	食生活等改善推進員	各区で実施している食生活等改善推進員養成講座を受講した、食生活改善等の地域の健康づくりの活動を行うボランティア。(トピックス掲載有り P.77)
シ	親族後見人	成年後見人として選任された親族のこと。
セ	生活困窮者自立支援制度	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた包括的な支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした制度。(第4章1(4)に掲載あり P.49)
セ	生活支援コーディネーター	高齢者一人ひとりが、できることを大切にしながら暮らし続けるために、高齢者の社会参加を進め、多様な主体が連携・協力する地域づくりを進めるコーディネーターのこと。横浜市では、第1層生活支援コーディネーターを18区の社会福祉協議会に、第2層生活支援コーディネーターを地域ケアプラザ等に配置し、地域のニーズに合わせて、高齢者に必要な生活支援の活動・サービスを創出・持続・発展させるための取組の支援、関係者間の情報共有、連携体制づくり等を行っている。
セ	性的少数者	性自認(自己の性別についての認識)や性的指向(恋愛感情や性的な関心がどの性別に向くか、向いていないか)のあり方が多数派とは異なる人のこと。「LGBT」は「レズビアン」、「ゲイ」、「バイセクシュアル」、「トランスジェンダー」の頭文字をとった言葉で、性的少数者の総称として使われている言葉の一つ。(トピックス掲載有り P.67)
セ	制度の狭間	課題があるにもかかわらず、どの制度、サービスの対象にもならない状態。
セ	成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定する計画。市町村は国の計画を勘案して、市町村計画を策定するよう努めることとなっている。(トピックス掲載有り P.47)
セ	成年後見(制度)	認知症、知的障害、精神障害などの理由で自分ひとりで判断することが難しい方が安心して生活できるように保護し、法律的に支援する制度。成年後見人等は、本人の意思を尊重し、健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行う。(トピックス掲載有り P.47)
ソ	ソーシャルキャピタル	社会や地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念。
チ	地域学校協働本部	学校が地域とつながり、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。「本部」は事務所のような特定の場所を意味するのではなく、「機能」を表している。 また、地域学校協働活動とは、持続可能な地域社会をつくるために、共に子どもたちを育て、共に地域を創るという理念に立ち、地域と学校がパートナーとして、未来を担う子どもたちの成長を社会全体で支えていく様々な活動をいう。
チ	地域関係者・地域組織	この計画では、自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、委嘱委員、ボランティア、地域活動者などを位置づけている。
チ	地域ケアプラザ	高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点として様々な取組を行っている、横浜市独自の施設。(トピックス掲載有り P.63)
チ	地域子育て支援拠点	就学前の子どもとその保護者が遊んだり、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供等を行う子育て支援の拠点。地域で子育て支援に関わる方のために研修会等も実施している。
チ	地区社会福祉協議会(地区社協)	その地域に暮らす人たちが、自らの地域を良くするために様々な活動を行なう任意の団体。

チ	地区別支援チーム	地区別計画の推進に向けて、区役所、区社協、地域ケアプラザ等で編成され、地区ごとに設置するチーム。
チ	地区民生委員児童委員協議会(地区民児協)	民生委員同士の連携を図ると共に、様々な課題を抱える世帯への支援方法等についての検討を行う組織。おおむね連合自治会・町内会ごとに設置されている。
チ	地区連合町内会	自治会町内会が集まって構成され、主に自治会町内会相互の連絡調整や地域住民の福祉増進のために広域的な事業(例えば、地区での運動会や、災害を想定した防災訓練、青少年健全育成のための繁華街でのパトロールなど)を実施する組織。
チ	中核機関 (よこはま成年後見推進センター)	相談対応や専門職によるサポートのコーディネート等を行うとともに、各地域における連携ネットワークを形成・強化していくため、法律専門職団体、社会福祉専門職団体、医療・福祉の関係団体等をはじめとする関係者からなる協議会等の事務局機能を担う機関。(トピックス掲載有り P.47)
ト	特定健診	40歳から74歳の被保険者を対象に医療保険者が行う健康診査。内臓脂肪の蓄積に起因する高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病をつけ、生活習慣病の改善、病気の予防につなげる。
二	日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域。横浜市では、おおむね中学校区程度(人口平均25,000人程度)を目安として設定。
二	日本型雇用慣行	1960年代の高度成長期に大企業を中心として確立し、1970年代・80年代に最盛期を迎えた終身雇用・年功賃金・企業別労働組合を特徴とする雇用慣行のこと。
ヒ	ひきこもり	様々な要因の結果として、社会への参加が狭まり、就学や就労など、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。(トピックス掲載有り P.41)
フ	福祉教育	子どもから大人まで全ての人を対象とし、学校や地域でのボランティア体験・交流・出前授業等を通じて、高齢・障害等の当事者理解や身近な地域の福祉課題の理解等を進める取組。
フ	フリースペース	この計画では、誰もが気軽に安心して集まり、相談や交流ができる場所を指す。
ホ	法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO法人等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が十分でない高齢者や障害者の保護・支援を行うこと。
ホ	保健活動推進員	地域の健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として、地域で健康づくり活動を行っている。(トピックス掲載有り P.77)
ミ	民生委員・児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員。地域の身近な相談相手として、介護や子育て等の福祉に関する様々な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供を行ったり、行政や関係機関を紹介する「つなぎ役」。(トピックス掲載有り P.36)
ヤ	ヤングケアラー	法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされる。(トピックス掲載有り P.34)
ヨ	要援護者マップ	住民、支援機関、関係機関等により、住民地図等を使用して対象地域の要援護者や支援が必要になると思われる人の情報共有をするもの。
ヨ	要保護児童対策地域協議会	要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う協議会
口	老人クラブ(シニアクラブ・シルバークラブ)	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりに重要な役割を果たしている。(トピックス掲載有り P.76)

3 横浜市地域福祉保健計画の検討経過

年度	月	市計画策定推進委員会、検討会等	市会・関係団体・区役所・区社協・地域ケアプラザ等との調整
2021 年度	11月 ～ 3月	<p>★地域福祉保健計画・地域福祉活動計画検討会【12月】 (計画策定の考え方、テーマ別分科会の設置について)</p> <p>★第2回策定・推進委員会【2月】 (計画策定の考え方について、中間評価) ※開催中止、書面意見照会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●関係局区検討プロジェクト【1月】 (計画策定の考え方について、テーマ別分科会の設置について)※書面開催 ●区・区社協との意見交換【12月～3月】 (第4期区計画策定・推進状況、第5期市計画への意見等)
2022 年度	4月 7月 3月	<p>★第1回策定・推進委員会 (計画策定の考え方・分科会について)</p> <p>★テーマ別分科会</p> <p>①多様な世代や人々がつながり地域活動に参画し活躍できる地域づくり</p> <p>②分野にとらわれず支援が必要な人に早期に支援が届く仕組みづくり 【①②は9月までに各2回開催】</p> <p>★地域福祉保健計画・地域福祉活動計画検討会【7月・11月】 (分科会報告、素案骨子(案))</p> <p>★第2回策定・推進委員会【3月】 (素案(案))</p> <p>★第1回評価検討会【3月】 (第5期計画の評価方法の考え方)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●関係局との意見交換 (第5期市計画策定に向けた他分野計画との調整) ●関係団体等との意見交換【8～10月】 (現状と抱えている問題、必要な支援・取組、第5期市計画への意見等) ●庁内検討プロジェクト【8～3月】 (第5期市計画策定に向けた方向性、記載内容の調整) ●策定・推進委員会委員、区、関係局、区社協、地域ケアプラザ意見照会【11～12月】(素案(案))
2023 年度	5月 6月 7月 8月 9月 11月 1月 3月	<p>素案公表・市民意見募集(パブリックコメント)【5月26日～6月27日】</p> <p>★第2回評価検討会【6月】</p> <p>★第1回策定・推進委員会【7月】 (パブリックコメント実施結果、評価方法)</p> <p>★第3回評価検討会【9月】</p> <p>★第2回策定・推進委員会【11月】</p> <p>★第1回地域福祉保健計画・地域福祉活動計画検討会【3月】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体への説明、記者発表 ●第1回庁内検討プロジェクト【8月】 (パブリックコメント実施結果、評価方法、資料編、トピックス) ●第2回庁内検討プロジェクト【1月】

第5期市計画確定・公表

4 パブリックコメント実施結果

計画の策定に市民の意見を反映するため、素案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

(1) 実施期間

2023年5月26日(金)から6月27日(火)まで

(2) 周知方法 素案冊子 8,073部、リーフレット 11,882部

ア 素案冊子の配布 計 319 か所

区役所、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、市民情報センター、地域子育て支援拠点等

イ 関係団体等への説明 計 89 か所

市・区町内会連合会、市・区民生委員児童委員協議会、区社会福祉協議会、横浜市身体障害者団体連合会、横浜市老人クラブ連合会、地域子育て支援拠点連絡会、横浜市保健活動推進員会 等

ウ 広報

市ウェブサイト、広報よこはま、はまインフォ（LINE・SmartNews）等

(3) 意見総数

総計 170 件 97 人・団体からの意見

(4) 個人からの意見提出方法

電子申請 44 人・団体、電子メール 11 人・団体、FAX 3 人・団体、

郵送 25 人・団体、その他 14 人・団体

(5) 内容別意見数（総計 170 件）

項目	意見数
計画全体のこと	47 件
推進のための取組のこと	72 件
(1) 身近な地域で支えあう仕組みづくり	(27 件)
(2) 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり	(33 件)
(3) 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進	(12 件)
その他（個別分野の福祉施策へのご意見等）	51 件

(6) 提出された意見への対応の考え方（総計 170 件）

項目	意見数
(1) 御意見を踏まえ、原案に反映したもの	26 件
(2) 御意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの	27 件
(3) 今後の検討の参考とさせていただくもの	80 件
(4) その他（質問・感想等）	37 件

5 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 委員名簿(2022・2023年度)

2024年3月現在

(五十音順 敬称略)

	委員名	所属	分野
1	有本 梓	横浜市立大学大学院医学研究科地域看護学分野教授	学識経験者(保健)
2	生田 純也	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 地域ケアプラザ分科会 会長 横浜市踊場地域ケアプラザ 所長	地域ケアプラザ
3	内田 元久	横浜市身体障害者団体連合会 理事長	障害分野関係者
4	内海 宏	株式会社 地域計画研究所 所長	地域まちづくり関係者
5	宇野 雅紀	市民公募委員	市民委員
6	小林 政晴	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
7	小宮山 滋 (2023年6月23日から)	横浜市社会福祉協議会 理事	社会福祉協議会
	池田 宏史 (2023年6月22日まで)	横浜市社会福祉協議会 理事	
8	佐伯 美華	幸ヶ谷小学校 学校・地域コーディネーター (地域学校協働活動推進員)	学校・地域連携関係者
9	佐藤 潮	横浜市町内会連合会 幹事	自治会町内会関係
10	塩田 良英	港南区シルバークラブ連合会 会長	高齢分野関係者
11	鶴見 伸子	横浜市心身障害児を守る会連盟 幹事	障害分野関係者
12	名和田 是彦	法政大学法学部 教授	学識経験者(コミュニティ)
13	西尾 敦史	愛知東邦大学人間健康学部 教授	学識経験者(福祉)
14	福本 雅美	戸塚区地域子育て支援拠点とっとの芽 施設長	子育て分野関係者
15	星 勉	公益社団法人神奈川県社会福祉士会 権利擁護・成年後見事業部ぱあとなあ神奈川 運営委員長	成年後見関係者
16	本宿 剛志	金沢区生活支援センター 愛&あい 施設長	障害分野関係者
17	増子 真智子	横浜市保健活動推進員会 鶴見区会長	保健活動推進員
18	水野 千鶴 (2023年6月15日から)	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
	赤羽 重樹 (2023年6月14日まで)	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	
19	山田 秀人	市民公募委員	市民委員
20	山野上 啓子	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 監事	NPO・市民活動団体等 中間支援組織

<臨時委員>

1	久保田 充明 (2022年11月5日から)	一般社団法人横浜市薬剤師会 副会長	薬剤師会
	川村 幸久 (2022年11月4日まで)	横浜市薬剤師会 常務理事	
2	坂本 摑子	一般社団法人横浜市歯科医師会 常任理事	歯科医師会



横浜市地域福祉保健計画キャラクター
「ちふくちゃん」

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA



ほら、
よこはまは
あったかい

横浜市健康福祉局福祉保健課

横浜市中区本町6-50-10
TEL 045(671)3428
FAX 045(664)3622
kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

横浜市中区桜木町1-1
TEL 045(201)2090
FAX 045(201)8385
kikaku@yokohamashakyo.jp

この概要版は「第5期横浜市地域福祉保健計画」の一部を紹介したものです。

詳細については、

横浜市 地域福祉保健計画

検索



2024(令和6)年3月発行